

# 市町村子ども虐待防止ネットワーク対応マニュアル 資料編



千葉県  
平成20年5月

# 資料編目次

## (アセスメントシート)

緊急度アセスメントシート	1
リスクアセスメントシート	2
リスクアセスメントシートについて	3
家族関係支援のためのアセスメント	5

## (送致及び援助依頼様式)

送致書	様式 1	7
送致受理書	様式 2	8
要保護児童等の援助について(依頼)	様式 3	9
要保護児童等の援助について(回答)	様式 4	10
児童相談所の対応について(通知)	様式 5 - 1	11
要保護児童等への対応について	様式 5 - 2	12
【児童相談所の対応について(通知)について】		13
要保護児童等のケース移管について(通知)	様式 6	14
【転居によるケース移管について】		15

## (市町村ケース記録様式)

子ども虐待相談・通告受付票	様式 7	16
児童記録票	様式 8	17
受付・調査・支援等記録	様式 9	18
ケース検討会議録	様式 10	19

## (実務者会議用シート)

【実務者会議における事例の進行管理を円滑に行うために】		20
実務者会議用シート(新規受理ケース)	様式 11 - 1	21
実務者会議用シート(継続ケース)	様式 11 - 2	22
実務者会議情報共有シート	様式 12 - 1	23
ジェノグラム&エコマップ(記入例)	様式 12 - 2	24

## (市町村台帳様式)

相談・通告受付台帳	様式 13	25
要保護児童台帳	様式 14	26

## (関係機関等での発見・通告)

関係機関等から市町村等への通告書式	様式 15	27
早期発見のためのチェックリスト		28

## (ネットワーク等の要綱例)

市町村子ども虐待防止ネットワークの設置要綱例		32
要保護児童対策地域協議会の運営要綱例		34
【要保護児童対策地域協議会について】		37

(各市町村児童相談・虐待通告担当部署一覧)		42
-----------------------	--	----

(関係機関一覧)		45
----------	--	----

(関連法規)		60
--------	--	----

# 緊急度アセスメントシート

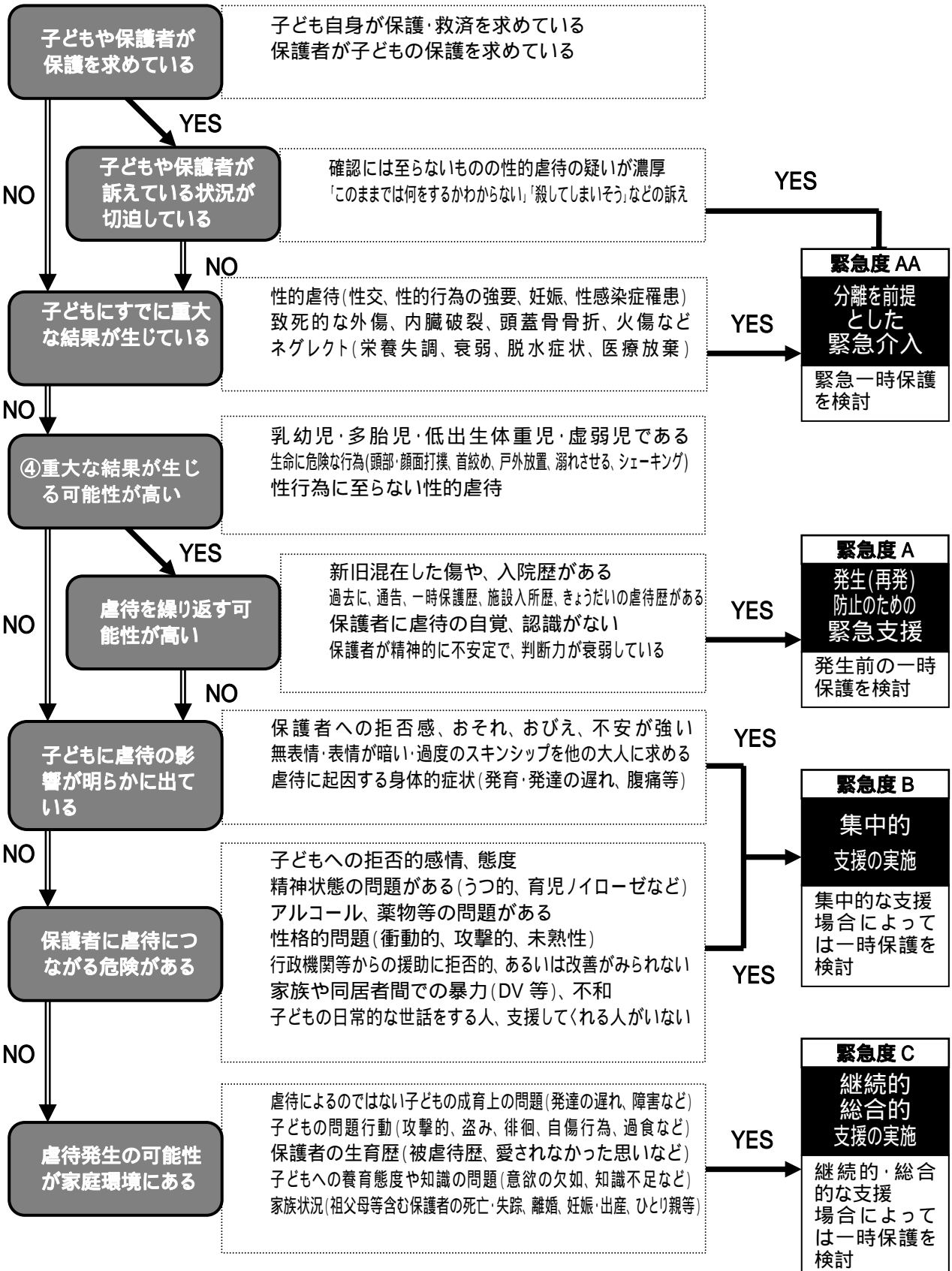
児童氏名 \_\_\_\_\_

(作成日

年

月

日)



判断にあたっては、各チェック項目を参考にすること。参考に出来る情報がこれ以外にある場合は空欄に記入すること。

厚生労働省「子ども虐待対応の手引き」(平成 19 年 1 月改訂版)を参考に作成

# リスクアセスメントシート

( 初回 ・ 回目 )

ケース番号	—
氏名	

記入日	平成 年 月 日
担当	

虐待の種類 (主◎ 従○) 身体・性的・ネグレクト・心理  
 子どもの年齢 ( 歳) 0~2歳・~5歳・6歳以上  
 虐待者 右図 (主◎ 従○)

ジェノグラム

1 虐待の程度 * (生命・重度:はい 中度:やや 軽度:いいえ)
生命 (頭部外傷のおそれ 乳幼児を投げる 逆さ吊り 布団蒸し 脱水 明らかな衰弱 乳幼児で医療受診させない 首を絞める 水につける 踏みつける 頭部を殴る)
重度 (医療を必要とする外傷 打撲 目の外傷 火傷 幼児の打撲)
中度 (慢性のあざや傷痕 噛み跡 生活環境不良で改善なし 放置)
軽度 (跡が残らない暴力 健康問題が起きない程度のネグレクト)

		はい	やや	いいえ	不明	以下、該当項目と思われるものを全てを で囲んでください。 養育者は、家族の中で誰かが該当すれば。
把握	2 虐待の継続 *					繰り返し・常習・子を何日も放置する
	3 関係機関からの情報					医療・保健・警察・学校・幼稚園・保育所・福祉事務所・民生児童委員・近隣住民・施設・その他
非変動	4 虐待歴					入院施設歴
	5 性的虐待 *					疑い・性病・妊娠
	6 養育者の被虐待歴					被虐待歴・愛されなかった思い・厳しいしつけを受けてきた
家庭	7 家族問題					夫婦不和・夫婦間暴力・別居・家出・未婚・離婚・内縁・家族構成の変化
	8 経済問題					借金多い・生活苦・失業・転職・計画性欠如
	9 生活環境					劣悪な住居環境・安全確保への配慮なし・事故防止不足
養育者	10 子を守る人なし *					同居中の人で日常的に子どもを危険から守る人がいない・危険なとき子の逃げ場がない
	11 精神的状態					うつ病・精神症状・通院ができていない・服薬ができていない・疑いはあるが通院歴なし
	12 性格の問題					衝動的・未熟・攻撃的・偏り・共感性欠如・人との関わり嫌い・被害的・その場逃れ・嘘が多い
	13 アルコール・薬物 *					アルコールの匂い・視線がうつろ・会話しにくい・疑い・依存症
子ども	14 家事・育児能力 *					送迎ができない・障害のため能力低下
	年齢 *					3歳未満
	15 身体の状態 *					低身長・体重増加不良・発育不全・(発達・身体)障害・持病・皮膚疾患
	16 精神の状態 *					笑わない・表情が乏しい・視線が合いにくい・言葉の遅れ・睡眠リズム・抜毛・自傷
	17 日常的世話の欠如					ひどいオムツかぶれ・身体衣類の汚れ・異臭・非衛生・不潔・季節に合わない衣服
	18 問題行動					激しい癇癇・落ち着きなし・多動・注意惹き行動・攻撃的・遺尿・過食暴食・性的行動・嘔吐 万引き・火遊び・夜間徘徊・家出
養育状況・態度	19 意思・気持ち *					家に帰りがたらない・親の前で萎縮・親が来ても無表情・親の口止めに応じる
	20 子への感情・態度					子ども嫌い・出産の後悔・可愛がったり突き放したり・疎ましい・子をけなす・ほめない 子どもに対する虐待事実の口止め・子どもの態度や行動を受け入れられない
	21 虐待自覚なし *					問題意識なし・体罰容認・しつけ主張・虐待の隠蔽・虐待者をかばう
	21-1 ネグレクト					ケア状況の怠慢・長時間の放置・食事や医療を与えない・夜間放置
	21-2 養育意欲					意欲なし・改善意欲なし
サポート	22 養育知識					若年親・知識不足・不適切・期待過剰
	23 社会的サポート *					孤立的・親族の対立・親族過干渉・保育なし・転居
	24 協力態度なし					機関介入拒否・接触困難
	25 援助効果なし					調整改善効果期待できない
合計値						* の合計 * が保護決定を考える際に重要。また、はいが15以上なら保護の可能性が高くなる。なお、15はあくまでも目安であり、子どもの年齢や*の項目、その他の要因を勘案して保護を検討する必要がある。

注) 加藤曜子氏の了解を得て、「要保護児童対策地域協議会 (市町村虐待防止ネットワーク) 個別ケース検討会議のための在宅アセスメント指標シート」を改変して作成

## 【リスクアセスメントシートについて】

### 1 リスクアセスメントシートとは

子ども虐待対応にあたっては、家族全体に関する情報に基づいて虐待の発生要因と背景を明らかにし、虐待再発防止のための支援計画を立てるための見立て、アセスメントが重要です。

リスクアセスメントは、特に虐待のリスクを評価するものであり、あくまで子どもの安全を確保するためのひとつの道具です。アセスメントが総合的なものとするならば、リスクアセスメントはその一部、あるいは補助と言えます。

ここで用いているリスクアセスメントシートは、子どもの保護の要否を判断する際の補助とするための客観的指標を用いたシートですが、その活用範囲は案外と広いものとなっています。

その効用については、下記のような事項が考えられます。

一時保護の決定が難しい局面や長期化した事例について、関係機関相互の意見が違ったとき、事例の客観的な見立て直しをするときに役立つ。

担当者の経験則、思い込みや希望的観測をできるだけ排除し、判断の客観性・的確性を高め、対応の遅れを防止する可能性もある。

必要な情報についてのチェックや、断片的な情報を整理し、統合し、評価するうえでも有効である。

不明項目が多い領域を確認でき、今後の調査のターゲットを絞ることができる。

前回の会議で決定したときの家庭・子どもの状況と現状との比較が可能となる。

また、この間の援助内容が効果があったかどうかの評価にも使用できる。

関係機関同士で在宅支援メニューや機関の役割分担を検討する際にも有用である。

特に、関係機関が同じアセスメントツールを用いることは、事例に対する情報や問題認識の共有を図り、相互理解を深めるために不可欠である。

### 2 リスクアセスメント記入のしかた

リスクアセスメントシートをつける際、はじめからすべての項目を埋めようとする必要はありません。初回につけてみて不明であれば、どうして不明なのかと考えることに意味があります。

また、断片的な情報のみで「はい」や「いいえ」にせず、「不明」とチェックすることも大切であり、他機関との連携の中で意識して情報収集に努めることが必要となります。

長期の関わりがあるのに不明が多いというのであれば、リスクが高い可能性があり、さらに不明である理由を明らかにしていくことが必要です。ただし、アスタリスク(\*)がついたものは、子どもの保護に深く関連するものなので、優先的に状況把握することが大切です。

リスクアセスメントシートは単なるチェックリストというものではなく、どういったところに問題が多いのか、それを解決したり軽減したりするにはどんなサービスや支援が必要なのか、支援に対する家族のニーズはどの程度かという視点のもとに、具体的な対応を考えていくためのものでもあります。

リスクを見るときは留意点としては、リスクの個数だけでなく、リスクが継続する期間、親と子の衝動コントロールの有無、家族の持つプラス面「強み」、使える資源の有無を加味してトータルに考えることが重要です。実際の援助に当たっては、養育者のプラスの力を生かしていくことも重要なポイントとなります。

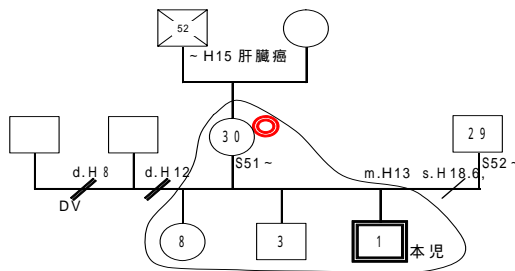
したがって、「いいえ」のある項目はプラスであると考え、養育者の持っている力をどのように伸ばし援助するのかという視点も意識することが必要です。

はじめのうちは時間がかかりますが、担当者ひとりをつけるよりも、同僚や上司、関係機関など複数によりつけることを心がけることが重要です。それぞれの担当者の認識の違いはどこから生じているのか、客観的事実はどうなのかを突き合わせることで、相互理解と有機的な連携を可能にし、感情的で不毛な議論を避けることができます。

(記入に当たって)

① 基本情報

- a リスクアセスメントシートの記載が何回目なのかを明らかにする。
- b 子どもの年齢 0～3 歳未満はリスクが高いことを意識するための欄である。
- c ジェノグラム 養育者の原家族(親きょうだい)や年齢を含む。現在、同居状態にいるものはマルで囲む。内縁や出入りのある場合も記入する。
- d 虐待の種類: 調査や介入のきっかけになった主たるもの、あるいは子どもの傷になっているものでウエイトの重いものを選ぶ。(たとえば、身体的虐待は軽いが心理的虐待が重く、子どもに精神的な症状が出ている場合には、心理的虐待に をし、身体的虐待に をする)
- e 虐待者: 主たる虐待者は 、従たる虐待者は をジェノグラム欄に記入する。



(ジェノグラムとは、三世代以上の家族メンバーとその人間関係を盛り込んだ家系図作成法のこと( 24頁参照))

リスクアセスメント指標と項目

アセスメント指標として子どもの事情、親の事情、家庭の事情、養育状況、援助状況など各領域について1から 25(21、21 - 1、21 - 2 を含む)まで設定してあり、その横に具体的な項目をあげてある。その項目に該当するものはすべて で囲む。  
指標ごとに「はい」「やや」「いいえ」「不明」のいずれかに を記入する。

3 リスクの評価と保護の検討

「はい」の数、\*の数、「不明」の数を数える。「はい」が15以上なら、リスクは高く、保護の可能性が高くなります。

なお、15はあくまでも目安であり、子どもの年齢や\*の項目、虐待の程度、その他の要因を勘案して、リスクを評価し、保護を検討することが必要です。15以下でも保護する場合、15以上でも保護しない場合の理由や背景など、ネットワークとしての判断を個別支援会議などの場で確認し、明記しておくことが大切です。

また、ある項目が「はい」になったときは保護を検討する必要性が高まるのが想定される場合は、その情報を把握した機関が要保護児童対策調整機関等に情報提供する手順などを確認しておくことが重要です。

なお、このリスクアセスメントシートは、流通科学大学教授 加藤曜子氏の許可を得て「要保護児童対策地域協議会(市町村虐待防止ネットワーク)個別ケース検討会議のための在宅アセスメント指標シート」を一部改変して作成したものである。

# 家族関係支援のためのアセスメント ( 初回 ・ \_\_\_\_\_ 回目 )

記入者氏名	記入日 年 月 日
記入者所属・職	子ども年齢・(学年)
子ども氏名 性別 生年月日	進学等の節目まで 年
入所施設名 施設入所日	施設入所経過 年 月

虐待の内容(子どもが虐待者(\_\_\_\_\_)、以下、虐待者については親と表記)にされたことを記述)

親の意識(該当に ) 相談・支援を受け入れる姿勢がある C ↑ D A   B → 虐待の認知あり	親タイプ(該当に ) 1 育児ストレスタイプ    4 抑うつタイプ    7 依存タイプ 2 未熟タイプ                5 易怒タイプ 3 愛情欠如タイプ         6 パーソナリティ障害タイプ
--	--

視点	項目	はい	はい	どちら	いい	いい	不明	着目のポイント
	重要項目【リスクポイント関連】 家族全体のアセスメントを心がけること							該当と思われるものを全てで囲む(改善されてきたポイントをチェックする)
子ども	1 親(虐待者としてのきょうだい等含む)に対する恐怖心が軽減し、安心・安定した自然な接触ができる <small>[19意志気持ち]</small>							親に会いたがる。親の話題に抵抗がない。見捨てられ不安の軽減。親への思慕・愛着がある。面会等の後に不安定にならない。子どもが安心して親と居られる。親の前で自分の意見を自由に言える。安心・安全が保障されている。親子でお互い楽しく過ごせる。親子がお互いに肯定的に評価しあえる。親子の非言語的な関わりが良好。
	2 子どもの健康・成長・発育が順調である <small>[15身体の状態 / 16精神の状態]</small>							継続的な医療を受けることで安定している。継続的医療を必要としない。 [知的障害・発達障害・精神障害・肢体不自由・疾病]
	3 対人関係や情緒が安定し、環境や集団に適応可能である <small>[16精神の状態 / 18問題行動]</small>							対人的トラブルがない。情緒安定。明るくなった。自信をもった。将来への夢や希望を持つ。本人が大切に思えること・人・ものがある。
	4 虐待に対する認知に改善が見られる <small>[19意志気持ち]</small>							施設入所の理由を「自分が悪い子だから」ととらえていない。施設入所の理由を理解している。自己肯定感が醸成されてきた。 [年齢的・能力的に困難]
	5 家庭復帰への希望がある(施設が嫌だから等の消極的な理由でない) <small>[19意志気持ち]</small>							面会を希望する。家族のことを話題にする。家庭復帰を望む気持ちがある。 [年齢的・能力的に困難]
	6 虐待再発時、援助が求められる <small>[19意志気持ち]</small>							口止めされても言える。圧倒されても逃げ出せる。 [年齢的・能力的に困難]
家庭・保護者	7 虐待の事実を認めている <small>[21虐待自覚なし / 25援助効果なし]</small>							虐待は認めないが行為は認める。行為も虐待も認めている。虐待の結果子どもの成長に悪影響を及ぼしていることを理解している。カウンセリングを受けている。子どもに謝罪している。子どものせいにしない。親の都合にいいよう誤った理解をしない。
	8 引取りを希望し、問題解決に取り組む具体的な準備をしている。 <small>[14家事育児能力 / 20子への感情態度 / 21-2養育意欲]</small>							引取り希望がある。家事ができる。子どもの立場・気持ちをくみ取ることができる。引取りたい想いに行動が伴っている。夫婦間で想いが一致。
	9 生活基盤が安定している <small>[8経済問題 / 9生活環境]</small>							電気ガス水道代家賃をきちんと支払えるなどの経済基盤が保障されている。 [戸建・集合・借家・持家・間取り:_____]
	10 家族・夫婦間の問題がない(パートナーを含む) <small>[7家族問題]</small>							夫婦関係が安定。主張の対等性が確保。夫婦で子どもに面会しようとする。 [葛藤不満・孤軍奮闘・同調共謀・支配服従・暴力・DV]
	11 子どもへの怒りや衝動を適切にコントロールできる <small>[12性格的問題 / 20子への感情態度]</small>							言動に配慮している。体罰に対して否定的となっている。物を壊す等しない。 [能力的に困難]
	12 親が精神的に安定している(必要に応じて医療機関とのかわりもてる) <small>[11精神の状態 / 137#-#薬物]</small>							子どもの行動・言動等を被害的に受けとめない。 [アルコール・薬物・入退院繰り返し・犯罪罪・知的障害・精神症状・うつ病]
	13 子どもの年齢・発達あるいは場面に応じ、適切な養育ができる <small>[14家事育児能力 / 17日常的世話の欠如 / 20子への感情態度 / 21-1ネグレクト / 22養育知識]</small>							育児知識・技術が備わっている。備えようという意欲や具体的な行動が見られる。他のきょうだいのケア(養育)ができる。子どもの知的・身体的能力への理解がある。 [能力的に困難]
14 児童相談所もしくは関係機関との良好な相談関係がもて、適宜必要な援助が求められる <small>[24協力態度なし]</small>							援助を受ける姿勢がある。児童相談所・市町村・施設里親等と関係が築ける。地域のサービスを受け入れようとする。	
地域	15 近隣・地域・親族との関係に問題がない <small>[10子を守る人なし / 23社会的#-#]</small>							その家族を支えるに際して中心的役割がとれる人・家族に影響力がある人・相談に来れる人・“困っている”認識を持つ人がいる。孤立していない。トラブルを抱えていない。住環境に問題がない。
	16 公的機関等による支援体制が確保されている <small>[23社会的#-#]</small>							地域に活用できる資源がある。地域にサポート体制がある。転校先との連携がとれている。
経過	17 施設入所の理由が、親・児童相談所・施設里親等の3者で共有され、3者が引取りを進めることが適切だと考えている							
	18 通信・面会・外出・外泊等を計画的に実施し、経過が良好である							
評価	A 家庭復帰を進める B 家庭復帰に課題あり(何が改善される必要があるか) C 家庭復帰は不可 方法: 交流前支援 / 通信 / 立会い面会 / 面会 / 立会い外出 / 外出 / 親子訓練室利用 / 訪問有外泊 / 3日未満外泊 / 7日未満外泊 / 引取前提外泊 / 他 協議内容等は千葉県児童相談所子ども虐待対応マニュアルの様式「個別支援会議情報共有シート」「個別支援会議録」に記載すること							

## 使用に際して

このアセスメントは、施設入所（一時保護・里親委託）中の子どもが家庭復帰を検討する段階を迎えたときに、最低限押さえておくべき項目を整理したものです。着眼のポイントを参考にそれぞれの項目を5段階でチェックし、取り巻く環境を含めた当該家族の現在の状況について確認することを目的としています（年齢等に応じて考慮する項目があります）。チェックを行うにあたっては、各種の情報を吟味し、支援者間で共通確認することはもちろんですが、客観性を確保することを十分に意識し、子どもと日常的に接している施設（保育士・里親等）や、地域の関係機関と協働して共通理解を図るよう心がけてください。

チェック項目に「はい」の数が多いほどその家族は安全性が高いと考えられるので、より多くの項目において「はい」にチェックされることが家庭復帰の原則ですが、全ての項目において「はい」にチェックされない限り家庭復帰できないということではありません。

否定的にチェックされた項目については、虐待が再発するリスクを適切に認識した上で、リスクに対処しうる手立てを講じることができるかが、家庭復帰を判断する上で重要になります。

「はい」の数がいくつ以上だから家庭復帰できる、というような機械的な使い方は避け、家族と地域の支援体制を総合的に判断するツールとして使用してください。

なお、本アセスメントの活用方法としては、家族の変化を追った援助を組み立てるために、子どもが施設に入所した時点、入所中、家庭復帰を検討する時点というような援助の節目でチェックを行い、それぞれの時点での課題を明らかにしていくといった使い方も考えられます。

いずれの使い方であってもチェックリストはあくまでもひとつのツールです。その限界を理解した上で使用してください。

## 虐待する親のタイプ

### 1. 育児ストレスタイプ

育児ストレスはどの家庭にもありますが、母親の性格上、手抜きをしないで完璧な子育てを目指している“パーフェクトマザー”であったり、優等生的母親であったりします。夫や周りからの支援があれば行き詰ることは少ないのですが、夫との確執や不信感、非協力、実家や舅姑からも孤立していくと、生活や育児、家族関係等につまわるストレスが子どもに向かうようになり、虐待がエスカレートしていきます。

### 2. 未熟タイプ

このタイプは生活基盤、経済力、育児力、家族機能全体が弱く、育児知識や育児体験も充分でないなか妊娠・出産し、子どもを安全に育てる力に欠けるため養育の怠慢や放任が起こり、子どもの発育や発達に遅れが生じることが多く見られます。

### 3. 愛情欠如タイプ

このタイプは愛着に問題があるため、子どもへの愛着行動が非常に少ないか、ほとんどないと思われます。子どもには拒否感や嫌悪感をもっているのが育児や世話も滞りがちで、愛情をかけたことが少なく、それが慢性に持続していくと情緒的、心理的な障害を起こして成長障害をみることがあります。成長ホルモンは正常であるのに、親が育てていると身長や体重の伸びが非常に悪いのが特徴です。時には暴言や身体的虐待を伴うことがあります。親は援助や介入を拒否しがちで、信頼関係をつくるのが難しい場合もあります。

### 4. 抑うつタイプ

出産後数ヶ月内に心身のバランスを崩し気分障害（産後うつ病など）に陥り、医療や支援を必要とする状態になっている母親です。赤ちゃんを産んだのに幸せな気分になれない、無気力、自責感、思考力低下、集中力低下、決断力減退、子どもや夫に愛情を感じない、疲労感など症状はさまざまです。自律神経失調症、うつ病、家族の死やトラブル、失職、住環境に不満足などの発症要因が関係していることがあります。希死念慮は少ないですが、時に母子心中や子殺しもありますので注意が必要です。

### 5. 易怒タイプ

短気で“キレ”やすく、ささいなことで感情が爆発し、暴力や暴言、威嚇によって人をコントロールしようとするタイプです。過去、現在いずれかに反社会的な行動やDV、覚せい剤乱用、対人関係トラブルが潜んでいることもあるので見極めが重要です。権威のない人には慇懃無礼な態度を見せるとか、権威のある人には“見せかけの従順さ”を装うこともあります。子どもが言うことを聞かないと、しつけと称して体罰を加えたりします。子どもの“泣き”への対処ができず、キレると乳幼児を揺さぶる危険性もあります。

### 6. パーソナリティ障害タイプ

医師からパーソナリティ障害と診断がついている、あるいは疑われるような病理や症状などがあり、子どもを虐待している、あるいは虐待するかもしれないタイプです。感情が不安定で、衝動的、コントロールできない激しい怒りや抑うつ、焦燥感など気分の変動が大きく、自傷行為、浪費や妄想、解離状態など精神病症状に近縁の症状が出現することがあります。パーソナリティ障害はいくつかの種類がありますが、「境界性パーソナリティ障害」が多いです。過去に性被害や深刻な被虐待環境を生き抜いてきた外傷体験が起因していることもあります。捨捨てられ感が強いいため、基本的な信頼関係の構築が難しく、理想化と攻撃性など人間関係の距離の取り方にも問題を抱えています。解離がある場合は、その時のことを覚えていないので危険性を十分にアセスメントする必要があります。

### 7. 依存タイプ

アルコール・薬物乱用や依存、摂食障害、ギャンブル依存などのアディクション（嗜癖）問題を抱えている家族の子育てで起こる虐待です。母親・父親の生育歴が関係していることがあり、幼い頃から過酷な環境（施設、親戚など）をたらいまわし、親の遁走、被虐待、性被害などを生きのびてきた親に見られます。家族関係を聴取すると世代間連鎖の有無は重要な要因です。キッチンドリinkerや思春期からの親との葛藤で拒食傾向にあるとか、酒乱で未治療、DVの有無など家族病理の観点で子どもへの虐待に介入することが大切です。



様式 1

第 号  
年 月 日


市 町 村 長  
児 童 相 談 所 長 様

市 町 村 長  
児 童 相 談 所 長

送 致 書

下記の理由により、ケースを送致します。

記

子 ど も	氏 名	(男・女)
	生年月日	H・S 年 月 日生( 歳)
	現住所	〒
送致理由		
添付資料		ケース概要や対応経過のわかるものが必要
担当者		

様式 2

第 号  
年 月 日

市 町 村 長  
児 童 相 談 所 長 様

市 町 村 長  
児 童 相 談 所 長

送 致 受 理 書

年 月 日 付 第 号 で 送 致 の あ っ た 、 下 記 の ケ ー ス に つ い て 受 理 し ま し た 。

記

子 ど も	氏 名	(男・女)
	生年月日	H・S 年 月 日生 ( 歳 )
	現住所	〒
受理日	平成 年 月 日	
担当者	☎	

第 号  
年 月 日

児童相談所長 様

市 町 村 長

要保護児童等の援助について（依頼）

当市町村で所管中の下記のケースについて、援助を依頼します。

記

子 ど も	氏 名	(男・女)
	生年月日	H・S 年 月 日生 ( 歳 )
	現住所	〒
援助依頼 内容	1 . 助言 ( 文書・電話・会議・その他 ) 2 . 同行調査・訪問 3 . 判定 4 . その他	
依頼理由		
添付資料	ケース概要や対応経過のわかるものが必要	
担当者	☎	

様式4

第 号  
年 月 日

市 町 村 長 様

児 童 相 談 所 長

要保護児童等の援助について（回答）

年 月 日付け 号で援助依頼のあったケースについて、下記のとおり回答します。

記

子 ど も	氏 名	(男・女)
	生年月日	H・S 年 月 日生( 歳)
	現住所	〒
援助依頼 内容	1. 助言(文書・電話・会議・その他) 2. 同行調査・訪問 3. 判定 4. その他	
助言内容の概 要 特記事項		
担当者	☎	

第 年 月 日 号


児童相談所長 様

市 町 村 長

児童相談所の対応について（通知）

下記のケースについて、以下のとおり児童相談所の対応が必要と認めますので通知します。

記

子ども	氏 名	(男・女)
	生年月日	H・S 年 月 日生 ( 歳 )
	現住所	〒
保護者名		
内 容		1．立入調査 2．一時保護 3．その他 ( )
理 由		
添付資料		有 ( . . . ) 無
担 当 者		

添付資料がある場合は、資料名を記載

要保護児童対策地域協議会における協議・決定を経た場合は、協議会長名による概要を添付

市 町 村 長 様

要保護児童対策地域協議会長

要保護児童等への対応について  
 下記のケースについて、以下のとおり協議いたしましたので報告します。

記

子 ど も	氏 名	(男・女)
	生年月日	H・S 年 月 日生 ( 歳 )
	現住所	〒
保護者名		
協議内容		
		[必要と思慮される対応]
添付資料	有 ( . . .) )	無

添付資料がある場合は、資料名を記載  
 (協議内容については、別添資料のとおりとし、会議録を添付することも可)

## 【児童相談所の対応について(通知)について】

市町村と児童相談所は、ともに子どもの安全と福祉を守る責務を負っており、それぞれの特徴を生かした役割分担をし、連携・協力して要保護児童等の支援を行っています。

そこで、市町村が受理した事例であっても、児童相談所が有する専門性や行政権限の行使を主体とした支援が必要となる事例については、市町村から児童相談所へ送致し、その際、市町村は送致が必要と認める理由として児童相談所による立入調査や一時保護等の実施に関する意見等を付すこととしています。

また、児童相談所に送致した事例等、児童相談所が所管している事例であっても、市町村は連携・協力して支援を行うとともに、総合的なケース管理を行うこととされている(児童福祉法第25条の7)ことから、児童相談所と市町村は、ともに事例に関する責任を有することとなります。しかし、立入調査や一時保護等は児童相談所のみが有する行政権限であり、その行使に関し、児童相談所と市町村の意見が異なる場合も考えられます。

もちろん、個別事例の支援方針については関係機関で十分協議し、決定していくことが必要です。しかし、十分な協議を尽くしたうえでもなお、児童相談所が所管している事例について、児童相談所の行政権限の行使に関する意見の一致が図られなかった場合、市町村は、要保護児童対策地域協議会における協議等を踏まえ、必要があると認められるときは、児童相談所長に対し、立入調査や一時保護の実施について通知することができます。通知に当たっては、必要と認める相当の客観的事実や理由を明らかにすることが重要です。

また、この通知は、児童相談所の権限行使や回答に関する拘束力を有すものではありませんが、通知を受けたことにより、児童相談所は、援助方針について再度検討し、児童相談所としての対応やその判断基準について明確に説明することが必要となります。つまり、児童相談所の説明責任や権限行使などについての積極的な取組を促すこととなるとともに、公文書として残すことにより、援助方針決定のプロセスの明確化を図ることができます。

なお、児童相談所長も、保育所入所や育児支援家庭訪問事業、子育て支援短期利用事業(ショートステイやトワイライトステイ)等、市町村が実施主体である子育て支援サービスなどの活用が必要と認めるときには、相当の客観的事実及びその理由等を付したうえで、その旨を市町村長に通知することができます。市町村にも、子育て支援サービスや母子保健サービスなどの積極的な活用を含めた社会資源の整備を図ること及び自らの対応に対する説明責任を果たすことが求められています。

いずれにしても、市町村と児童相談所には、子どもの安全と福祉を守るためそれぞれの役割と責務を適切に果たしていくことが必要であり、そのためにも十分な連携・協力を図ることが望まれます。

第 年 月 日 号

市 町 村 長 様

市 町 村 長

要保護児童等のケース移管について（通知）  
 下記のケースについて、ケース移管します。

記

子 ど も	氏 名	(男・女)
	生年月日	H・S 年 月 日生 ( 歳 )
	現住所	〒
保護者名		
理 由		1 . 転居 2 . その他 ( )
添付資料		
備 考		
担 当 者		☎

ケース概要や対応経過の分かる資料を添付のこと  
 引継ぎのためのケース検討会議開催等の必要を認める場合等は備考欄に記載のこと



## 【転居によるケース移管について】

要保護児童等に関する相談支援活動は、原則として子どもの保護者の居住地を管轄する市町村が行うこととされています。

子どもの保護者の居住地が市町村域を超えて転居した場合には、管轄する市町村が変わることになり、「ケース移管」をします。( 本編20頁参照)

ケース移管は、原則として子どもや家庭の了解を得て行いますが、了解が得られない場合でも、引き続き支援が必要と認める場合には、ケース移管をします。

ケース移管の必要性の判断に当たっては、転居等による家庭環境の大きな変化自体が家族にとって新たなストレスとなることが多いことや、転入先では孤立化を生じやすい等のことから、支援の必要性が高まることに十分な配慮が必要です。

また、ケース移管に当たっては、個人情報保護等に配慮しつつ、子どもや保護者の状況やこれまでの対応の経過等今後の支援に必要な情報は提供します。子ども虐待等が生じている家庭は、複雑な背景を有していることも多く、必要に応じ、転居前後市町村や関係者による引継ぎのための会議開催や、職員の派遣等による情報提供・収集などを行うことが望まれます。

円滑な支援のためには、転居前に転居先市町村に連絡し、ケースの引継ぎを行ったうえで、転居後にケース移管をすることが望まれます。特に、保護者の了解が得られている場合には、転居前の主たる支援者と、転居後の関係機関が、保護者を交えて、必要な体制の整備を図ることも有効です。( 実践マニュアル25頁参照)

市町村が転居後にその事実を把握した場合、転居先が判明していれば、必要に応じて、できるだけ速やかに、転居先の市町村と連絡を取りケース移管します。

その際、これまで支援をしてきた関係機関に知らせないまま転居したことも、虐待等が生じている家庭では支援に拒否的で転居を繰り返すことが多いこと及び、DVや借金苦などからの逃避等により転居を余儀なくされる場合もあることなど、転居することとなった理由を推測することにより、支援を必要と認める状況が考えられます。

ケース移管がないまま、支援が必要と思われる家庭が転入してきた事実を把握した場合、転居前の市町村が判明していれば、できるだけ速やかに転居前の市町村と連絡をとり、必要に応じケース移管を受けます。

いずれの場合においても、子どもの福祉を図る観点から、適切に対応することが必要です。その観点から、転居先市町村においては、転居前市町村からの連絡を受けた時点で、通告としてケースファイルをおこし、その後の経過についてケース管理を行うこととし、転居前市町村においては、文書によるケース移管を行った時点でケースの終了とするなど、柔軟な対応を行い切れ目のない支援を図ることが望まれます。

子ども虐待相談・通告受付票

受付番号	-
受付日	年 月 日

通告形態	電話 文書 来所(同伴者:無・有)			受付者	
子ども	ふりがな 氏名	(男・女)	生年月日	SH 年 月 日生 ( 歳 ヶ月)	
	住所				
	就学状況	学校 年 組(担任) 保育所・幼稚園			
虐待の状況 内容	いつ頃から				
	どこで 誰が(主な虐待者)				
	何を(身体的虐待・性的虐待・心理的虐待・ネグレクト)				
	どのくらいの頻度で(ほぼ毎日・週 回数程度・月 回数程度)				
情報源	具体的な内容				
情報源	直接虐待を見聞 人から聞いた 悲鳴や物音から虐待を推測 子どもの様子から				
児童及び家族の状況(予備調査を含めて確認)					
住所	転入日 年 月 日				
本籍地					
住居状態	独立家屋 集合住宅( 階)			連絡先	
家族構成 (同居人含む)	続柄	氏名	生年月日	年齢	職業・就学状況
縁故者	家庭に頻繁に出入りしている人や支援者など				
関わり のある機関	福祉事務所:(生保受給・その他手当等)、民生・児童委員、主任児童委員、 保健センター(検診受診歴等)、 病院( )、警察、児童相談所(一時保護歴・施設入所歴・指導中他)、 その他( )				
その他	所属集団での様子、きょうだいへの虐待の有無など				
通告者 通告機関 等	氏名・機関名				
	住所				
	連絡先	☎	(担当)		
	通告目的	一時保護 ・ 調査(子どもの安全確認) ・ 相談 ・ 情報提供			
	調査協力等	調査協力(了・否) 当課からの連絡(了・否) 通告者を虐待者に明かすこと(了・否) 通告を知らせている人(無・有:虐待者・子ども・その他)			
緊急受理会議 (実施日 月 日)					
備考	確認済事項(住民票・乳幼児検診の状況・所属集団での状況・生活保護の状況)				

様式 8

児童記録票

H 年 月 日作成(記入者 ) H 年 月 日加筆(記入者 )

第 回受付	H 年 月 日受理		ケース番号		種別	
子ども	ふりがな 氏名	男 女	生年月日等	S・H 年 月 日 ( ) 歳 ( ) ヶ月		
	所属機関	保育所・幼稚園・学校 年 組(担任 先生) ☎				
	本籍地					
	現住所等	☎ ☎				
相談者	氏名	(子どもとの関係)				
	連絡先					
	主訴					
家族  同居・ 縁故者	続柄	氏名	生年月日	年齢	就学・就労状況(就労場所・時間)	健康状態 連絡先等
生活状況					【家族図】	
福祉サービス 利用状況						
その他 特記事項						
関 わ り 機 関	機関名	担当者	電話	援助内容		
統計分類	経路		種類別		処理	



ケース検討会議録

年 月 日実施

ケース番号		ふりがな 児童名	HS 年 月 日生 ( 歳)
参加者			
【問題の概要・取り扱い経過等】			
【協議事項】 子どもや家庭の状況をどう見立てたか等			
【決定事項：今後の支援方針・内容等】 緊急性・送致等の必要性判断 だれが、いつまでに、どのような支援を行うか			
【備考】			
次回ケース検討会議実施予定	月	日 ( )	事例進行管理責任者

【実務者会議における事例の進行管理を円滑に行うために】

新規受理ケースは全てチェック。

新規受理ケースについては、事例の概要、受理会議におけるアセスメントや支援方針・方法等を簡略にまとめたものをもとに、今後の対応や、実務者会議における次回の検討時期等について協議。

継続ケースは、検討時期を決めてチェック。

継続ケースについては、決められた検討時期における実務者会議で協議することを原則とするが、状況の変化等があった場合は、この限りではない。

実務者会議の協議結果は、個別事例の支援に反映。

実務者会議における協議結果については、要保護児童対策調整機関が個別支援会議を活用する等して関係者に伝え、ケースの支援に反映させる。

また、実務者会議の各委員も、自らが所属する機関や関係する機関に、実務者会議における協議結果を報告することが必要であるが、報告する機関(誰に)や内容(どこまで)等については実務者会議で決定しておくことが望ましい。

効率的な運営のために

検討事項については、事前に情報提供を！

議題とするケースなどの検討事項については、事前に各委員に情報提供し、各機関における関連情報等の確認を促すことが望ましい。さらに、支援状況における意見等も事前に把握しておく、会議における検討がスムーズとなる。

実務者会議における事例報告は簡潔に！

多数の事例について検討することとなる実務者会議においては、事例の概況等について簡潔に報告(5分程度)できるよう、要保護児童対策調整機関は準備する。

事例検討のポイントを明確に！

実務者会議では包括的な進行管理をすることを基本とし、個別支援会議等におけるアセスメントや支援方針をもとに、ケースの支援状況(所管機関、各機関の役割、進捗状況の確認や支援方針や効果の評価、等)を協議する。

協議すべきポイントは、個別支援会議の状況等を踏まえ、予め要保護児童対策調整機関でおさえしておく。

事例検討にメリハリを！

支援が順調に進んでいるケース等は、実務者会議用シート等(様式11)により、できるだけ簡潔に協議を行う。

しかし、支援が暗礁に乗り上げているケースや、膠着状況となった事例、情報収集やアセスメントが困難な事例等は、情報共有シート等(様式12)を用い協議する。

このような協議が必要となる事例については、予め個別支援会議で(実務者会議での検討の有無について)検討しておいたり、関係部署でアセスメントを実施したり、関係機関からの意見を求める等により決定する。

★ 詳細な事例検討は個別支援会議で！

実務者会議においては、進行管理を主眼にした協議を行い、支援方針の再検討等が必要とされた場合は、指摘された事項等について個別支援会議において協議する。

実務者会議用シート（新規受理ケース）

会議日： 年 月 日

番号	受理年月日	児童名 (ケース番号)	年齢	性別	地区	支援機関	概況	今後の対応
1								次回検討時期：
2								次回検討時期：
3								次回検討時期：

「児童名」はイニシャルとする等の工夫も必要である。  
 「ケース番号」は受付時に取得した番号（ ）は年度、 は年ごとに受理した順につける。支援終了まで固有の番号で管理。  
 「支援機関」は、児童相談所や児童福祉課（市町村の担当課）保健センター、学校等ケースに関わる機関を記載し、児童相談所所管ケースは児童相談所を、主たる直接援助機関を で囲む等分かりやすく工夫する。  
 「概況」には、簡潔に要保護児童等の状況のほか、通告機関や受理会議におけるアセスメント結果、対応状況等記載  
 「今後の対応」は、当日ケース検討後記入。例えば、「個別支援会議を開催」「当面現在の支援方針に添い対応」等。併せて、次回検討時期として、次に検討する実務者会議の時期を決定し記載（「次回」、「月」、「2回後」等）

実務者会議用シート（継続ケース）

会議日： 年 月 日

番号	受理年月日 (前回検討月日)	児童名 (ケース番号)	年齢	性別	地区	支援機関	概況	今後の対応
1								次回検討時期：
2								次回検討時期：
3								次回検討時期：

「児童名」はイニシャルとする等の工夫も必要である。

「ケース番号」は受付時に取得した番号（ ）は年度、 は年ごとに受理した順につける。支援終了まで固有の番号で管理。

「支援機関」は、児童相談所や児童福祉課（市町村の担当課）保健センター、学校等ケースに関わる機関を記載し、児童相談所所管ケースは児童相談所を、主たる直接援助機関を で囲む等分かりやすくする。

「概況」には、簡潔に直近の状況（特に前回検討時から変化のあった事項等）、アセスメント結果等を記入

「今後の対応」は、当日ケース検討後記入。例えば、「個別支援会議を開催」「当面現在の支援方針に添い対応」等。併せて、次回検討時期として、次に検討する実務者会議の時期を決定し記載（「次回」、「月」、「2回後」等）



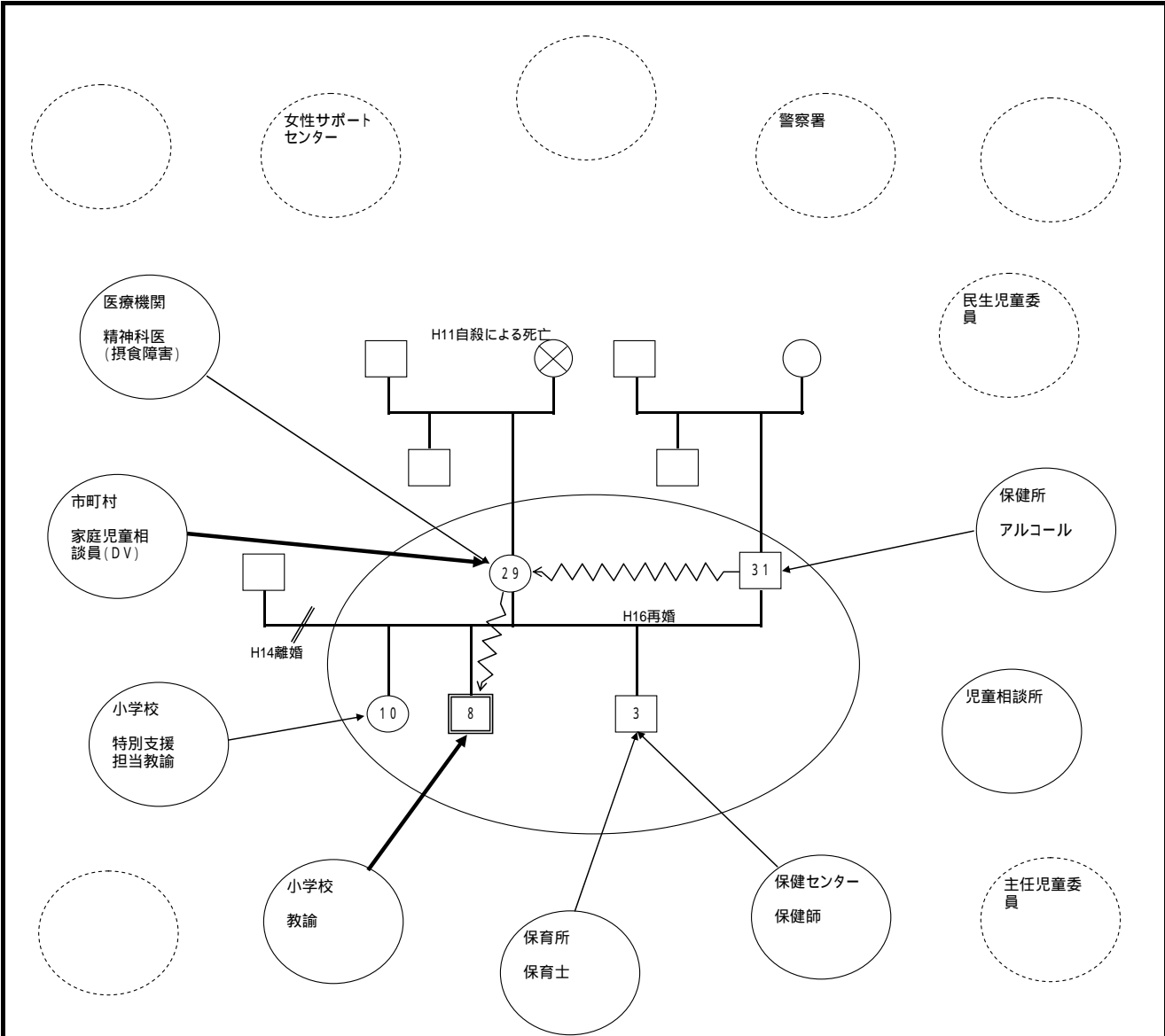
実務者会議情報共有シート

会議開催日	平成 年 月 日( 回目)	所管	児童相談所・市町村
子ども	氏名	生年月日 ( )	所属機関
虐待の状況(1身体的 2ネグレクト 3性的 4心理的) アセスメント結果 _____			
家族の状況(ジェノグラム及びエコマップは裏面・別紙)			
支援目標及び方針			
年月日	主な支援の経過		
支援機関と役割	機 関 名 : 役 割 : 現況等		
支援における課題			

各項目は、直近の情報(個別支援会議結果等)を記載する。  
 「経過」は、実務者会議の前回検討以降、ターニングポイントとなる事項等主なものを記載する。  
 支援機関の「現況」については、役割の遂行状況や効果等を簡略に記載する。  
 「課題」は、現在直面している問題など今回検討の対象となる状況等をまとめて記載する。  
 当シートにより検討した結果は、「実務者会議用シート」の「今後の対応」に記載する。

ジェノグラム&エコマップ(記入例)

作成日 平成 年 月 日



父にアルコール問題があり保健所が関わっている。また、母への暴力の問題が結婚後表面化している。

母は前父(ということばはないが便宜的に表現する)との間に2子をもうけるが、前父の浮気で平成14年に離婚。その後知り合った現父との間に子どもができ平成16年に再婚。母の摂食障害に対して医療機関の関わりがあり、現父からの暴力に対しては市町村の家庭児童相談員が支援にあっている。母は、様々なストレスがかかると、前父との間の第2子である本児を殴る、激しいことばで叱りつける等の不適切な関わりが認められる。

小学3年生の本児は学校での集団不応が見られ、担任教諭が親身に関わりを持っている。

前父との間の第1子である姉には軽度の知的障害が認められる。

現父との間の3歳弟へは母子福祉と育児支援の関わりがある。

なお、母方祖母は平成11年自殺している。

作成者

平成 年度 相談・通告受付台帳

NO \_\_\_\_\_

NO	扱い 状況	ケース番号 注1	子ども氏名 <sup>ふりがな</sup>	保護者名	住所	受理日	統計区分			要保護	備考
			生年月日・性別	続柄	連絡先	終結日	経路	種別	処理	注2	
	新規 再相談		男・女 H・S 年 月 日生	( )	☎	年 月 日 年 月 日					
	新規 再相談		男・女 H・S 年 月 日生	( )	☎	年 月 日 年 月 日					
	新規 再相談		男・女 H・S 年 月 日生	( )	☎	年 月 日 年 月 日					
	新規 再相談		男・女 H・S 年 月 日生	( )	☎	年 月 日 年 月 日					
	新規 再相談		男・女 H・S 年 月 日生	( )	☎	年 月 日 年 月 日					
	新規 再相談		男・女 H・S 年 月 日生	( )	☎	年 月 日 年 月 日					
	新規 再相談		男・女 H・S 年 月 日生	( )	☎	年 月 日 年 月 日					
	新規 再相談		男・女 H・S 年 月 日生	( )	☎	年 月 日 年 月 日					
	新規 再相談		男・女 H・S 年 月 日生	( )	☎	年 月 日 年 月 日					

注1：年度ごとに新規に受理した順に番号をつけていく。相談歴がある場合には、取得済みのケース番号を記入。  
 注2：要保護児童台帳にて経過管理を行うケースに○をつける

様式 14

要保護児童台帳

子ども氏名				ケース番号	-	市町村所管の場合
生年月日	H・S 年 月 日	性別	男 女	ケース 所管 送致経過等を記入	年 月 日	受理
住所 連絡先					年 月 日	
					年 月 日	
	☎				年 月 日	
保護者	(続柄)				年 月 日	
ケース内容	子ども虐待(身体的・性的・心理的・ネグレクト)非行					その他( )
ケース概要						
特記事項	子どもが施設に入っている場合( 年 月 日 ~ 学園入所)					
主対応部署						
年月日 連絡機関 連絡趣旨	内容(だれが、いつまでに、どのような支援を行うか等)					
/ /						
会議結果・状況報告・他	次回連絡予定( 年 月頃)					
/ /						
会議結果・状況報告・他	次回連絡予定( 年 月頃)					
/ /						
会議結果・状況報告・他	次回連絡予定( 年 月頃)					
/ /						
会議結果・状況報告・他	次回連絡予定( 年 月頃)					
/ /						
会議結果・状況報告・他	次回連絡予定( 年 月頃)					


児 童 通 告 書

平成 年 月 日

様

所属機関  
職・氏名

児童福祉法第25条の規定により下記のとおり通告します。

子 ど も	ふりがな 氏名		生年月日	年 月 日生 ( 歳)
	所属	学校 年 組 保育所 幼稚園		
	現住所			
	本籍 (国籍)			
保 護 者	ふりがな 氏名		生年月日	年 月 日生 ( 歳)
	職業		子どもとの続柄	
	現住所			
通告理由				
備考				
担当者 				

不明な部分については記載不要

## 早期発見のためのチェックリスト（家庭や地域において）

### （子どもの様子）

- 不自然な外傷（特に首や顔の傷や痣、火傷など）がある
- 極端にやせている等、栄養失調状態にある
- 不自然な時間に徘徊している
- 季節に合わない服装をしていたり、極端に衣類や身体が不潔である
- 常におなかをすかせていて、与えると隠すようにしてがつがつ食べる
- 学校に行く姿をあまりみかけない
- 近所で悪質ないたずらや万引きを繰り返している
- 保護者等がいると顔色をうかがう反面、保護者がいなくなるとまったく保護者等に関心を示さない
- 凍りついたような眼であたりをうかがったり、暗い顔をしていて周囲とうまく関われない
- 傷や家族のことについて、不自然な回答が多い
- 年齢に合わない、性的な遊びをする

### （保護者等の様子）

- 子どもがけがをしたり、病気になっても医者にみせようとならない
- 小さな子どもを置いたまま頻繁に外出している
- 心身の状態が悪く（慢性疾患・精神疾患など）、子育てが負担になっている
- 地域や親族等との交流がなく孤立状態にある
- 経済的に困窮している（転職や失業を繰り返す、借金など）
- 夫婦関係が悪い
- 極端に偏った育児観や教育観を押しついたり、体罰を肯定している
- 子どもの養育について拒否的であったり、食事をきちんとさせないなど子どもを放置している

＊＊気になることのメモ＊＊

## 早期発見のためのチェックリスト（保育所・幼稚園・学校など集団生活場面）

### （子どもの様子）

- 不自然な外傷(打撲、火傷など)がある
- 傷に対する説明が不自然だったり、説明を嫌がる
- 季節に合わない服装をしていたり、極端に衣類や身体が不潔である
- 保護者等がいると顔色をうかがう反面、保護者がいなくなるとまったく保護者等に関心を示さない
- 表情が乏しく、受け答えが少ない
- 過度に緊張し、視線が合わせられない
- 連絡もなく登園(登校)してこない  
(訪問すると保護者等が不在であったり、まだ寝ていたり、食事を与えていなかったりする)
- 予防接種や検診を受けていない
- 特別な病気がないのに、体重や身長伸びが悪い
- 他の子どもたちと上手く関われない
- 基本的な生活習慣が身につけていない
- 過食、がつがつとした食べ方をしたり、人に隠して食べるなどの行動をみられる
- 衣服を脱ぐことに異常な不安をみせる
- 年齢不相応な性的な遊びや言葉、行動がみられる
- 他の人との身体接触を異常に怖がる
- 万引きを繰り返す
- 落ち着きがなく、一つのことに集中できない
- 虚言が多い
- 家に帰りたがらない、家出を繰り返す
- 理由がはっきりしない欠席や遅刻が多い
- 常におなかをすかせていて、与えると隠すようにしてがつがつ食べる

### （保護者等の様子）

- 子どもがけがをしたり、病気になっても医者にみせようとししない
- 子どもの身体症状(打撲傷、火傷など)を確認すると、一貫性のない説明をする
- 経済的に困窮しており、集金などの滞納が多い
- 体罰や年齢不相応な教育などを「しつけ」「家庭の教育方針」などと正当化する
- 保育所・幼稚園・学校などからの連絡に応じない
- 子どもの扱い方が極端に乱暴であったり、冷たい、きょうだいとの差がある

※※気になることのメモ※※

## 早期発見のためのチェックリスト（乳幼児の健康診査などの場で）

### （子どもの健康状態）

- 外傷が多い（首、頭部、腹部の出血斑、たばこ・熱湯によるやけど、網膜出血、骨折、脱臼）
- 説明のつかない傷が繰り返されている
- 発達の遅れ（低体重・低身長・顔色不良など）がある
- 全身に湿疹、かぶれ（垢まみれ、おむつかぶれなど）がみられる
- 精神発達の遅れ（運動、言葉、理解、アンバランスな発達、経験不足など）がある
- 病気を治療していない

### （子どもの行動）

- 保護者等の顔をうかがったり、愛着がなく甘えない
- 言葉や行動が乱暴
- 落ち着かない
- 表情が乏しく、笑わない
- ちょっとした指示や注意で異常に硬くなってしまう
- 衣服を脱ぐことや診察を非常に怖がる

### （保護者等の様子）

- 子どもの扱いが乱暴であったり、冷たい
- 子どもの発達状況を覚えていない
- 子どもの状態に関して不自然な説明をする
- 母子手帳にほとんど記入がない
- 予防接種を受けさせていない
- 育児上の問題がある（検診におむつや哺乳瓶を持ってこない、月齢にあわない食事の与え方、偏った育児観、育児上の不安が極端に高いもしくは少なすぎる）
- 育児について相談する相手がなく、孤立している

＊＊気になることのメモ＊＊



## 早期発見のためのチェックリスト（医療機関において）

### （子どもの身体的所見）

#### （全身）

低身長                      体重増加不良                      原因不明の脱水                      栄養障害  
 内臓出血                      繰り返す事故の既往                      など

#### （皮膚）

多数の打撲や傷                      不自然な傷（事故では起きがたい傷や道具をつかった傷など）  
 不自然な火傷跡（煙草など）                      不自然な皮下出血                      不潔な皮膚や頭髪 など

#### （骨）

新旧混在する多発骨折（全身骨X線撮影や顔面骨のCT所見が有効）  
 乳児の長管骨骨折 など

#### （頭部）

頭蓋内出血（特に硬膜下血腫）                      脳挫傷                      など

#### （眼科、耳鼻科的所見）

眼外傷所見（白内障・出血・網膜剥離など）  
 眼窩内側骨折                      鼻骨骨折                      鼓膜裂傷                      など

#### （性器）

性器や肛門周囲の外傷 など

#### （精神的所見）

診察に対する不自然な不安や怯え                      発達の遅れ（運動・精神・言語）  
 円形脱毛                      チック                      胃潰瘍などの心身症                      自殺企図                      など

### （子どもの様子）

身体や衣類が極端に汚れている  
 表情が乏しい  
 保護者等の顔をうかがったり、愛着がなく、甘えようとしない

### （保護者等の様子）

受診させるのが遅かったり、受傷の責任を第三者のせいにするなど、あやふやでつじつまが合わない説明をする  
 子どもの症状の程度、予防および治療方法などについて、関心がない  
 入院が必要でも拒否したり、入院させてもすぐ帰ってしまう  
 付き添いを拒否したり、面会は短時間で、子どもと接触しない  
 外来を中断したり、転院を繰り返す

## 【ネットワークの設置要綱例1】

### 市町村虐待防止連絡協議会設置要綱

#### (設置目的)

第1条 児童の権利を守り、児童虐待の未然防止や早期発見、早期対応、自立に至る支援を行うため、市町村虐待防止連絡協議会(以下「協議会」という。)を設置し、関係機関相互間における連携と相互の協力によって児童虐待防止対策の推進を図る。

#### (活動)

第2条 協議会の活動は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 児童虐待問題及び支援に関する情報交換及び連携、協力
- (2) 児童虐待に関する広報・啓発活動の推進
- (3) 児童虐待に関する研修活動の実施
- (4) 会議の開催と個別ケースの進行管理
- (5) その他児童虐待防止に関する必要な事項

#### (構成)

第3条 協議会は、次に掲げる機関をもって構成するほか、児童の健全育成のため必要とする関係者を加えることができる。

市町村( 課、保健センター…)・保育園・幼稚園・学校・地域子育て支援センター・児童養護施設・警察・主任児童委員・児童委員・人権擁護委員・医療機関・弁護士・健康福祉センター・児童相談所・中核地域生活支援センター等

#### (組織)

第4条 協議会に、各関係機関等の実務担当者による実務者会議、個別ケースについての情報交換や支援の方策を検討する個別支援会議を置く。

#### (会議)

第5条 協議会及び実務者会議、個別支援会議は、 が召集し、主宰する。

#### (事務局)

第6条 協議会の事務局は、 に置く。

#### (守秘義務)

第7条 協議会において知り得た個人情報、他に漏らしてはならない。

#### (その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、 が別に定める。

#### 附則

この要綱は、平成 年 月 日から施行する。

## 【ネットワークの設置要綱例2】

### 市町村子育て支援ネットワーク協議会設置要綱

#### (設置目的)

第1条 児童虐待や非行、不登校など、複雑・多様化する児童虐待の未然防止や発生時の迅速かつ適切な対応、一貫した支援を図るため、市町村子育て支援ネットワーク協議会(以下「協議会」という。)を設置し、関係機関相互間における連携と相互の協力によって児童の健全育成の推進を図る。

#### (活動)

第2条 協議会の活動は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 児童虐待や非行、不登校など、児童問題及び支援に関する情報交換及び連携・協力
- (2) 児童の健全育成に関する広報・啓発活動の推進
- (3) 児童の健全育成に関する研修活動の実施
- (4) その他児童の健全育成に関する必要な事項

#### (構成)

第3条 協議会は、次に掲げる機関をもって構成するほか、児童の健全育成のため必要とする関係者を加えることができる。

市町村( 課、保健センター…)・保育園・幼稚園・学校・地域子育て支援センター・児童養護施設・警察・主任児童委員・児童委員・人権擁護委員・医療機関・弁護士・健康福祉センター・児童相談所・中核地域生活支援センター等

#### (組織)

第4条 協議会に、各関係機関等の実務担当者による個別支援会議を置き、個別ケースについての情報交換や支援の方策を検討する。

#### (会議)

第5条 協議会(代表者会議)は、 が召集し、主宰する。  
個別支援会議は、 が召集し、主宰する。

#### (事務局)

第6条 協議会の事務局は、 に置く。

#### (守秘義務)

第7条 協議会において知り得た個人情報は、他に漏らしてはならない。

#### (その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、 が別に定める。

#### 附則

この要綱は、平成 年 月 日から施行する。

## 【要保護児童対策地域協議会の運営要綱例】

### 市(町村)子ども家庭支援ネットワーク運営要綱

#### (目的)

第1条 この要綱は、関係機関が連携して要保護児童(児童福祉法第6条の3に規定する要保護児童をいう。以下同じ。)の早期発見や子ども虐待等の防止、及び要保護児童等(児童福祉法第25条の2第2項に規定する要保護児童及びその保護者をいう。以下同じ。)の適切な支援を図るため設置した市子ども家庭支援ネットワーク(以下「ネットワーク」という。)の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

なお、このネットワークは、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第25条の2第1項に規定する要保護児童対策地域協議会と位置づけるものとする。

#### (業務)

第2条 ネットワークは、児童福祉法第25条の2第2項に規定する業務を行うほか、次の各号に掲げる活動を行う。

- (1) 子ども虐待に関する情報交換並びに関係機関の連携及び協力の推進に関する協議
- (2) 子ども虐待に関する研修や広報・啓発活動の推進
- (3) 子ども虐待の予防や防止を図るために必要な活動や体制の整備の促進
- (3) その他第1条の設置目的を達成するために必要な活動

#### (委員)

第3条 ネットワークは、別表第1に掲げる行政機関若しくは法人又は別表2に掲げる児童福祉に関連する職務に従事する者をもって構成する。

2 市長は、前項に定める行政機関又は法人若しくは児童福祉に関連する職務に従事する者の承認を得て、ネットワーク構成員の名簿を作成するものとする。

3 市長は、前項の名簿に記載された者の職員又は構成員若しくは個人のうちから、第5条に規定する会議の種類に応じて適切と認める者をあらかじめ当該会議の委員として指名するものとする。

#### (会長及び副会長)

1 ネットワークに、会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は 市長が指名する。

3 会長はネットワークの事務を総理し、ネットワークを代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故のあるとき又は会長が欠けたときは、会長の職務を代理する。

#### (組織)

第5条 ネットワークは、代表者会議、実務者会議及び個別支援会議によって組織する。

2 代表者会議に部会を置くことができる。この場合において、実務者会議及び個別支援会議は、部会ごとに設置するものとする。

3 市長は、ネットワークの設置目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求めて意見を徴することができる。求めに応じて出席した者に対し、市長は、会議の協議過程において知り得た秘密を漏らしてはならない旨の誓約を求めるものとする。

#### (代表者会議)

第6条 代表者会議は、ネットワークが円滑に機能する環境整備を行うため、次の各号に掲げる事項について協議する。

- (1) 要保護児童とその支援に関するシステム全体に関すること。
  - (2) 実務者会議から受けた活動報告の評価に関すること。
  - (3) その他ネットワークの運営や設置目的を達成するために必要な事項
- 2 代表者会議は会長が必要に応じて召集し、会長がその議長になる。

#### (実務者会議)

第7条 実務者会議は、要保護児童等の支援の実施状況を把握し、円滑な支援が行われる環境整備を行うため、次の各号に掲げる事項について協議する。

- (1) 支援を行っている事例についての定期的な状況確認等事例管理に関する事
- (2) 支援を行っている事例の総合的把握及び要保護児童の実態把握に関する事
- (3) 児童虐待の防止や要保護児童の支援に関する課題の整理に関する事。
- (4) その他実務者会議の設置目的を達成するために必要な事項

2 実務者会議に座長及び副座長を置く。

3 座長及び副座長は、市町村長がこれを指名する。

4 実務者会議は、座長が必要に応じて召集し、座長がこれを主宰する。

5 副座長は、座長を補佐し、座長に事故があるとき又は座長が欠けたときは、座長の職務を代理する。

(個別支援会議)

第8条 個別支援会議は、個別の要保護児童に関する具体的な支援の内容等を検討するため、次の各号に掲げる事項について協議する。

(1) 個別の要保護児童の状況の把握及び問題点の確認、危険度や緊急度判断に関する事。

(2) 個別の要保護児童に係る支援の経過報告及びその評価並びに新たな情報の共有に関する事。

(3) 個別の要保護児童に対する支援方法の確立及び担当者の役割分担、主担当機関等の決定並びにこれらについての担当者間の共通の認識の確保に関する事。

(4) 個別の要保護児童に係る援助及び支援計画の検討に関する事。

(5) その他個別支援会議の設置目的を達成するために必要な事項

2 個別支援会議には、座長及び副座長を置く。

3 座長及び副座長は、市町村長がこれを指名する。

4 個別支援会議は、座長が必要に応じて召集し、座長がこれを主宰する。

5 副座長は、座長を補佐し、座長に事故があるとき又は座長が欠けたときは、座長の職務を代理する。

(要保護児童対策調整機関の指定)

第9条 市長は、児童福祉法第25条の2第4項の規定により、要保護児童対策調整機関として、市課を指定する。

(要保護児童対策調整機関の業務)

第10条 児童福祉法第25条の2第5項に規定する要保護児童対策調整機関の業務は、おおむね次に掲げるとおりとする。

(1) ネットワークの事務の総括に関する事。

イ ネットワークの協議事項の案の作成その他会議の開催や運営に関する事。

ロ ネットワークに係る資料の保管に関する事。

(2) 要保護児童に対する支援の実施状況の進行管理及び関係機関等との連絡調整に関する事。

イ 関係機関等による要保護児童に係る支援の実施状況の把握及び進行管理に関する事。

ロ 要保護児童の支援に関する関係機関等の連絡調整に関する事。

(関係機関等への協力要請)

第11条 ネットワークがネットワークの構成員以外の者に対して児童福祉法第25条の3の規定する協力要請と同様の協力要請を行う場合にあっては、個人情報の保護に配慮しなければならない。

(事務局)

第12条 ネットワークの処務は、市課において行う。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、ネットワークの組織及び運営に関し必要な事項は、会長が代表者会議に諮って別に定める。

附則

この要綱は、平成 年 月 日から施行する。

## 別表第 1

児童福祉機関	〇〇市児童福祉課 児童相談所 福祉事務所 保育所 児童養護施設 社会福祉協議会 児童館 地域子育て支援センター
保健医療機関	〇〇市保健センター 保健所 〇〇市医師会 〇〇市歯科医師会 病院
教育機関	〇〇市教育委員会 〇〇市立 中学校 〇〇市立 小学校 幼稚園 養護学校
警察・司法機関	〇〇警察署 法務局人権擁護課
その他	特定非営利活動法人 (中核地域生活支援センターなど)

## 別表第 2

児童福祉関係	民生委員 児童委員 臨床心理士 保育士 里親
保健医療関係	医師 歯科医師 保健師 助産師 看護師
司法関係	弁護士
その他	ボランティアその他協議会の設置の趣旨に賛同して参加を表明した個人

## 【要保護児童対策地域協議会について】

市町村は、児童虐待や要保護児童の通告先(虐待防止法第6条、児童福祉法第25条)として、通告のあった児童の安全確認(虐待防止法第8条第1項)や状況確認(児童福祉法第25条の6)を行い、また、子ども家庭相談に応じ(児童福祉法第10条)、必要な支援活動を行うこととされています。

そして、要保護児童等の支援の実施状況を的確に把握し、必要に応じ適切な措置を採る(児童福祉法第25条の7)役割も担っています。なお、市町村が把握すべき要保護児童等の支援の実施状況には、児童相談所が所管する事例も含まれます。

市町村が求められる役割を適切に果たすためには、庁内外の関係機関とネットワークを組み、そのネットワークの運営の中心となり関係機関相互の連携や役割分担の調整、事例の進行管理等を行う部署を明確にする体制の整備を図ることが必要です。併せて、関係機関からの円滑な情報の提供を図るため、個人情報保護や、関係機関における情報共有のあり方について明確にすることも重要です。

そのためには、児童福祉法第25条の2に規定された要保護児童対策地域協議会(以下「協議会」という)の活用を図ることが不可欠です。(本編34頁参照)

### 1 設置について

協議会は、地方公共団体が設置し(児童福祉法第25条の2第1項)、設置したことを公示します(児童福祉法第25条の2第3項・児童福祉法施行規則第25条の27)。

また、協議会の運営や組織については、児童福祉法第25条の2及び第25条の3に定められていること以外は、協議会で定めます(児童福祉法第25条の4)。

実務的には、協議会設置の決裁の際、協議会の組織や運営についての要綱案を示し、最初の協議会(代表者会議)において、要綱の承認を受けるという手順を執る市町村が多いようです。(本編28～29・36頁参照)

### 2 名称について

協議会の名称は、必ずしも「要保護児童対策地域協議会」という名称を用いる必要はなく、地域の実情や設置趣旨等により自由に決めることができます。

要保護児童対策のうち、子ども虐待防止を中心に取り組むこととする市町村では「子ども虐待防止等対策協議会(ネットワーク)」としているところもありますし、要保護児童対策と併せ、DVや高齢者虐待防止対策のためのネットワークとして「家庭等における暴力防止ネットワーク(協議会)」という名称を用いている市町村もあります。

住民に親しみやすい名称や愛称を用いることにより、協議会に対する関心と認識を深めたり、相談や通告を促すなどの効果をあげている市町村もあります。

どのような名称を用いるにしても、それが児童福祉法に基づく要保護児童対策地域協議会であることを公示及び要綱等により明確にし、関係機関及び地域住民の共通理解を図る必要があります。

### 3 業務について

協議会は、「要保護児童及びその保護者(以下「要保護児童等」という。)に関する情報その他要保護児童の適切な保護を図るために必要な情報の交換を行うとともに、要保護児童等に対する支援の内容に関する協議を行うものとする」(児童福祉法第25条の2第2項)とされています。

要保護児童とは、「保護者のない児童又は保護者に監護させることが不相当であると認められる児童」(児童福祉法第6条の3)を言います。

つまり、何らかの支援を必要とする虐待を受けた子どもや非行児童、障害児等が対象となりますが、単独の機関で提供するサービスにより支援が可能な場合は、協議会の事例から除外する等の対応をしている市町村もあります。

協議会の活動は、このような要保護児童等に対する支援のほか、DVなど要保護児童対策に関連の深い分野も対象とすることができるとされています。

人口規模の小さな町村では、高齢者虐待対策等も含めたネットワークを設置しているところもあります。このような場合には、要保護児童対策地域協議会としての活動の範囲や、それに関わる構成員、つまり、児童福祉法に基づく守秘義務が課せられる者を明確にしておくことが必要です。

一方、協議会は、子ども虐待などに対象を限定することも可能であるとされています。

さらに、市町村には、子育て支援や母子福祉サービス等を有効に活用して、子どもや家庭に適切な支援を行い、子ども虐待の未然防止や早期発見を中心とした取組が求められており、育児不安を抱えているような家庭や健診未受診等の問題があり、支援を必要としそうな家庭の子どもを対象とすることも可能です。

協議会が対象とする活動の分野は、地域の実情を踏まえ決めておくこととなります。

そして、個別事例の支援に関する協議にとどまらず、市町村における要保護児童等に関する支援状況の進行管理や、その協議を通じて把握した地域の現状や課題について、関係機関や住民の理解や認識を深めることや、課題解決に向けた体制の整備を促すような取組を行うことも非常に重要です。( 本編26頁参照)

### 4 委員について

協議会の構成員は、多様な視点からの検討や支援の提供、多くの関係機関における認識の共有を図るため、多岐にわたる関係機関や関係者を構成員とすることが望まれます。特に、様々な民間団体の参加により、きめ細やかな支援を提供する体制整備が期待できます。

その一方、子どもや家庭の個人情報共有し、忌憚のない意見を交わし、効率的に検討を行うためには、関係する機関等は必要最小限とすることが望ましいと思われます。

そこで、協議会の構成員は、多岐にわたる関係機関や関係者とし、代表者会議は全ての機関の代表を委員とし、実務者会議は、その中から要保護児童等の支援に深く関与する機関等に限定して、その実務者を委員としている市町村もあります。



「代表者」や「実務者」は、職指定に限らず、各機関が推薦または指定する者としてい  
る市町村もあります。

個別支援会議の委員は、直接事例の支援に係る者とし、事例により異なることとな  
ります。

協議会の構成員には、協議会の職務に関して知りえた事項について罰則付きの守秘  
義務が課せられる(児童福祉法第25条の5)ため、適宜、名簿を作成・訂正し、管理するこ  
とが重要です。

## 5 会長及び副会長について

協議会の会長及び副会長の選任については、特に定めはありません。

市町村長が指名することとしている市町村と、互選によることとしている市町村があり、市町  
村長が指名することとしている場合は、市町村長や担当部局長等がその職に当たることが  
多く、互選の場合は、民間機関から選出されることが多いようです。

協議会の業務は、市町村の業務と深く関わるものであり、協議会と市町村が緊密な連  
携をとることのできる体制とすることが重要です。

## 6 組織について(本編27頁参照)

協議会は、代表者会議、実務者会議、個別支援会議により組織することが有効です。

ただし、人口規模が小さい町村においては、代表者会議と個別支援会議の2層構造と  
しているところもあります。一方、人口規模が大きい市町村等で、虐待や非行、障害など全  
ての要保護児童について同じ会議で検討することが困難な場合等には、部会を設置した  
り、地区別にブロック化することもできます。

また、協議会は、必要があると認めるときは、関係機関に対して資料又は情報の提供、  
意見の開陳その他必要な協力を求めることができ(児童福祉法第25条の3)、各会議へ、  
委員以外の者の出席も可能とする規定を設けておくことが有効です。この規定を活用し、  
個別支援会議や実務者会議に、助言者等の参加を求めることもできます。

## 7 代表者会議について

代表者会議は、協議会の構成員の代表者による会議であり、協議会の円滑な運営、特  
に、個別事例の支援に係る実務者会議や個別支援会議に協議が円滑に行われるような  
環境の整備を図るための協議を行います。

協議会設置後当面は、要保護児童対策に関わる基本的な事項や協議会の運営につ  
いての協議を行うことが中心となると思われますが、個別支援会議や実務者会議が機能  
すると、その報告を受けることにより、それぞれの市町村の現状や課題について、より深い  
共通理解が図られ、課題解決に向けての取組や体制の整備等に関する協議等もなされる  
ようになることが期待されます。

代表者会議が有効に機能するためには、要保護児童対策調整機関は、個別支援会議  
や実務者会議での協議が反映されるよう努めることが重要です。

多くの市町村では、代表者会議は、年1、2回程度の開催としています。

## 8 実務者会議について

実務者会議は、実際に活動する実務者から構成される会議であり、協議会が所管する事例(児童相談所所管事例を含む)を総合的に把握し、進行管理を行う場です。

特に、虐待事例は、定期的に支援の状況を把握し、所管機関等を確認し、援助方針の見直しを行うなど、協議会において、全ての事例の進行管理を行うことが重要です。

実務者会議において検討する事例は、個別支援会議や要保護児童対策調整機関等で実施したアセスメント結果に基づき選定したり、事前に各関係機関から「気になる事例」として報告を受けた事例としている市町村もあります。また、実務者会議のなかから、さらに中心となる機関により事例検討を実施し、その結果を踏まえた状況を実務者会議に報告している市町村もあります。

児童虐待対応の要となる関係機関が一堂に会する実務者会議において、支援状況についての情報を共有することは、アセスメントや各機関の役割等に対する認識の共有や、地域の実情や課題に対する理解の促進を図るうえでも非常に有効です。

さらに、実務者会議において定期的に事例の検討を行うことにより、膠着状態に陥ったままとなっている事例等のチェックや、直接保護者や子どもに接する支援者とは異なる視点からの検討などが可能となります。

また、個別支援会議開催の減少等の効果も期待できます。特に、児童相談所から市町村への送致や、一時保護や施設からの家庭復帰(一時的な帰省を含む)が想定される事例、進学等により子どもの所属機関が変更となる事例などについては、事例の見立てや判断基準、その後の支援体制等について、事前に実務者会議において十分協議し、地域の受け入れ体制について合意を得ておく等のことにより、個別支援会議の円滑な運営や、切れ目のない支援の提供につながります。

進行管理を適切に行うためには、相談・通告受付台帳(様式13)に、市町村が受け付けた全ての相談・通告(児童相談所所管事例については、児童相談所から情報提供があった時点で受付台帳に記載する)を記載し、要保護児童として管理を行う事例は、要保護児童台帳(様式14)にて管理することを徹底する必要があります。また、別途、進行管理台帳等を作成することも有効です。

そして、実務者会議において、事例対応に追われる個別支援会議では困難と思われる検証等を行い、その結果を代表者会議や個別支援会議に反映させることも重要です。

実務者会議は、事例の多寡等地域の状況により、月1回から3か月に1回程度、定期的で開催され、年間の開催予定を決めておく市町村も多いようです。

## 9 個別支援会議について(本編30頁参照)

個別支援会議は、個別の要保護児童等の支援に直接関わりのある(今後関与することが必要と思われる)関係機関等の担当者により、具体的な支援の内容等を検討するために、適宜、開催されます。

児童相談所所管事例も、協議会の事例として個別支援会議を開催することが有効です。

事例検討では、ジェノグラムやエコマップ(24頁参照)の活用を図ると効率的です。

また、アセスメントシート等( 1～6頁参照)を活用し、協議会として危険度や緊急度を判断し、支援方針の検討や、それに基づく各機関の役割分担や連絡方法、次期検討時期、それまでに予測される事態やその対応、支援効果の把握方法等について検討します。併せて、支援がうまくいかなかったり、膠着状況となった場合に支援方針を見直す条件や、事例の所管機関と情報提供・収集の方法等について確認しておくことも重要です。

なお、リスクアセスメントの実施に当たっては、一番危機感を有する機関等の危機感を尊重してアセスメントを実施し、各機関で認識が異なる場合には客観的な情報を基に、多角的視点から十分に検討し、総合的な評価をすることができるような会議の開催、運営を行うことが必要です。

## 10 要保護児童対策調整機関について

要保護児童対策調整機関は、市町村長が協議会を構成する関係機関等のうちから一に限り指定することとされており(児童福祉法第25条の2第4項)、県内の市町村では児童虐待防止対策の主管課がこの役割を担っています。

要保護児童対策調整機関は、「協議会に関する事務を総括するとともに、要保護児童等に対する支援が適切に実施されるよう、要保護児童等に対する支援の実施状況を的確に把握し、必要に応じて、児童相談所その他の関係機関等との連絡調整を行うものとする」(児童福祉法第25条の2第5項)とされており、協議会運営の中核として関係機関連携に関する調整や、事例の進行管理を適切に行う責任を有しています。

## 11 事務局について

協議会の事務局は、ほとんどの市町村で、要保護児童対策調整機関が兼ねています。

しかし、要保護児童対策調整機関となる部署には、協議会運営のため大きな事務負担が求められることから、庁内において、事務の分担を含めた協働体制を整備し、要保護児童対策調整機関である児童福祉担当部署と保健担当部署、教育委員会の窓口となる部署等が共同して当たっている市町村もあります。

複数の部署が事務局となる場合、要保護児童対策調整機関の統括のもと、関係機関への連絡調整、各会議の資料や議事録の作成等を分担するなどの対応が考えられます。

## 12 その他

有効に機能する協議会とするためには、参加する機関が協議会の目的や役割について理解するとともに、構成員や組織等を地域の実情や課題に即したものとすることが重要であり、事前の準備が必要です。( 本編28～29頁参照)

しかし、多くの市町村において、協議会を活用した子ども虐待への対応は緒についたばかりであり、即座に地域の実情に即した体制を整備することは困難と思われます。

また、協議会が有効に機能することにより、新たな課題の把握等が可能となり、協議会の組織や運営の変更が必要となることもあります。

そこで、協議会の組織や構成員、運営に関しても、このような状況の変化に柔軟に対応し、変更していくことも重要です。

各市町村児童相談・虐待通告担当部署一覧

管轄	市町村名	調整担当部署	児童相談・虐待通告 受付窓口名	児童相談・虐待通告受付 担当部署	備考 (特記がない場合、窓口時間は通常の業務時間)
中央 児童 相談 所	成田市	保健福祉部児童家庭課児童家庭班 0476(20)1538	家庭児童相談室	児童家庭課 0476(20)1538	月～金 9:00～16:00
	佐倉市	健康子ども部児童青少年課家庭児童相談班 043(484)6263	児童青少年課	児童青少年課 043(484)6263	
			育児相談	健康管理センター 043(485)6711	
			育児相談	西部保健センター 043(463)4181	
			育児相談	南部保健センター 043(483)2812	
			教育相談	教育センター 043(484)6611	10:00～17:00
	習志野市	子ども部子育て支援課子育て支援相談室 047(453)7322	子育て支援相談室	子育て支援課 047(453)7322	
	市原市	子育て支援部子ども福祉課育成班 0436(23)9802	家庭児童相談室	子ども福祉課 0436(23)9802	月～金 9:00～16:00
			いじめホットライン	教育委員会指導室 0436(22)9090	月～金 9:00～17:00
			青少年相談	青少年指導センター 0436(43)3939	月～金 9:00～16:00
			特別支援教育電話 相談・面接相談	教育センター 0436(41)2825	月～金 9:00～16:00 面接は要予約
			療育相談 (発達・ことば)	発達支援センター 0436(36)6097	月～金 9:00～16:00 要予約
			子育てほっとダイヤル	保健センター 0436(23)1187	月～金 9:00～16:00
			育児相談	各保育所	月～金 9:00～15:00
	八千代市	子ども部元気子ども課子ども相談センター 047(484)2954 047(483)1151 内2265・2266	子ども相談センター	子ども相談センター 047(484)2954	
			保健センター 母子保健課	母子保健班 047(486)7250	
			教育委員会 総務部指導課	指導課 047(481)0301	
			青少年センター	青少年センター 047(483)2842	9:00～16:00
			教育センター	教育センター 047(486)9588	9:00～16:00
			適応支援センター フレンド八千代	フレンド八千代 047(486)1019	9:30～16:00
	四街道市	健康福祉部児童家庭課 子育て支援グループ 043(421)6124		児童家庭課 043(421)6124	
				健康増進課 043(421)6100	
				青少年育成センター 043(421)7867	
				家庭児童相談室 043(423)0783	
	八街市	市民部児童家庭課児童家庭班 043(443)1693	家庭児童相談室	児童家庭課 043(443)1693	月～金 9:30～16:00
	印西市	健康福祉部子育て支援課児童家庭班 0476(42)5111	家庭児童相談室	子育て支援課 0476(42)5180	月～金 9:00～16:00
	白井市	健康福祉部保健福祉相談室相談支援班 047(497)3491		保健福祉相談室 047(497)3491	
				家庭児童相談室 047(497)3477	月～金 9:30～16:30
	富里市	健康福祉部子育て支援課子育て支援班 0476(93)1111		子育て支援課 0476(93)1111	月～金 9:00～16:00
	酒々井町	健康福祉課福祉班 043(496)1171 内135		健康福祉課 043(496)1171	
			子ども課 043(496)1171		
			人権推進課 043(496)1171		
			保健センター 043(496)0090		
子ども相談			健康福祉課 043(496)1171	毎月第2火曜 13:00～16:00	
印旛村	健康福祉課福祉係 0476(80)3700		健康福祉課 0476(80)3700		
本埜村	健康福祉課福祉・介護係 0476(97)1111		健康福祉課 0476(97)1111		
			教育委員会 0476(97)2011		
栄町	福祉課社会福祉班 0476(95)1111 内155・156		福祉課 0476(95)1111		

市川児童相談所	市川市	こども部子育て支援課 047(334)1392	子ども家庭総合支援センター	子育て支援課 047(334)1392 047(334)1391	月～金 9:00～17:00 虐待通告専用電話
	船橋市	健康福祉局子育て支援部児童家庭課 047(436)2334	家庭児童相談室	児童家庭課 047(436)2334	
	鎌ヶ谷市	健康福祉部こども課 047(445)1141	家庭児童相談室	子育て総合相談室 047(445)1141	
	浦安市	こども部こども家庭課 こども家庭支援センター 047(351)8041	家庭児童相談室 児童虐待に関する相談	こども家庭支援センター 047(350)7867 こども家庭支援センター 047(351)8041	月～土 9:00～17:00
柏児童相談所	松戸市	健康福祉本部児童家庭担当部 児童福祉課家庭児童相談室 047(366)3941	家庭児童相談室	家庭児童相談室 047(366)3941	
	野田市	保健福祉部児童家庭課児童相談係 04(7125)1111内2159・2173	家庭児童相談室	児童家庭課児童相談係 04(7125)1111	24時間対応
			家庭児童相談室	児童家庭課児童相談係 04(7125)1111	月～金 9:00～17:00
			児童虐待相談電話	児童家庭課児童相談係 なやみにはい	月～金 9:00～17:00
			「子どもSOS」 保健センター	0120-783281 保健センター 04(7125)1188	休日・夜間はFAX・留守番電話で受付
			関宿保健センター	関宿保健センター 04(7198)5011	
	柏市	児童家庭部児童育成課 家庭児童相談担当 04(7167)1458	家庭児童相談室	児童育成課 04(7167)1458	
	流山市	子ども家庭部子ども家庭課 子育て支援係 04(7150)6082	家庭児童相談室	子ども家庭課 04(7150)6082 子ども家庭課 04(7158)4144	月～金 10:00～16:00
	我孫子市	健康福祉部子ども相談課 児童虐待防止対策室 04(7185)1111内408	子ども総合相談窓口	子ども相談課 04(7185)1821	月～金 8:30～17:00
			こども発達センター	生活支援課 04(7188)0472	
健康づくり支援課 (保健センター)			健康づくり支援課 04(7185)1126		
福祉総合相談室			福祉総合相談室 04(7185)1113		
教育研究所			教育委員会 04(7187)4600		
銚子児童相談所	銚子市	民生部社会福祉課子育て支援室 0479(24)8967	家庭児童相談室	社会福祉課子育て支援室 0479(24)8181内419	
	旭市	社会福祉課児童班* 0479(62)8012	家庭児童相談室	社会福祉課児童班 0479(62)8012	月～金 9:00～16:00
				学校教育課指導班 0479(55)5726	
				健康管理課支援班 0479(57)3113	
	匝瑳市	福祉課児童班 0479(73)0096	家庭児童相談室	福祉課 0479(73)0096	
				学校教育課指導班 0479(73)1504	
				健康管理課 0479(73)1200	
	香取市	健康福祉部子育て支援課子育て推進班 0478(50)1257	家庭児童相談室	子育て支援課 0478(50)1121	
	神崎町	保健福祉課保健係 0478(72)1603		保健福祉課 0478(72)1603	
	多古町	子育て支援課 0479(76)5412		子育て支援課こども係 0479(76)5412	
東庄町	健康福祉課福祉係 0478(80)3300		健康福祉課 0478(80)3300		

東上総児童相談所	茂原市	健康福祉部児童家庭課児童家庭係 0475(20)1573		家庭児童相談室 0475(23)5500	
	東金市	市民福祉部子育て支援課児童家庭係 0475(50)1202		子育て支援課 0475(50)1202	
			家庭児童相談室	子育て支援課 0475(50)1168	
	勝浦市	福祉課児童係 0470(73)1211		福祉課児童係 0470(73)1211	
	山武市	保健福祉部子育て支援課児童家庭係 0479(80)8366	家庭児童相談室	子育て支援課児童家庭係 0479(80)8099	相談室直通 9:00~17:00
	いすみ市	市民生活部福祉課児童家庭班 0470(62)1117		福祉課 0470(62)1117	
	大網白里町	社会福祉課児童福祉班 0475(70)0331		社会福祉課児童課 0475(70)0331	
				管理課 0475(70)0372	
				住民課 0475(70)0342	
	九十九里町	健康福祉課社会福祉係 0475(70)3162	健康福祉課 社会福祉係	健康福祉課社会福祉係 0475(70)3162	
	芝山町	福祉保健課福祉係 0479(77)3914		福祉保健課福祉係 0479(77)3941	
	横芝光町	福祉課社会福祉班 0479(84)1257		福祉課 0479(84)1257	
				健康づくりセンター「プラム」 0479(82)3400	
	一宮町	福祉健康課 0475(42)1431		福祉健康課 0475(42)1431	
	睦沢町	健康福祉課 0475(44)2504	福祉介護班	福祉介護班 0475(44)2504	
	長生村	福祉課 0475(32)2112	福祉課	福祉課 0475(32)2112	
				住民課児童係 0475(33)2111	
				保健福祉課保健係 0475(33)2111	
				保健福祉課福祉係 0475(33)2111	
	白子町	住民課児童係* 0475(33)2111	福祉課	教育課学校教育係 0475(33)2111	
健康福祉班 0475(35)2414					
保健福祉課福祉係 0475(46)2116					
健康福祉班 0475(35)2414					
長南町	保健福祉課福祉係 0475(46)2116		保健福祉課 0475(46)2116		
大多喜町	子育て支援課児童福祉係 0470(82)2111内291	子育て支援課	子育て支援課 0470(82)2111		
御宿町	保健福祉課福祉事業班 0470(68)6716	保健福祉課	保健福祉課 0470(68)6716		
			教育課 0470(68)2514		
君津児童相談所	館山市	健康福祉部こども課 0470(22)3496	家庭児童相談室	こども課 0470(22)3496	
	木更津市	福祉部児童家庭課児童母子担当 0438(23)7244	家庭児童相談室	児童家庭課 0438(23)7249	
	鴨川市	市民福祉部福祉課児童係 04(7093)7112	家庭児童相談室	福祉課 04(7093)7112	月・火・木・金 9:00~16:00
	君津市	保健福祉部児童家庭課 0439(56)1128	子育て支援相談室	子育て支援相談室 0439(56)1616	
	富津市	健康福祉部児童家庭課児童家庭係 0439(80)1256		児童家庭係 0439(80)1256	月・水 9:00~16:30
	袖ヶ浦市	保健福祉部児童家庭課児童母子班* 0438(62)2111		児童家庭課 0438(62)2111	
				家庭児童相談室 0438(62)2111	月・水・金 8:30~16:00
	南房総市	健康福祉部子育て支援課 子育て支援グループ 0470(36)1153		子育て支援課 0470(36)1153	
	鋸南町	保健福祉課* 0470(50)1171	保健福祉課	保健福祉課 0470(50)1171	
教育課				教育委員会 0470(55)2120	

は児童相談のみ対応

# 関係機関一覧

児童に関する相談	児童相談所	千葉県稲毛区天台1-10-3 <b>千葉県中央児童相談所</b>	043-253-4101	成田市、佐倉市、習志野市、市原市 八千代市、四街道市、八街市、印西市 白井市、富里市、印旛郡
		市川市東大和田2-8-6 <b>千葉県市川児童相談所</b>	047-370-1077	市川市、船橋市、鎌ヶ谷市、浦安市
		柏市根戸445-12 <b>千葉県柏児童相談所</b>	04-7131-7175	松戸市、野田市、柏市、流山市、我孫子市
		銚子市台町2183 <b>千葉県銚子児童相談所</b>	0479-23-0076	銚子市、旭市、匝瑳市、香取市、香取郡
		茂原市高師3007-6 <b>東上総児童相談所</b>	0475-27-1733	茂原市、東金市、勝浦市、山武市、いすみ市 山武郡、長生郡、夷隅郡
		君津市中野4-18-9 <b>千葉県君津児童相談所</b>	0439-55-3100	館山市、木更津市、鴨川市、君津市、富津市 袖ヶ浦市、南房総市、安房郡
		千葉県美浜区高浜3-2-3 <b>千葉市児童相談所</b>	043-277-8880	千葉市
精神・心の相談・女性医師による女性のための健康相談・DVに関する相談 (配偶者暴力相談支援センター)	健康福祉センター(保健所)	習志野市本大久保5-7-14 <b>習志野健康福祉センター</b>	047-475-5151	習志野市、八千代市、鎌ヶ谷市
		市川市南八幡5-11-22 <b>市川健康福祉センター</b>	047-377-1101	市川市、浦安市
		松戸市小根本7 <b>松戸健康福祉センター</b>	047-361-2121	松戸市、流山市、我孫子市
		野田市柳沢24 <b>野田健康福祉センター</b>	04-7124-8155	野田市
		佐倉市薊木仲田町8-1(印旛合同庁舎内) <b>印旛健康福祉センター</b>	043-483-1133	佐倉市、四街道市、八街市、印西市、白井市 酒々井町、印旛村、本埜村、栄町
		成田市加良部3-3-1 <b>成田支所</b>	0476-26-7231	成田市、富里市
		香取市佐原口2127 <b>香取健康福祉センター</b>	0478-52-9161	香取市、神崎町、多古町、東庄町
		銚子市栄町2-2-1 <b>海匠健康福祉センター</b>	0479-22-0206	銚子市、旭市
		匝瑳市八日市場イ2119-1 <b>八日市場地域保健センター</b>	0479-72-1281	匝瑳市
		東金市東金907-1 <b>山武健康福祉センター</b>	0475-54-0611	東金市、山武市、大網白里町、九十九里町 芝山町、横芝光町
		茂原市茂原1102-1(長生合同庁舎内) <b>長生健康福祉センター</b>	0475-22-5167	茂原市、一宮町、睦沢町、長生村、白子町 長柄町、長南町
		勝浦市出水1224 <b>夷隅健康福祉センター</b>	0470-73-0145	勝浦市、いすみ市、大多喜町、御宿町
		館山市北条1093-1 <b>安房健康福祉センター</b>	0470-22-4511	館山市、南房総市、鋸南町
		鴨川市横渚1457-1 <b>鴨川地域保健センター</b>	0470-92-4511	鴨川市
		木更津市新田3-4-34 <b>君津健康福祉センター</b>	0438-22-3743	木更津市、君津市、富津市、袖ヶ浦市
市原市五井1309 <b>市原健康福祉センター</b>	0436-21-6391	市原市		
市保健所	市保健所	千葉県美浜区幸町1-3-9 <b>千葉市保健所</b>	043-238-9974	千葉市
		船橋市湊町2-10-18(船橋合同庁舎内) <b>船橋市保健所</b>	047-431-4191	船橋市
		柏市柏255 <b>柏市保健所</b>	04-7167-1255	柏市

家庭教育相談	教育委員会	千葉県稲毛区小仲台5-10-2 千葉県子どもと親の絆センター	043-207-6028 0120-415-446	電話相談 9:00～21:00 月～金 9:00～13:00 土・日・祝 いじめ相談は24時間365日対応(フリーダイヤル) 来所相談 9:00～17:00 月～金(予約制) 電話相談 9:00～17:00 月～金 来所相談 9:00～17:00 月～金(予約制)		
		千葉県稲毛区小仲台5-10-2 千葉県総合教育センター特別支援教育部	043-207-6025			
		船橋市浜町2-5-1 葛南教育相談室	047-433-6031			
		野田市柳沢53 東葛飾教育相談室	04-7124-9779			
		四街道市鹿渡809 2 北総教育相談室	043-421-0998			
		茂原市八千代2-10 東上総教育相談室	0475-23-4460			
		香取市北3 1 3 香取教育相談室	0478-54-1528			
		東金市東新宿1 1 11 山武教育相談室	0475-54-1093			
		大多喜町猿稻14 夷隅教育相談室	0470-82-2412			
		銚子市台町2186-2 東総教育相談室	0479-20-6767			
		旭市二1997-1 海匠教育相談室	0479-63-2540			
		木更津市貝淵3 13 34 南房総教育相談室	0438-20-3396			
		館山市北条403 安房教育相談室	0470-22-3876			
		入所・自立支援・情報提供	乳児院	千葉県若葉区加曾利町1536 千葉県乳児院	043-232-0349	
				いすみ市三門1483-5 聖愛乳児院	0470-87-7550	
				千葉県花見川区犢橋町675 エンジェルホーム	043-215-2155	
児童養護施設	南房総市富浦町多田良1185-1 富浦学園		0470-33-3939			
	千葉県稲毛区天台3-4-1. 房総双葉学園		043-251-2612			
	市原市島野733-1 平和園		0436-21-1674			
	船橋市薬園台4-6-2 恩寵園		047-466-4020			
	成田市玉造1-1 成田学園		0476-27-5451			
	印旛郡酒々井町伊篠457-3 螢雪学園		043-496-4008			
	長生郡一宮町一宮389 一宮学園		0475-42-2069			
	旭市江ヶ崎1151 東海学園		0479-62-0758			
	香取郡東庄町平山1290-1 香取学園松葉寮		0478-86-3535			
	旭市岩井704 滝郷学園		0479-55-3027			
	茂原市小林546 獅子吼園		0475-22-2397			
	いすみ市深堀685 子山ホーム		0470-62-2325			
	館山市洲宮768 ひかりの子学園		0470-28-2135			
	木更津市真里谷1880-5 野の花の家		0438-53-2787			
	松戸市根木内字新宿下145 晴香園		047-345-2722			
	富津市湊850 望みの門 かずさの里		0439-67-0005			
	千葉県花見川区犢橋町675 ほうゆう・キッズホーム		043-215-2223			
援入・所 情・自 立支 援	児童自立 支援施設	千葉県中央区生実町1001 千葉県生実学校	043-263-4731			
		自 立 援 助 ホ ー ム	人力舎	0439-54-3440		
			響の社	0476-90-2455		



女性のカウンセリング・相談	中核的 暴力 被害者 支援者	千葉県中央区出洲港7-43 <b>千葉県女性サポートセンター</b>	043-246-1530 FAX 043-246-1541  相談専用 043-245-1719 043-302-1015	<b>一時保護・相談・カウンセリング</b> 電話相談(匿名可)は24時間対応 来所相談は平日9:00~17:00(祝祭日は除く)	
	配偶者暴力 相談 支援 センター	千葉県稲毛区天台6-5-2 千葉県青少年女性会館内 <b>千葉県ちば県民共生センター</b> 電話043-253-8036 FAX043-252-8037 利用時間 9:00~21:00・火~金 9:00~17:00・土・日・祝日 毎週月曜休館 (祝休日の場合は翌日) 年未年始休館	女性のための総合相談 04-7140-8605	<b>電話相談</b> 9:30~20:00 火 9:30~16:00 水~日 <b>面接相談(予約制)</b> 9:30~16:00 火~日(東葛飾センター) 9:30~16:00 金(ちば県民共生センター) <b>出張面接相談(予約制)</b> 10:00~16:00 第2水(東上総県民センター) 10:00~16:00 第4水(南房総教育事務所安房分室) <b>カウンセリング(予約制)</b> 10:00~16:00 水・土(東葛飾センター) 10:00~16:00 火・木(ちば県民共生センター) 16:00~20:00 火・水・金(けやきプラザ) <b>法律相談(予約制)</b> 13:00~16:00 第4木(東葛飾センター) <b>こころの相談(予約制)</b> 13:00~16:00 第3火(東葛飾センター)	
		柏市柏の葉4-3-1 さわやかちば県民プラザ内 <b>千葉県ちば県民共生センター</b> <b>東葛飾センター</b> 電話04-7140-8602 FAX04-7140-8604 利用時間 9:00~21:00・火~日 毎週月曜休館 (祝休日の場合は翌日) 年未年始休館	男性のための総合相談 043-285-0231	<b>電話相談</b> 16:00~20:00 火・水 <b>カウンセリング(予約制)</b> 13:00~17:00 第2・4土 (ちば県民共生センター) 16:00~20:00 第1・3木 (けやきプラザ)	
	女性 センター 等	市立	千葉県中央区千葉寺町1208-2 千葉県ハーモニープラザ内 <b>千葉県女性センター</b> 9:00~21:00(日曜~17:15) 月曜休館(月曜日が休日にあたる ときは火曜日も休館) 祝日/年未年始休館	043-209-8771  相談専用 043-209-8775	<b>女性カウンセラーによる電話・面接相談</b> (予約制)  <b>女性相談</b> 10:00~16:00 水・金・土・日 14:00~20:00 火・木
			市川市市川1-24-2 <b>市川市男女共同参画センターウィズ</b>  9:00~21:00 平日 9:00~17:00 土日 月末最終火曜休館 祝日/年未年始休館	047-322-6700  相談専用(無料) 047-323-1777	<b>一般相談(女性相談員受付)</b> 10:00~16:00 月~金(12~13を除く) 10:00~12:30 土・日  <b>法律相談(弁護士)(予約制)</b> 13:00~17:00 水(休館日除く)
			船橋市宮本2-1-4 <b>船橋市女性センター</b>  9:00~22:00 日曜休館 祝休日/年未年始休館	047-423-0757  FAX 047-423-3007	<b>生き方相談(女性カウンセラー)(予約制)</b> 10:00~16:00 金 16:30~21:00 第3水 <b>法律相談(女性弁護士)(予約制)</b> 9:30~14:30 第1木 16:00~20:00 第3月(フェイス) 13:00~17:00 第4水 <b>女性相談(婦人相談員)</b> 9:00~17:00 月~土 女性相談専用Tel 047-423-8745
			松戸市本町14-10 <b>松戸市女性センターゆうまつど</b> 9:00~21:00 毎月末日/年未年始休館	047-364-8778  予約相談用 047-363-0505	<b>女性カウンセラーによる電話・面接相談</b> (予約制) 10:00~16:00 第1~4月,第2・3・4木 14:00~20:00 第1木

女性のカウンセリング・相談	女性センター等	佐倉市王子台1-23 レイビィアス3階 佐倉市男女平等参画推進センター 9:00～21:00 第2・4水曜日 12/29～1/3休館	043-460-2580 FAX 043-460-2582	女性のための相談（予約制） 毎週金曜日10:00～16:00 (第3金曜日14:00～20:00)
		習志野市津田沼5-12-12サンロード津田沼5階 ステップならしの (習志野市男女共同参画センター) 平日9:00～21:00 土9:00～17:00 日曜・祝休日・年末年始 休館	047-453-9307 FAX 047-453-9327	女性の生き方相談 (女性カウンセラー) (予約制)  毎月第1・3金、第2・4火 10:00～16:00
		八千代市八千代台南1-11-6 八千代台東南公共センター内 八千代市男女共同参画センター 月曜休所(月曜日が休日にあたる ときは火曜日も休所) 祝日/年末年始休所	047-485-6505  相談専用 047-485-7333	女性、こころの悩み電話相談  9:00～16:00・火・木・金 (祝日・振替休日、年末年始を除く)
		浦安市猫実1-1-2 浦安市文化会館2階 浦安市女性プラザ 8:30～17:00 土・日・祝日、年末年始休館	047-351-1111 内線 1050・1051  予約時間 月～金 8:30～17:00	女性のための相談（予約制） 10:00～12:00 13:00～16:00・月・火・木 14:30～17:30 18:00～20:00・第2木・第4火 女性のための法律相談（予約制） 10:00～12:00 13:10～16:00・第1金・第3火
児童精神科	医療機関	千葉県緑区辺田町579-1 千葉県こども病院	043-292-2111	
		千葉県中央区青葉町1273-2 青葉病院	043-227-1131(代表)	初診は電話にて事前予約 10:00～16:00 月～金(祝日除く)
		市川市国府台1-7-3 国立国際医療センター国府台病院	047-372-3501(代表)	初診は電話予約が必要
心の相談・治療	精神保健福祉センター	千葉県中央区仁戸名町666-2 千葉県精神保健福祉センター	043-263-3891(代表)  相談専用 043-263-3893 043-268-7830 043-268-7474	相談, 診療 (予約制) 9:00～11:30 月・火・木・金(祝日・年末年始を除く) 薬物依存問題相談 (予約制) 9:00～12:00 水(祝日・年末年始を除く) 電話相談受付 9:00～16:30 月～金(祝日・年末年始を除く) 13:00～18:30 月～金(祝日・年末年始を除く) 13:00～18:30 月～金(祝日・年末年始を除く)
	精神科医療センター	千葉県美浜区豊砂5 精神科医療センター	043-276-3188 相談専用	精神科救急相談窓口 24時間対応 ただし夜間休日は千葉県内の方の緊急受診のみ対応
相談・情報提供	国	千葉県中央区中央港1-11-3 千葉地方務局内 子ども人権相談	043-247-9666 0570-070-110 全国共通	10:00～16:00 月～金(祝祭日を除く) 10:00～16:00 木(祝祭日を除く)
	県	中央児童相談所内 子ども・家庭110番	043-252-1152	児童に関する相談の受付時間 9:00～20:00 月～金 9:00～17:00 土・日・祝日 児童虐待に関する相談、通告の受付時間 24時間365日
	民間窓口	ファミリーセンター ヴィオラ	0438-53-3453	電話・来所相談 9:00～19:00 月～金 外国人対応(日・英・比)
		こやま家庭支援センター	0470-63-1919	
		子ども未来サポートセンターほうゆう	043-215-2001	月～土 9:00～18:00
		旭ヶ丘母子ホーム	043-234-3366	電話子育て相談
		チャイルドラインちば 「子ども電話」	043-204-1332  04-7123-4111	月～木 14:00～19:00 (おとなが対応) 土 19:00～21:00 (若者が対応) 金・土 14:00～19:00 (おとなが対応)
「ママ・パパラインちば」	043-204-9390	金曜 13:00～16:00		
千葉いのちの電話	043-227-3900 0120-738-556	電話相談・24時間受付 毎月10日 無料(2008.4～2009.3)		

福祉サービスの総合コーディネーター・福祉の総合相談・権利擁護	(中核) 地域生活支援センター	八千代市村上4472-5KEIYUビル3階 なかまネット (医療法人社団啓友会)	047-487-2941 24時間受付	習志野市・八千代市・鎌ヶ谷市
		市川市大洲1-14-4 東洋荘101 がじゅまる (社会福祉法人一路会)	047-300-9500 24時間受付	市川市・浦安市
		松戸市新松戸4-129関口第5ビル1-A ほっとねっと (医療法人財団千葉健愛会)	047-309-7677 24時間受付	松戸市、流山市、我孫子市
		柏市柏5-2-17 あいネット (社会福祉法人生活クラブ)	04-7165-8707 24時間受付	柏市
		野田市尾崎840-32 のだネット (社会福祉法人いちいの会)	04-7127-5366 24時間受付	野田市
		佐倉市表町1-18-7 すけっと (社会福祉法人愛光)	043-483-3718 24時間受付	成田市、佐倉市、四街道市、八街市、 印西市、白井市、富里市、酒々井町、 印旛村、本埜村、栄町
		香取市北1-11-18 香取ネットワーク (社会福祉法人ロザリオの聖母会)	0478-50-2800 24時間受付	香取市、神崎町、多古町、東庄町
		旭市イ-1775 海匠ネットワーク (社会福祉法人ロザリオの聖母会)	0479-60-2578 24時間受付	銚子市、旭市、匝瑳市
		東金市東新宿19-4 さんぶエリアネット (社会福祉法人ワーナーホーム)	0475-54-6664 24時間受付	東金市、山武市、大網白里町、九十九里町、 芝山町、横芝光町
		茂原市長尾2694 長生ひなた (NPO法人長生夷隅地域のくらしを支える会)	0475-22-7859 24時間受付	茂原市、一宮町、睦沢町、長生村、白子町、 長柄町、長南町
		いすみ市深堀689-1 夷隅ひなた (NPO法人長生夷隅地域のくらしを支える会)	0470-60-9123 24時間受付	勝浦市、いすみ市、大多喜町、御宿町
		鴨川市東町583-9 ひだまり (社会福祉法人太陽会)	04-7098-2900 24時間受付	館山市、鴨川市、南房総市、鋸南町
		木更津市富士見1-2-1 アクア木更津8階 君津ふくしネット (社会福祉法人ミッドナイトミッションのぞみ会)	0438-25-1151 24時間受付	木更津市、君津市、富津市、袖ヶ浦市
市原市五井中央東2-14-13 篠原ビル104 いちはら福祉ネット (社会福祉法人ききょう会)	0436-23-5300 24時間受付	市原市		
権子 利ど 擁も 護の		千葉子どもサポートネット	043-266-8419	
		あわCAP	0470-44-3755	
		C ENJOY CAP	043-279-9232	
		A CAPなのはな	04-7107-7087	
		P CAPぽけっと	047-485-0977	
		CAPももくりさんねん	0438-37-4321	
相談	少年センター	千葉市中央区中央4-13-28 新都市ビル 1階 千葉県警察少年センター	043-201-1308 0120-783-497 (ナヤミヨクナル)	電話相談 (祝祭日を除く月～金8:30～17:15) 面接相談(要予約) 千葉中央、千葉東、千葉西、千葉南、 千葉北 5警察署の管轄区域
		柏市柏5-8-32柏市役所本庁舎第2分室 東葛地区少年センター	04-7162-7867	鎌ヶ谷、松戸、松戸東、野田、 柏、流山、我孫子 7警察署の管轄区域
		船橋市東町834船橋市総合教育センター内 京葉地区少年センター	047-422-8709	習志野、八千代、船橋、船橋東、 市川、行徳、浦安 7警察署の管轄区域
		木更津市新田2-3-18県教育庁 南房総教育事務所別館 内房地区少年センター	0438-25-9750	市原、木更津、君津、富津、館山、鴨川 6警察署の管轄区域
		成田市馬橋8-1成田市防犯事務所内 北総地区少年センター	0476-23-1891	佐倉、四街道、成田、成田国際空港、 印西、香取、銚子、旭、匝瑳 9警察署の管轄区域
		茂原市千代田町2-8-20 茂原市社会教育センター 外房地区少年センター	0475-22-3741	山武、東金、茂原、いすみ、勝浦 5警察署の管轄区域

法的な処理	裁判所	親子・夫婦関係調整・家事審判		
		260-0013 千葉市中央区中央4-11-27 千葉家庭裁判所（本庁）	043-222-0165	千葉市・習志野市・市原市・八千代市
		285-0038 佐倉市弥勒町92 千葉家庭裁判所佐倉支部	043-484-1215	佐倉市・成田市・四街道市・八街市 印西市・白井市・富里市・印旛郡
		299-4397 長生郡一宮町一宮2791 千葉家庭裁判所一宮支部	0475-42-3531	茂原市・勝浦市・いすみ市・長生郡・夷隅郡
		271-8522 松戸市岩瀬無番地 千葉家庭裁判所松戸支部	047-368-5141	松戸市・野田市・柏市・流山市 我孫子市・鎌ヶ谷市
		292-0832 木更津市新田2-5-1 千葉家庭裁判所木更津支部	0438-22-3774	木更津市・君津市・富津市・袖ヶ浦市
		294-0045 館山市北条1073 千葉家庭裁判所館山支部	0470-22-2273	館山市・鴨川市・南房総市・安房郡
		289-2144 匝瑳市八日市場イ2760 千葉家庭裁判所八日市場支部	0479-72-1300	銚子市・旭市・匝瑳市・東金市・山武市 山武郡・多古町
	287-0003 香取市佐原イ3375 千葉家庭裁判所佐原支部	0478-52-3040	香取市・神崎町・東庄町	
	272-8511 市川市鬼高2-20-20 千葉家庭裁判所市川出張所	047-334-3241	市川市・船橋市・浦安市	
	地方裁判所	保護命令・仮処分・民事訴訟		
		260-0013 千葉市中央区中央4-11-27 千葉地方裁判所（本庁）	043-222-0165	千葉市・習志野市・市原市・八千代市 市川市・船橋市・浦安市
		285-0038 佐倉市弥勒町92 千葉地方裁判所佐倉支部	043-484-1215	佐倉市・成田市・四街道市・八街市 印西市・白井市・富里市・印旛郡
		299-4397 長生郡一宮町一宮2791 千葉地方裁判所一宮支部	0475-42-3531	茂原市・勝浦市・いすみ市・長生郡・夷隅郡
		271-8522 松戸市岩瀬無番地 千葉地方裁判所松戸支部	047-368-5143	松戸市・野田市・柏市・流山市 我孫子市・鎌ヶ谷市
		292-0832 木更津市新田2-5-1 千葉地方裁判所木更津支部	0438-22-3774	木更津市・君津市・富津市・袖ヶ浦市
294-0045 館山市北条1073 千葉地方裁判所館山支部		0470-22-2273	館山市・鴨川市・南房総市・安房郡	
289-2144 匝瑳市八日市場イ2760 千葉地方裁判所八日市場支部		0479-72-1300	銚子市・旭市・東金市・匝瑳市 山武市・山武郡・多古町	
287-0003 香取市佐原イ3375 千葉地方裁判所佐原支部	0478-52-3040	香取市・神崎町・東庄町		
法律相談	法律扶助	千葉市中央区中央4-13-12 法律扶助協会千葉県支部	043-227-8964	無料法律相談・随時電話にて受付 ただし資力要件あり
		千葉市中央区中央4-5-1Qiba11 2階 日本司法支援センター千葉地方事務所 （法テラス千葉）	0503383-5381	民事法律扶助 平日9:00～17:00
		松戸市松戸1879-1松戸商工会議所会館3F 日本司法支援センター千葉地方事務所 松戸支部（法テラス松戸）	0503383-5388	
	千葉県弁護士会	千葉市中央区中央4-13-12 千葉県弁護士会	043-227-8431	法律相談予約受付時間 平日10:00～16:00
		千葉市中央区中央4-13-12 法律相談センター本庁（千葉）	043-227-8954	有料法律相談（予約制）（10,500円/1時間） 平日10:00～16:00 土・夜間法律相談（要問合せ） （相談場所は担当弁護士法律事務所になることもあります。）

法律相談	千葉県弁護士会	茂原市町保7-134 長谷川ビル3階 <b>茂原法律相談センター</b>	0475-23-0640	有料法律相談（予約制）（7,875円 / 45分） 10:00～16:00 火・金（祝祭日は休み）		
		松戸市松戸1281-29 住友生命松戸ビル4階 <b>松戸法律相談センター</b>	047-366-6611	有料法律相談（予約制）（5,250円 / 30分） 13:00～16:00 月・水・金（祝祭日は休み） 10:00～16:00 火・木（祝祭日は休み） <b>土・夜間法律相談（要問合せ）</b>		
		船橋市本町1-10-10 船橋商工会議所5階 <b>船橋法律相談センター</b>	047-437-3634	有料法律相談（予約制）（7,875円 / 45分） 9:30～16:45 月～金（祝祭日は休み） 10:00～14:30 土		
		銚子市三軒町19-4 銚子商工会館2階 <b>銚子法律相談センター</b>	043-227-8971	有料法律相談（予約制）（5,250円 / 30分） 13:15～16:15 木（祝祭日は休み） 2コマの予約もできます		
		鴨川市横濱643-2 鴨川商工会3階 <b>鴨川法律相談センター</b>	043-227-8972	有料法律相談（予約制）（5,250円 / 30分） 13:20～16:20 水（祝祭日は休み） 2コマの予約もできます		
		成田市花崎町736-62 成田市商工会館 <b>成田法律相談センター</b>	043-227-8984	有料法律相談（予約制）（5,250円 / 30分） 13:15～16:45 金（祝祭日は休み） 2コマの予約もできます		
		香取市佐原イ525-1 佐原商工会議所 <b>佐原法律相談センター</b>	043-227-8983	有料法律相談（予約制）（5,250円 / 30分） 13:00～16:00 火（祝祭日は休み） 2コマの予約もできます		
		袖ヶ浦市福玉台3-1-3 袖ヶ浦市商工会館 <b>木更津・袖ヶ浦法律相談センター</b>	043-227-8970	有料法律相談（予約制）（5,250円 / 30分） 13:00～16:00 月・木（祝祭日は休み） 月（袖ヶ浦）、木（木更津市内の法律事務所） 2コマの予約もできます		
		東金市東岩崎1-5 東金商工会館2階 <b>東金法律相談センター</b>	0475-23-0640	有料法律相談（予約制）（5,250円 / 30分） 13:00～16:00 水（祝祭日は休み） 2コマの予約もできます		
		館山市八幡821 館山商工会議所2階 <b>館山法律相談センター</b>	043-227-8972	有料法律相談（予約制）（5,250円 / 30分） 13:15～16:15 月（祝祭日は休み） 2コマの予約もできます		
		匝瑳市八日市場イ2755 裁判所内弁護士会館 <b>八日市場法律相談センター</b>	0479-72-0271	有料法律相談（予約制）（5,250円 / 30分） 13:30～16:30 月（祝祭日は休み） 2コマの予約もできます		
		市川市行徳駅前1-27-10 高田ビル202号室 <b>市川浦安法律相談センター</b>	047-396-6884	有料法律相談（予約制）（5,250円 / 30分） 13:00～16:00 火・金（祝祭日は休み） 9:30～12:30 土（祝祭日は休み）		
		法律相談	県民センター	千葉市中央区市場町1-1(県庁本庁舎) <b>県報道広報広聴室</b>	043-223-2249 043-223-2250	無料法律相談・予約制 月3回 木 13:00～16:00(月曜9時から予約受付)
				船橋市本町1-3-1(フェイス7階) <b>葛南県民センター</b>	047-424-8368	無料法律相談・予約制 月1回 金 13:00～16:00
松戸市小根本7(東葛飾合同庁舎) <b>東葛飾県民センター</b>	047-365-3008			無料法律相談・予約制 月1回 金 13:00～16:00		
佐倉市竊木仲田町8-1(印旛合同庁舎) <b>北総県民センター</b>	043-483-1112			無料法律相談・予約制 月1回 金 13:00～16:00		
香取市北3-1-3(香取合同庁舎) <b>北総県民センター香取事務所</b>	0478-54-6811			無料法律相談・予約制 月1回 金 13:00～16:00		
旭市二1997-1(海匠合同庁舎) <b>北総県民センター海匠事務所</b>	0479-64-0597			無料法律相談・予約制 月1回 金 13:00～16:00		
茂原市茂原1102-1(長生合同庁舎) <b>東上総県民センター</b>	0475-25-7830			無料法律相談・予約制 月1回 金 13:00～16:00		
東金市東新宿1-1-11(山武合同庁舎) <b>東上総県民センター山武事務所</b>	0475-55-3861			無料法律相談・予約制 隔月(奇数月)金 13:00～16:00		
大多喜町猿稻14(夷隅合同庁舎) <b>東上総県民センター夷隅事務所</b>	0470-82-3935			無料法律相談・予約制 隔月(奇数月)金 13:00～16:00		
木更津市貝淵3-13-34(君津合同庁舎) <b>南房総県民センター</b>	0438-23-4812			無料法律相談・予約制 隔月(奇数月)金 13:00～16:00		
館山市北条402-1(安房合同庁舎) <b>南房総県民センター安房事務所</b>	0470-22-7222			無料法律相談・予約制 月1回 金 13:00～16:00		

自立支援	ハローワーク	千葉県美浜区幸町1-1-3 ハローワーク千葉	043-242-1181	千葉市（中央区（千葉南所の管轄区域を除く）、美浜区、花見川区、稲毛区、若葉区）、四街道市、八街市、山武市、山武郡横芝光町のうち旧横芝町
		千葉県中央区南町2-16-3 ユウキ蘇我駅前ビル3F・4F ハローワーク千葉南	043-300-8609	千葉市（中央区（赤井町、今井1～3丁目、今井町、鶴の森町、大森町、生実町、川崎町、川戸町、塩田町、白旗1～3丁目、蘇我町1・2丁目、大蔵寺町、新浜町、仁戸名町、花輪町、浜野町、星久喜町、松ヶ丘町、南生実町、南町1～3丁目、宮崎1・2丁目、宮崎町、村田町、若草1丁目）、緑区）、市原市、東金市、山武郡のうち大網白里町、九十九里町
		市川市南八幡5-11 - 21ハローワーク市川 ハローワーク市川	047-370-8609	市川市、浦安市
		銚子市東芝町5-9 ハローワーク銚子	0479-22-7406	銚子市、旭市（佐原所の管轄区域を除く）、匝瑳市、山武郡横芝光町のうち旧光町
		館山市八幡815-2 ハローワーク館山	0470-22-2236	館山市、鴨川市、南房総市、安房郡
		木更津市潮見6-3 ハローワーク木更津	0438-36-6228	木更津市、君津市、富津市、袖ヶ浦市
		香取市北1-3-2 ハローワーク佐原	0478-55-1132	成田市のうち旧下総町、旧大栄町、旭市のうち旧干潟町、香取市、香取郡
		茂原市高師台1-5-1 茂原地方合同庁舎1F ハローワーク茂原	0475-25-8609	茂原市、勝浦市、いすみ市 長生郡、夷隅郡
		いすみ市大原8000-1 ハローワークいすみ	0470-62-3551	勝浦市、いすみ市、夷隅郡
		松戸市松戸1307-1 松戸ビルヂング 3F・5F ハローワーク松戸	047-367-8609	松戸市、野田市、柏市、流山市、我孫子市
		野田市みずき2-6-1 ハローワーク野田	04-7124-4181	野田市
		船橋市湊町2-10-17（第一庁舎） 船橋市本町2-1-1 船橋エピアビル（第二庁舎） ハローワーク船橋	(第一)047-431-8287 (第二)047-420-8609	船橋市、習志野市、八千代市、鎌ヶ谷市、白井市
		成田市加良部3-4-2 ハローワーク成田	0476-27-8609	成田市（佐原所の管轄区域を除く）、佐倉市、印西市、富里市、印旛郡、山武郡のうち芝山町
		自立支援	就職相談	千葉県中央区新町3-13 千葉TNCビル1F ハローワークブラザちば
柏市柏2-5-7 住友生命柏ビル3F ハローワークブラザ柏	04-7166-8613			9:00～17:30 月～金 求人情報の検索・閲覧、一般求職者を対象とした職業相談・紹介を行っています。
千葉県中央区新町3-13 千葉TNCビル1F マザーズハローワークちば	043-238-8100			8:30～17:15 月～金 10:00～17:00 土 子育てをしながら働きたい方、仕事と家庭を両立したい方の支援を行っています。
千葉県美浜区幕張西4-1-10ちば仕事プラザ内 マザーズハローワークちば 幕張ランチ（分室）	043-351-8609			9:00～17:00 火～土 子育てをしながら働きたい方、仕事と家庭を両立したい方の支援を行っています。
市原市五井8187-1 市原市勤労会館（youk-ビル）1階 市原パートバンク	0436-23-6941			8:30～17:00 木・日・祝日及び年末年始除く
浦安市入船1-4-1 ショッピングプラザ新浦安店4F 浦安地域職業相談室	047-381-8609			9:00～17:30 第1・3水、第2・4・5土 日・祝日・年末年始除く
千葉県中央区今井1-14-43 千葉市蘇我勤労市民プラザ1F 千葉市就職相談室無料職業紹介所	043-300-8282			火～金
野田市鶴奉7-1 野田市役所2F 野田市無料職業紹介所	04-7125-1111(3224)			月・水・金
白井市復1123 白井市役所2F 白井市無料職業紹介所	047-492-1111(3280)			月～金
千葉県中央区中央3-3-1 第一生命ビルディング6F (財)21世紀職業財団千葉事務所	043-225-2295			パートタイム労働相談 043-225-2295 フリーフリーテレフォンちば 043-225-2020
千葉県中央区千葉港4-3 千葉県社会福祉センター内 千葉県福祉人材センター	043-247-2844			福祉業界の求人・求職相談、情報提供・紹介
千葉県美浜区幕張西4-1-10（ちば仕事プラザ内） 子育てお母さん再就職支援センター	043-273-4510			9:00～17:00 火～土（祝祭日は除く）
千葉県美浜区幕張西4-1-10（ちば仕事プラザ内） 生涯現役サポートセンター	043-273-4510			9:00～17:00 火～土（祝祭日は除く）
千葉県美浜区幕張西4-1-10（ちば仕事プラザ内） ちば地域若者サポートステーション	043-351-5331			13:00～19:00 火～土（祝祭日は除く）

支自 援立	相 労 談 働	千葉市中央区市場町1-1(県庁本庁舎2F) <b>千葉県労働相談センター</b>	043-223-2744	開庁日9時～20時(17時以降は電話のみ) <b>弁護士による特別労働相談(予約制)</b> 毎月第1・3 金13:00～ <b>働く人のメンタルヘルス特別労働相談</b> 毎月第2水13:00～(予約制) 毎月第4水17:00～(予約制)
自立 支援	内 職 相 談	千葉市中央区市場町1-1(県庁本庁舎15F) <b>千葉県商工労働部雇用労働課</b>	043-223-2743	<a href="http://www.pref.chiba.jp/syozoku/f_rousei/index.html">http://www.pref.chiba.jp/syozoku/f_rousei/index.html</a> 千葉市、市原市
		船橋市本町1-3-1(フェイス7階) <b>葛南県民センター県政情報課</b>	047-424-8369	市川市、船橋市、習志野市、八千代市、 浦安市
		松戸市小根本7(千葉県東葛飾合同庁舎) <b>東葛飾県民センター県政情報課</b>	047-361-4089	松戸市、野田市、柏市、流山市、我孫子市、 鎌ヶ谷市
		佐倉市錦木仲田町8-1(千葉県印旛合同庁舎) <b>北総県民センター県政情報課</b>	043-483-1439	成田市、佐倉市、四街道市、八街市、 印西市、白井市、富里市、印旛郡
		香取市北3-1-3(千葉県香取合同庁舎) <b>北総県民センター香取事務所</b>	0478-54-1311	香取市、香取郡
		旭市二1997-1(千葉県海匝合同庁舎) <b>北総県民センター海匝事務所</b>	0479-62-0261	銚子市、旭市、匝瑳市
		茂原市茂原1102-1(千葉県長生合同庁舎) <b>東上総県民センター県政情報課</b>	0475-25-7830	茂原市、長生郡
		東金市東新宿1-11(千葉県山武合同庁舎) <b>東上総県民センター山武事務所</b>	0475-54-0222	東金市、山武市、山武郡
		夷隅郡大多喜町猿橋14(千葉県夷隅合同庁舎) <b>東上総県民センター夷隅事務所</b>	0470-82-2211	勝浦市、いすみ市、夷隅郡
		木更津市貝淵3-13-34(千葉県君津合同庁舎) <b>南房総県民センター県政情報課</b>	0438-23-4812	木更津市、君津市、富津市、袖ヶ浦市
		館山市北条402-1(千葉県安房合同庁舎) <b>南房総県民センター安房事務所</b>	0470-22-7111	館山市、鴨川市、南房総市、安房郡
住 まい	県 営 住 宅	千葉市中央区中央4-13-28 新都市ビル8F <b>千葉県住宅供給公社</b> <b>県営住宅管理部募集課</b>	043-222-9200	<b>県営住宅の入居事務</b> 年4回空家募集を実施。抽選の結果、当選者に対し資格審査を行い入居者を決定します。 DV世帯・母子家庭等に当選確率の優遇有連帯保証人必要 申込みから入居まで3か月かかります。
		住宅供給公社総合案内所内 <b>住まい情報プラザ(県営住宅ほか)</b>	043-223-3266	
	住 宅 公 営 等	<b>住宅供給公社(総合案内所)</b>	043-227-5673	公社住宅等の賃貸・入居
	貸 住 R 宅 賃	<b>都市再生機構募集販売本部</b>	03-3347-4375	UR住宅の募集案内 URL: <a href="http://www.ur-net.go.jp/">http://www.ur-net.go.jp/</a>
専 門 相 談	援 助 機 関 に 対 し	横浜市戸塚区汲沢町983 <b>社会福祉法人横浜萌会</b> <b>子どもの虹情報研修センター</b> <b>専門相談室</b>	045-871-9345 FAX 045-871-8091	虐待問題等に関する援助機関等を対象とした「法律」「医療」「心理」「福祉」等の分野についての専門相談・情報提供

## 警察署一覧

各署の生活安全課には相談を専門に受け付けるスタッフがいます。

名 称	電話番号	郵便番号	所 在 地
警察本部相談サポート コーナー	043 - 227 - 9110	〒260-8668	千葉市中央区市場町1 - 2
千葉中央 警察署	043 - 244 - 0110	〒260-8510	千葉市中央区中央港 1-13-1
千葉東 警察署	043 - 233 - 0110	〒264-0007	千葉市若葉区小倉町 859-2
千葉西 警察署	043 - 277 - 0110	〒261-0011	千葉市美浜区真砂 2-1-1
千葉南 警察署	043 - 291 - 0110	〒266-0032	千葉市緑区おゆみ野中央8-1-2
千葉北 警察署	043 - 286 - 0110	〒263-0001	千葉市稲毛区長沼原町 199-1
習志野 警察署	047 - 474 - 0110	〒275-0015	千葉県習志野市鷺沼台2-4-1
八千代 警察署	047 - 486 - 0110	〒276-0044	八千代市萱田町 681-39
船 橋 警察署	047 - 435 - 0110	〒273-0001	船橋市市場 4-18-1
船橋東 警察署	047 - 467 - 0110	〒274-0063	船橋市習志野台 7-9-20
鎌ヶ谷 警察署	047 - 444 - 0110	〒273-0121	鎌ヶ谷市初富 928-59
市 川 警察署	047 - 370 - 0110	〒272-0015	市川市鬼高 4-4-1
行 徳 警察署	047 - 397 - 0110	〒272-0127	市川市塩浜 3-10-18
浦 安 警察署	047 - 350 - 0110	〒279-0011	浦安市美浜 5-13-2
松 戸 警察署	047 - 369 - 0110	〒271-8557	松戸市松戸 558-2
松戸東 警察署	047 - 349 - 0110	〒270-0023	松戸市八ヶ崎 4-51-9
野 田 警察署	04 - 7125 - 0110	〒278-0005	野田市宮崎 147-4
柏 警察署	04 - 7148 - 0110	〒277-8554	柏市松ヶ崎 722-1
流 山 警察署	04 - 7159 - 0110	〒270-0175	流山市三輪野山 744-4
我孫子 警察署	04 - 7182 - 0110	〒270-1177	我孫子市柴崎 904-1
佐 倉 警察署	043 - 484 - 0110	〒285-0811	佐倉市表町 3-17-1
四 街 道 警察署	043 - 432 - 0110	〒284-0044	四街道市和良比 635-5
成 田 警察署	0476 - 27 - 0110	〒286-0036	成田市加良部 3-5
成田国際空港警察署	0476 - 32 - 0110	〒282-0004	成田市古込字込前 133
印 西 警察署	0476 - 42 - 0110	〒270-1327	印西市大森 2514-13
香 取 警察署	0478 - 54 - 0110	〒287-0002	香取市北 2-1-1
銚 子 警察署	0479 - 23 - 0110	〒288-0814	銚子市春日町 1922-2
旭 警察署	0479 - 64 - 0110	〒289-2504	旭市二 1-1
匝 瑳 警察署	0479 - 72 - 0110	〒289-2144	匝瑳市八日市場イ 559-1
山 武 警察署	0475 - 82 - 0110	〒289-1321	山武市富田ト 1177-3
東 金 警察署	0475 - 54 - 0110	〒283-0061	東金市北之幸谷 10-12
茂 原 警察署	0475 - 22 - 0110	〒297-0031	茂原市早野新田 7
い す み 警察署	0470 - 62 - 0110	〒298-0004	いすみ市大原 8312-4
勝 浦 警察署	0470 - 73 - 0110	〒299-5235	勝浦市出水 1212-2
市 原 警察署	0436 - 41 - 0110	〒290-0067	市原市八幡海岸通 1965-17
木 更 津 警察署	0438 - 22 - 0110	〒292-0834	木更津市潮見 2-1-2
君 津 警察署	0439 - 54 - 0110	〒299-1152	君津市久保 4-1-1
富 津 警察署	0439 - 66 - 0110	〒299-1616	富津市海良 121-1
館 山 警察署	0470 - 23 - 0110	〒294-0045	館山市北条 1090-2
鴨 川 警察署	04 - 7092 - 0110	〒296-0001	鴨川市横渚 1465



## 家庭児童相談室

名 称	所 在 地	電 話
印旛健康福祉センター	佐倉市鐫木仲田町8 - 1	043 ( 483 ) 1133
香取健康福祉センター	香取市佐原口2127	0478 ( 52 ) 9161
海匠健康福祉センター	銚子市栄町2 - 2 - 1	0479 ( 22 ) 0206
山武健康福祉センター	東金市東金907 - 1	0475 ( 54 ) 0611
長生健康福祉センター	茂原市茂原1102 - 1	0475 ( 22 ) 5167
夷隅健康福祉センター	勝浦市出水1224	0470 ( 73 ) 0145
安房健康福祉センター	館山市北条1093 - 1	0470 ( 22 ) 4511
千葉市中央家庭児童相談室	千葉市中央区中央4 - 5 - 1	043 ( 221 ) 2151
千葉市花見川家庭児童相談室	千葉市花見川区瑞穂1 - 1	043 ( 275 ) 6445
千葉市稲毛家庭児童相談室	千葉市稲毛区穴川4 - 12 - 1	043 ( 284 ) 6139
千葉市若葉家庭児童相談室	千葉市若葉区貝塚町1258 - 20	043 ( 233 ) 8152
千葉市緑家庭児童相談室	千葉市緑区鎌取町226-1	043 ( 292 ) 8139
千葉市美浜家庭児童相談室	千葉市美浜区真砂5 - 15 - 2	043 ( 270 ) 3153
銚子市家庭児童相談室	銚子市若宮町1 - 1	0479 ( 24 ) 8181
市川市家庭児童相談室	市川市八幡1 - 1 - 1	047 ( 334 ) 1111
船橋市家庭児童相談室	船橋市湊町2 - 10 - 25	047 ( 436 ) 2334
館山市家庭児童相談室	館山市北条1145 - 1	0470 ( 22 ) 3496
木更津市家庭児童相談室	木更津市潮見1 - 1	0438 ( 23 ) 7249
松戸市家庭児童相談室	松戸市竹ヶ花45 - 53	047 ( 366 ) 3941
野田市家庭児童相談室	野田市鶴奉7 - 1	04 ( 7125 ) 1111
茂原市家庭児童相談室	茂原市道表 1	0475 ( 23 ) 5500
成田市家庭児童相談室	成田市花崎町760	0476 ( 22 ) 1111
佐倉市家庭児童相談室	佐倉市海隣寺町97	043 ( 484 ) 6263
東金市家庭児童相談室	東金市東岩崎1 - 1	0475 ( 50 ) 1168
旭市家庭児童相談室	旭市二の1920	0479 ( 62 ) 5362
習志野市子育て支援相談室	習志野市鷺沼1 - 1 - 1	047 ( 453 ) 7322
柏市家庭児童相談室	柏市柏 5 - 10 - 1	04 ( 7167 ) 1111
市原市家庭児童相談室	市原市国府寺台中央1 - 1 - 1	0436 ( 23 ) 9802
流山市家庭児童相談室	流山市平和台1 - 1 - 1	04 ( 7158 ) 1111
八千代市子ども相談センター	八千代市大和田新田312 - 5	047 ( 484 ) 2954
我孫子市子ども相談課	我孫子市我孫子1858	04 ( 7185 ) 1821
鴨川市家庭児童相談室	鴨川市八色887 - 1	04 ( 7093 ) 7112
鎌ヶ谷市家庭児童相談室	鎌ヶ谷市新鎌ヶ谷2-6-1	047 ( 445 ) 1141
君津市家庭児童相談室	君津市久保2 - 13 - 1	0439 ( 56 ) 1616
富津市家庭児童相談室	富津市下飯野2443	0439 ( 80 ) 1256
浦安市家庭児童相談室	浦安市東野1 - 7 - 1	047 ( 350 ) 7867
四街道市家庭児童相談室	四街道市鹿渡無番地	043 ( 423 ) 0783
袖ヶ浦市家庭児童相談室	袖ヶ浦市坂戸市場1 - 1	0438 ( 62 ) 2111
八街市家庭児童相談室	八街市八街ほ35 - 29	043 ( 443 ) 1693
印西市家庭児童相談室	印西市大森2364 - 2	0476 ( 42 ) 5180
白井市家庭児童相談室	白井市復1123	047 ( 497 ) 3477
富里市家庭児童相談室	富里市七栄652 - 1	0476 ( 93 ) 1111
匝瑳市家庭児童相談室	匝瑳市八日市場八793 - 2	0479 ( 73 ) 0096
香取市家庭児童相談室	香取市佐原口2127	0478 ( 50 ) 1121
山武市家庭児童相談室	山武市松尾町五反田3012	0479 ( 80 ) 8099
いすみ市家庭児童相談室	いすみ市大原7400 - 1	0470 ( 62 ) 1919

## 保健センター等一覧

名 称	郵便番号	住 所	電話番号
千葉市中央保健福祉センター健康課	260 - 8511	千葉市中央区中央4 - 5 - 1	043 ( 221 ) 2581
千葉市小中台保健センター	263 - 0043	千葉市稲毛区小中台5 - 3 - 1	043 ( 256 ) 9418
千葉市若葉保健福祉センター健康課	264 - 8550	千葉市若葉区貝塚町1258 - 20	043 ( 233 ) 8191
千葉市緑保健福祉センター健康課	266 - 0011	千葉市緑区鎌取町226-1	043 ( 292 ) 2620
千葉市犢橋保健センター	262 - 0013	千葉市花見川区犢橋町1465	043 ( 259 ) 0251
千葉市美浜保健福祉センター健康課	261 - 0011	千葉市美浜区真砂5 - 15 - 2	043 ( 270 ) 2213
銚子市保健福祉センター健康管理課	288 - 0047	銚子市若宮町4 - 8	0479 ( 24 ) 8070
市川市保健センター	272 - 0023	市川市南八幡4 - 18 - 8	047 ( 377 ) 4511
市川市南行徳保健センター	272 - 0138	市川市南行徳1-21 - 1	047 ( 359 ) 8785
船橋市保健所	273 - 0011	船橋市湊町2 - 10 - 18	047 ( 431 ) 4191
船橋市健康増進課	273 - 8501	船橋市湊町2 - 10 - 25	047 ( 436 ) 2382
船橋市中央保健センター	273 - 0021	船橋市海神2 - 13 - 25	047 ( 423 ) 2111
船橋市東部保健センター	274 - 0077	船橋市薬円台5 - 31 - 1	047 ( 466 ) 1383
船橋市北部保健センター	274 - 0812	船橋市三咲7 - 24 - 1	047 ( 449 ) 7600
船橋市西部保健センター	273 - 0033	船橋市本郷町457 - 1	047 ( 302 ) 2626
館山市保健センター	294 - 0045	館山市北条740 - 1	0470 ( 23 ) 3113
木更津市保健相談センター	292 - 0067	木更津市中央1 - 5 - 18	0438 ( 23 ) 1300
松戸市中央保健福祉センター	271 - 0072	松戸市竹ヶ花74 - 3	047 ( 366 ) 7489
松戸市小金保健福祉センター	270 - 0014	松戸市小金2 ピコティ西館3階	047 ( 346 ) 5601
松戸市常盤平保健福祉センター	270 - 2218	松戸市五香西3 - 7 - 1 健康福祉会館2階	047 ( 384 ) 1333
松戸市常盤平保健福祉センター六実保健室	270 - 2203	松戸市六高台3 - 70	047 ( 384 ) 2583
野田市保健センター	278 - 0003	野田市鶴奉7 - 4	04 ( 7125 ) 1188
野田市関宿保健センター	270 - 0226	野田市東宝珠花260 - 1	04 ( 7198 ) 5011
茂原市保健センター	297 - 0029	茂原市高師3001	0475 ( 25 ) 1725
成田市保健福祉館	286 - 0017	成田市赤坂1 - 3 - 1	0476 ( 27 ) 1111
佐倉市健康管理センター	285 - 0825	佐倉市江原台2 - 27	043 ( 485 ) 6711
佐倉市西部保健センター	285 - 0843	佐倉市中志津2 - 32 - 4	043 ( 463 ) 4181
佐倉市南部保健センター	285 - 0806	佐倉市大篠塚1587	043 ( 483 ) 2812
東金市保健福祉センター	283 - 0005	東金市田間421	0475 ( 50 ) 1234
旭市保健センター	289 - 2504	旭市二の2787 - 1	0479 ( 63 ) 8766
旭市海上保健センター	289 - 2692	旭市高生1	0479 ( 55 ) 5516
旭市飯岡保健センター	289 - 2712	旭市横根3520	0479 ( 57 ) 3113
旭市干潟保健センター	289 - 0592	旭市南堀之内10	0479 ( 68 ) 1071
習志野市津田沼・鷺沼ヘルスステーション	275 - 0016	習志野市津田沼5 - 14 - 24	047 ( 453 ) 9303
習志野市谷津ヘルスステーション	275 - 0026	習志野市谷津5 - 16 - 33	047 ( 479 ) 0066
習志野市秋津ヘルスステーション	275 - 0025	習志野市秋津3 - 4 - 1	047 ( 453 ) 2966
習志野市屋敷ヘルスステーション	275 - 0004	習志野市屋敷4 - 6 - 6	047 ( 478 ) 3330
習志野市東習志野ヘルスステーション	275 - 0001	習志野市東習志野3 - 1 - 20	047 ( 476 ) 1662
柏市保健所	277 - 0005	柏市柏255	04 ( 7167 ) 1255
柏市保健センター	277 - 8512	柏市柏下73	04 ( 7164 ) 3333
勝浦市保健福祉センター	299 - 5226	勝浦市串浜1191 - 1	0470 ( 73 ) 6101
市原市保健センター	290 - 8502	市原市五井8181 - 1	0436 ( 23 ) 1187
流山市保健センター	270 - 0121	流山市西初石4 - 1433 - 1	04 ( 7154 ) 0331
八千代市保健センター	276 - 0042	八千代市ゆりのき台2 - 10	047 ( 486 ) 7250
我孫子市保健センター	270 - 1132	我孫子市湖北台1 - 12 - 16	04 ( 7187 ) 1126
鴨川市総合保健福祉会館	296 - 0033	鴨川市八色887 - 1	04 ( 7093 ) 7111

## 保健センター等一覧

名 称	郵便番号	住 所	電話番号
鎌ヶ谷市総合福祉保健センター	273 - 0195	鎌ヶ谷市初富928 - 744	047 ( 445 ) 1141
君津市保健福祉センターふれあい館	299 - 1152	君津市久保3 - 1 - 1	0439 ( 57 ) 2230
浦安市保健センター	279 - 0004	浦安市猫実1 - 2 - 5	047 ( 381 ) 9051
四街道市保健センター	284 - 8555	四街道市鹿渡無番地	043 ( 421 ) 6100
袖ヶ浦市保健センター	299 - 0292	袖ヶ浦市坂戸市場1 - 1	0438 ( 62 ) 2111
八街市総合保健福祉センター	289 - 1192	八街市八街ほ35 - 29	043 ( 443 ) 1631
印西市中央保健センター	270 - 1327	印西市大森2356 - 3	0476 ( 42 ) 5595
印西市南部保健センター	270 - 1342	印西市高花2 - 1 - 5	0476 ( 47 ) 2111
白井市健康課	270 - 1492	白井市復1123	047 ( 497 ) 3495
富里市保健センター	286 - 0292	富里市七栄652 - 1	0476 ( 93 ) 4121
南房総市丸山保健福祉センター「ほのぼの」	299 - 2501	南房総市珠ヶ谷1289番地13	0470 ( 40 ) 5111
南房総市和田地域福祉センター「やすらぎ」	299 - 2713	南房総市和田町松田828番地	0470 ( 47 ) 5390
南房総市千倉保健センター	295 - 0004	南房総市千倉町瀬戸2705番地6	0470 ( 44 ) 5611
南房総市富山保健福祉センター	299 - 2204	南房総市平久里中1410番地1	0470 ( 50 ) 5211
南房総市三芳保健福祉センター	294 - 0813	南房総市谷向116番地2	0470 ( 36 ) 2113
南房総市白浜保健福祉センター「はまゆう」	295 - 0103	南房総市白浜町滝口6755番地3	0470 ( 30 ) 5120
匝瑳市健康管理課	289 - 2144	匝瑳市八日市場イ2408 - 1	0479 ( 73 ) 1200
匝瑳市野栄総合支所保健福祉室	289 - 3182	匝瑳市今泉6474	0479 ( 67 ) 3118
香取市佐原保健センター	287 - 8501	香取市佐原口2127	0478 ( 50 ) 1235
山武市成東保健福祉センター	289 - 1392	山武市殿台296	0475 ( 80 ) 1171
山武市山武保健センター	289 - 1223	山武市埴谷1904 - 3	0475 ( 89 ) 3633
山武市蓮沼保健センター	289 - 1892	山武市八の233	0475 ( 86 ) 3811
山武市松尾IT保健福祉センター	289 - 1523	山武市松尾町五反田3012	0479 ( 80 ) 8361
いすみ市夷隅保健センター	298 - 0123	いすみ市苅谷1168	0470 ( 86 ) 3799
いすみ市大原保健センター	298 - 8501	いすみ市大原7400 - 1	0470 ( 62 ) 1119
いすみ市岬ふれあい会館保健センター	299 - 4621	いすみ市岬町東中滝720 - 1	0470 ( 87 ) 8785
酒々井町保健センター	285 - 0922	印旛郡酒々井町中央台4 - 10 - 1	043 ( 496 ) 0090
印旛村保健センター	270 - 1693	印旛郡印旛村瀬戸554 - 1	0476 ( 80 ) 3800
本埜村保健センター	270 - 2392	印旛郡本埜村笠神2587	0476 ( 97 ) 1111
神崎ふれあいプラザ保健福祉館	289 - 0221	香取郡神崎町神崎本宿96	0478 ( 72 ) 1603
多古町子育て支援課	289 - 2241	香取郡多古町多古584	0479 ( 76 ) 5412
東庄町保健福祉総合センター	289 - 0612	香取郡東庄町石出2692 - 4	0478 ( 80 ) 3300
大網白里町保健センター	299 - 3251	山武郡大網白里町大網100 - 2	0475 ( 72 ) 8321
九十九里町保健福祉センター	283 - 0104	山武郡九十九里町片貝4099	0475 ( 70 ) 3161
芝山町保健センター	289 - 1624	山武郡芝山町小池980	0479 ( 77 ) 1891
横芝光町健康づくりセンター「プラム」	289 - 1733	山武郡横芝光町栗山1076	0479 ( 82 ) 3400
一宮町保健センター	299 - 4301	長生郡一宮町一宮2461	0475 ( 40 ) 1055
長生村保健センター	299 - 4394	長生郡長生村本郷1 - 77	0475 ( 32 ) 6800
白子町農業者健康管理センター	299 - 4218	長生郡白子町関5034-2	0475 ( 33 ) 2111
長柄町保健センター	297 - 0218	長生郡長柄町桜谷712	0475 ( 35 ) 2486
長南町保健センター	297 - 0192	長生郡長南町長南2110	0475 ( 46 ) 3392
御宿町保健センター	299 - 5192	夷隅郡御宿町須賀1522	0470 ( 68 ) 2511
鋸南町保健福祉総合センター	299 - 1902	安房郡鋸南町保田560	0470 ( 50 ) 1171

市福祉事務所等一覧

名 称	住 所	電話番号
千葉市中央福祉事務所社会援護課	千葉市中央区中央4-5-1	043-221-2154
千葉市花見川福祉事務所社会援護課	千葉市花見川区瑞穂1-1	043-275-6471
千葉市稲毛福祉事務所社会援護課	千葉市稲毛区穴川4-12-1	043-284-6142
千葉市若葉保健福祉センター社会援護課	千葉市若葉区貝塚町1258-20	043-233-8156
千葉市緑保健福祉センター社会援護課	千葉市緑区鎌取町226-1	043-292-8152
千葉市美浜保健福祉センター社会援護課	千葉市美浜区真砂5-15-2	043-270-3149
銚子市福祉事務所	銚子市若宮町1-1	0479-24-8181
市川市福祉事務所	市川市八幡1-1-1	047-334-1111
船橋市福祉サービス部生活支援課	船橋市湊町2-1-4	047-436-2365
館山市健康福祉部福祉課	館山市北条1145-1	0470-22-3492
木更津市福祉部社会福祉課	木更津市潮見1-1	0438-23-7111
松戸市福祉事務所	松戸市根本387-5	047-366-7349
野田市保健福祉部社会福祉課	野田市鶴奉7-1	04-7125-1111
茂原市健康福祉部社会福祉課	茂原市道表 1	0475-20-1571
成田市保健福祉部社会福祉課	成田市花崎町760	0476-20-1536
佐倉市健康こども部児童青少年課	佐倉市海隣寺町97	043-484-6263
東金市市民福祉部社会福祉課	東金市東岩崎1-1	0475-50-1166
旭市社会福祉課	旭市二の1920	0479-62-5351
習志野市保健福祉部保護課	習志野市鷺沼1-1-1	047-453-9205
柏市児童家庭部生活支援課	柏市柏5-10-1	04-7167-1111
勝浦市福祉課	勝浦市新官1343-1	0470-73-6613
市原市福祉事務所	市原市国分寺台中央1-1-1	0436-22-1111(大代表)
流山市健康福祉部社会福祉課	流山市平和台1-1-1	04-7150-6079
八千代市健康福祉部生活支援課	八千代市大和田新田312-5	047-483-1151(大代表)
我孫子市健康福祉部福祉相談課	我孫子市我孫子1858	04-7185-1113
鴨川市福祉事務所	鴨川市八色887-1	04-7093-7112
鎌ヶ谷市健康福祉部社会福祉課	鎌ヶ谷市新鎌ヶ谷2-6-1	047-445-1141
君津市保健福祉部厚生課	君津市久保2-13-1	0439-56-1183
富津市健康福祉部社会福祉課	富津市下飯野2443	0439-80-1258
浦安市保健福祉部社会福祉課	浦安市猫実1-1-1	047-351-1111
四街道市福祉事務所	四街道市鹿渡無番地	043-421-2111
袖ヶ浦市保健福祉部厚生課	袖ヶ浦市板戸市場1-1	0438-62-2111
八街市福祉事務所	八街市八街ほ35-29	043-443-1622
印西市福祉事務所	印西市大森2364-2	0476-42-5111
白井市福祉事務所	白井市復1123	047-497-3482
富里市福祉事務所	富里市七栄652-1	0476-93-1111
南房総市保健福祉部社会福祉課	南房総市谷向116-2	0470-36-1151
匝瑳市福祉課	匝瑳市八日市場八793-2	0479-73-0096
香取市健康福祉部社会福祉課	香取市佐原口2127	0478-50-1209
山武市福祉事務所子育て支援課	山武市松尾町五反田3013	0479-80-8366
いすみ市市民生活部福祉課	いすみ市大原7400-1	0470-62-1117

## 市町村社会福祉協議会一覧

各地域の住民が主体となり、住民の福祉向上を目的とする民間の自主的な組織です。  
心配ごと相談や、社会福祉事業の調査、総合企画、連絡調整及び助成・普及・宣伝などの事業を行っています。

名 称	電話番号	名 称	電話番号
千葉市社会福祉協議会	043(209)8884	印西市社会福祉協議会	0476(42)0294
銚子市社会福祉協議会	0479(24)8189	白井市社会福祉協議会	047(492)5713
市川市社会福祉協議会	047(320)4001	富里市社会福祉協議会	0476(92)2451
船橋市社会福祉協議会	047(431)2653	南房総市社会福祉協議会	0470(44)3577
館山市社会福祉協議会	0470(23)5068	匝瑳市社会福祉協議会	0479(73)0759
木更津市社会福祉協議会	0438(25)2089	香取市社会福祉協議会	0478(54)4410
松戸市社会福祉協議会	047(368)0503	山武市社会福祉協議会	0475(82)7102
野田市社会福祉協議会	04(7124)3939	いすみ市社会福祉協議会	0470(60)4111
茂原市社会福祉協議会	0475(23)1969	酒々井町社会福祉協議会	043(496)6635
成田市社会福祉協議会	0476(27)7755	印旛村社会福祉協議会	0476(98)3033
佐倉市社会福祉協議会	043(484)6196 ~ 6197	本埜村社会福祉協議会	0476(97)2943
東金市社会福祉協議会	0475(52)5198	栄町社会福祉協議会	0476(95)1100
旭市社会福祉協議会	0479(57)5577	神崎町社会福祉協議会	0478(72)4031 4540
習志野市社会福祉協議会	047(452)4161	多古町社会福祉協議会	0479(76)5940
柏市社会福祉協議会	04(7163)3100	東庄町社会福祉協議会	0478(86)4714
勝浦市社会福祉協議会	0470(73)6101	大網白里町社会福祉協議会	0475(72)1995
市原市社会福祉協議会	0436(24)0011	九十九里町社会福祉協議会	0475(70)3163
流山市社会福祉協議会	04(7159)4735	芝山町社会福祉協議会	0479(78)0850
八千代市社会福祉協議会	047(483)3021	横芝光町社会福祉協議会	0479(80)3611
我孫子市社会福祉協議会	04(7184)1539	一宮町社会福祉協議会	0475(42)3424
鴨川市社会福祉協議会	04(7093)0606	睦沢町社会福祉協議会	0475(44)2514
鎌ヶ谷市社会福祉協議会	047(444)2231	長生村社会福祉協議会	0475(32)3391
君津市社会福祉協議会	0439(57)2250	白子町社会福祉協議会	0475(33)5746
富津市社会福祉協議会	0439(87)9611	長柄町社会福祉協議会	0475(30)7200
浦安市社会福祉協議会	047(355)5271	長南町社会福祉協議会	0475(46)3391
四街道市社会福祉協議会	043(422)2945	大多喜町社会福祉協議会	0470(82)4969
袖ヶ浦市社会福祉協議会	0438(63)3888	御宿町社会福祉協議会	0470(68)6725
八街市社会福祉協議会	043(443)0748	鋸南町社会福祉協議会	0470(50)1174

## 児童虐待の防止等に関する法律

平成12年5月24日公布 法律第82号

最終改正：平成19年6月1日公布 法律第73号

### (目的)

第1条 この法律は、児童虐待が児童の人権を著しく侵害し、その心身の成長及び人格の形成に重大な影響を与えるとともに、我が国における将来の世代の育成にも懸念を及ぼすことにかんがみ、児童に対する虐待の禁止、児童虐待の予防及び早期発見その他の児童虐待の防止に関する国及び地方公共団体の責務、児童虐待を受けた児童の保護及び自立の支援のための措置等を定めることにより、児童虐待の防止等に関する施策を促進し、もって児童の権利利益の擁護に資することを目的とする。

### (児童虐待の定義)

第2条 この法律において、「児童虐待」とは、保護者(親権を行う者、未成年後見人その他の者で、児童を現に監護するものをいう。以下同じ。)がその監護する児童(18歳に満たない者をいう。以下同じ。)について行う次に掲げる行為をいう。

- 1 児童の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。
- 2 児童にわいせつな行為をすること又は児童をしてわいせつな行為をさせること。
- 3 児童の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、保護者以外の同居人による前2号又は次号に掲げる行為と同様の行為の放置その他の保護者としての監護を著しく怠ること。
- 4 児童に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応、児童が同居する家庭における配偶者に対する暴力(配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。))の身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすもの及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動をいう。)その他の児童に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

### (児童に対する虐待の禁止)

第3条 何人も、児童に対し、虐待をしてはならない。

### (国及び地方公共団体の責務等)

第4条 国及び地方公共団体は、児童虐待の予防及び早期発見、迅速かつ適切な児童虐待を受けた児童の保護及び自立の支援(児童虐待を受けた後18歳となった者に対する自立の支援を含む。第3項及び次条第2項において同じ。)並びに児童虐待を行った保護者に対する親子の再統合の促進への配慮その他の児童虐待を受けた児童が良好な家庭的環境で生活するために必要な配慮をした適切な指導及び支援を行うため、関係省庁相互間その他関係機関及び民間団体の間の連携の強化、民間団体の支援、医療の提供体制の整備その他児童虐待の防止等のために必要な体制の整備に努めなければならない。

- 2 国及び地方公共団体は、児童相談所等関係機関の職員及び学校の教職員、児童福祉施設の職員、医師、保健師、弁護士その他児童の福祉に職務上関係のある者が児童虐待を早期に発見し、その他児童虐待の防止に寄与することができるよう、研修等必要な措置を講ずるものとする。
- 3 国及び地方公共団体は、児童虐待を受けた児童の保護及び自立の支援を専門的知識に基づき適切に行うことができるよう、児童相談所等関係機関の職員、学校の教職員、児童福祉施設の職員その他児童虐待を受けた児童の保護及び自立の支援の職務に携わる者の人材の確保及び資質の向上を図るため、研修等必要な措置を講ずるものとする。
- 4 国及び地方公共団体は、児童虐待の防止に資するため、児童の人権、児童虐待が児童に及ぼす影響、児童虐待に係る通告義務等について必要な広報その他の啓発活動に努めなければならない。
- 5 国及び地方公共団体は、児童虐待を受けた児童がその心身に著しく重大な被害を受けた事例の分析を行うとともに、児童虐待の予防及び早期発見のための方策、児童虐待を受け

た児童のケア並びに児童虐待を行った保護者の指導及び支援のあり方、学校の教職員及び児童福祉施設の職員が児童虐待の防止に果たすべき役割その他児童虐待の防止等のために必要な事項についての調査研究及び検証を行うものとする。

- 6 児童の親権を行う者は、児童を心身ともに健やかに育成することについて第一義的責任を有するものであって、親権を行うに当たっては、できる限り児童の利益を尊重するよう努めなければならない。
- 7 何人も、児童の健全な成長のために、良好な家庭的環境及び近隣社会の連帯が求められていることに留意しなければならない。

#### (児童虐待の早期発見等)

第5条 学校、児童福祉施設、病院その他児童の福祉に業務上関係のある団体及び学校の教職員、児童福祉施設の職員、医師、保健師、弁護士その他児童の福祉に職務上関係のある者は、児童虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、児童虐待の早期発見に努めなければならない。

- 2 前項に規定する者は、児童虐待の予防その他の児童虐待の防止並びに児童虐待を受けた児童の保護及び自立の支援に関する国及び地方公共団体の施策に協力するよう努めなければならない。
- 3 学校及び児童福祉施設は、児童及び保護者に対して、児童虐待の防止のための教育又は啓発に努めなければならない。

#### (児童虐待に係る通告)

第6条 児童虐待を受けたと思われる児童を発見した者は、速やかに、これを市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所又は児童委員を介して市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所に通告しなければならない。

- 2 前項の規定による通告は、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第25条の規定による通告とみなして、同法の規定を適用する。
- 3 刑法(明治40年法律第45号)の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、第1項の規定による通告をする義務の遵守を妨げるものと解釈してはならない。

第7条 市町村、都道府県の設置する福祉事務所又は児童相談所が前条第1項の規定による通告を受けた場合においては、当該通告を受けた市町村、都道府県の設置する福祉事務所又は児童相談所の所長、所員その他の職員及び当該通告を仲介した児童委員は、その職務上知り得た事項であって当該通告をした者を特定させるものを漏らしてはならない。

#### (通告又は送致を受けた場合の措置)

第8条 市町村又は都道府県の設置する福祉事務所が第6条第1項の規定による通告を受けたときは、市町村又は福祉事務所の長は、必要に応じ近隣住民、学校の教職員、児童福祉施設の職員その他の者の協力を得つつ、当該児童との面会その他の当該児童の安全の確認を行うための措置を講ずるとともに、必要に応じ次に掲げる措置を採るものとする。

- 1 児童福祉法第25条の7第1項第1号若しくは第2項第1号又は第25条の8第1号の規定により当該児童を児童相談所に送致すること。
- 2 当該児童のうち次条第1項の規定による出頭の求め及び調査若しくは質問、第9条第1項の規定による立入り及び調査若しくは質問又は児童福祉法第33条第1項若しくは第2項の規定による一時保護の実施が適当であると認めるものを都道府県知事又は児童相談所長へ通知すること。
- 2 児童相談所が第6条第1項の規定による通告又は児童福祉法第25条の7第1項第1号若しくは第2項第1号又は第25条の8第1号の規定による送致を受けたときは、児童相談所長は、必要に応じ近隣住民、学校の教職員、児童福祉施設の職員その他の者の協力を得つつ、当該児童との面会その他の当該児童の安全の確認を行うための措置を講ずるとともに、必要に応じ同法第33条第1項の規定による一時保護を行うものとする。
- 3 前2項の児童の安全の確認を行うための措置、児童相談所への送致又は一時保護を行う者は、速やかにこれを行うものとする。

(出頭要求等)

第8条の2 都道府県知事は、児童虐待が行われているおそれがあると認めるときは、当該児童の保護者に対し、当該児童を同伴して出頭することを求め、児童委員又は児童の福祉に関する事務に従事する職員をして、必要な調査又は質問をさせることができる。この場合においては、その身分を証明する証票を携帯させ、関係者の請求があったときは、これを提示させなければならない。

- 2 都道府県知事は、前項の規定により当該児童の保護者の出頭を求めようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該保護者に対し、出頭を求める理由となった事実の内容、出頭を求める日時及び場所、同伴すべき児童の氏名その他必要な事項を記載した書面により告知しなければならない。
- 3 都道府県知事は、第1項の保護者が同項の規定による出頭の求めに応じない場合は、次条第1項の規定による児童委員又は児童の福祉に関する事務に従事する職員の立入り及び調査又は質問その他の必要な措置を講ずるものとする。

(立入調査等)

第9条 都道府県知事は、児童虐待が行われているおそれがあると認めるときは、児童委員又は児童の福祉に関する事務に従事する職員をして、児童の住所又は居所に立ち入り、必要な調査又は質問をさせることができる。この場合においては、その身分を証明する証票を携帯させ、関係者の請求があったときは、これを提示させなければならない。

- 2 前項の規定による児童委員又は児童の福祉に関する事務に従事する職員の立入り及び調査又は質問は、児童福祉法第29条の規定による児童委員又は児童の福祉に関する事務に従事する職員の立入り及び調査又は質問とみなして、同法第61条の5の規定を適用する。

(再出頭要求等)

第9条の2 都道府県知事は、第8条の2第1項の保護者又は前条第1項の児童の保護者が正当な理由なく同項の規定による児童委員又は児童の福祉に関する事務に従事する職員の立入り又は調査を拒み、妨げ、又は忌避した場合において、児童虐待が行われているおそれがあると認めるときは、当該保護者に対し、当該児童を同伴して出頭することを求め、児童委員又は児童の福祉に関する事務に従事する職員をして、必要な調査又は質問をさせることができる。この場合においては、その身分を証明する証票を携帯させ、関係者の請求があったときは、これを提示させなければならない。

- 2 第8条の2第2項の規定は、前項の規定による出頭の求めについて準用する。

(臨検、搜索等)

第9条の3 都道府県知事は、第8条の2第1項の保護者又は第9条第1項の児童の保護者が前条第1項の規定による出頭の求めに応じない場合において、児童虐待が行われている疑いがあるときは、当該児童の安全の確認を行い又はその安全を確保するため、児童の福祉に関する事務に従事する職員をして、当該児童の住所又は居所の所在地を管轄する地方裁判所、家庭裁判所又は簡易裁判所の裁判官があらかじめ発する許可状により、当該児童の住所若しくは居所に臨検させ、又は当該児童を搜索させることができる。

- 2 都道府県知事は、前項の規定による臨検又は搜索をさせるときは、児童の福祉に関する事務に従事する職員をして、必要な調査又は質問をさせることができる。
- 3 都道府県知事は、第1項の許可状(以下「許可状」という。)を請求する場合においては、児童虐待が行われている疑いがあると認められる資料、臨検させようとする住所又は居所に当該児童が現在すると認められる資料並びに当該児童の保護者が第9条第1項の規定による立入り又は調査を拒み、妨げ、又は忌避したこと及び前条第1項の規定による出頭の求めに応じなかったことを証する資料を提出しなければならない。
- 4 前項の請求があった場合においては、地方裁判所、家庭裁判所又は簡易裁判所の裁判官は、臨検すべき場所又は搜索すべき児童の氏名並びに有効期間、その期間経過後は執行に着手することができずこれを返還しなければならない旨、交付の年月日及び裁判所名を記載し、自己の記名押印した許可状を都道府県知事に交付しなければならない。



- 5 都道府県知事は、許可状を児童の福祉に関する事務に従事する職員に交付して、第1項の規定による臨検又は搜索をさせるものとする。
- 6 第1項の規定による臨検又は搜索に係る制度は、児童虐待が保護者がその監護する児童に対して行うものであるために他人から認知されること及び児童がその被害から自ら逃れることが困難である等の特別の事情から児童の生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあることにかんがみ特に設けられたものであることを十分に踏まえた上で、適切に運用されなければならない。

(臨検又は搜索の夜間執行の制限)

第9条の4 前条第1項の規定による臨検又は搜索は、許可状に夜間でもすることができる旨の記載がなければ、日没から日の出までの間には、してはならない。

- 2 日没前に開始した前条第1項の規定による臨検又は搜索は、必要があると認めるときは、日没後まで継続することができる。

(許可状の提示)

第9条の5 第9条の3第1項の規定による臨検又は搜索の許可状は、これらの処分を受ける者に提示しなければならない。

(身分の証明)

第9条の6 児童の福祉に関する事務に従事する職員は、第9条の3第1項の規定による臨検若しくは搜索又は同条第2項の規定による調査若しくは質問(以下「臨検等」という。)をするときは、その身分を示す証票を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

(臨検又は搜索に際しての必要な処分)

第9条の7 児童の福祉に関する事務に従事する職員は、第9条の3第1項の規定による臨検又は搜索をするに当たって必要があるときは、錠をはずし、その他必要な処分をすることができる。

(臨検等をする間の出入りの禁止)

第9条の8 児童の福祉に関する事務に従事する職員は、臨検等をする間は、何人に対しても、許可を受けないでその場所に入出入りすることを禁止することができる。

(責任者等の立会い)

第9条の9 児童の福祉に関する事務に従事する職員は、第9条の3第1項の規定による臨検又は搜索をするときは、当該児童の住所若しくは居所の所有者若しくは管理者(これらの者の代表者、代理人その他これらの者に代わるべき者を含む。)又は同居の親族で成年に達した者を立ち合わせなければならない。

- 2 前項の場合において、同項に規定する者を立ち合わせることができないときは、その隣人で成年に達した者又はその他の地方公共団体の職員を立ち合わせなければならない。

(警察署長に対する援助要請等)

第10条 児童相談所長は、第8条第2項の児童の安全の確認又は一時保護を行おうとする場合において、これらの職務の執行に際し必要があると認めるときは、当該児童の住所又は居所の所在地を管轄する警察署長に対し援助を求めることができる。都道府県知事が、第9条第1項の規定による立入り及び調査若しくは質問をさせ、又は臨検等をさせようとする場合についても、同様とする。

- 2 児童相談所長又は都道府県知事は、児童の安全の確認及び安全の確保に万全を期する観点から、必要に応じ迅速かつ適切に、前項の規定により警察署長に対し援助を求めなければならない。
- 3 警察署長は、第1項の規定による援助の求めを受けた場合において、児童の生命又は身体の安全を確認し、又は確保するため必要と認めるときは、速やかに、所属の警察官に、同項の職務の執行を援助するために必要な警察官職務執行法(昭和23年法律第136号)その他の法令の定めるところによる措置を講じさせるよう努めなければならない。

(調書)

第10条の2 児童の福祉に関する事務に従事する職員は、第9条の3第1項の規定による臨検又は捜索をしたときは、これらの処分をした年月日及びその結果を記載した調書を作成し、立会人に示し、当該立会人とともにこれに署名押印しなければならない。ただし、立会人が署名押印をせず、又は署名押印することができないときは、その旨を付記すれば足りる。

(都道府県知事への報告)

第10条の3 児童の福祉に関する事務に従事する職員は、臨検等を終えたときは、その結果を都道府県知事に報告しなければならない。

(行政手続法の適用除外)

第10条の4 臨検等に係る処分については、行政手続法(平成5年法律第88号)第3章の規定は、適用しない。

(不服申立ての制限)

第10条の5 臨検等に係る処分については、行政不服審査法(昭和37年法律第160号)による不服申立てをすることができない。

(行政事件訴訟の制限)

第10条の6 臨検等に係る処分については、行政事件訴訟法(昭和37年法律第139号)第37条の4の規定による差止めの訴えを提起することができない。

(児童虐待を行った保護者に対する指導等)

第11条 児童虐待を行った保護者について児童福祉法第27条第1項第2号の規定により行われる指導は、親子の再統合への配慮その他の児童虐待を受けた児童が良好な家庭的環境で生活するために必要な配慮の下に適切に行われなければならない。

2 児童虐待を行った保護者について児童福祉法第27条第1項第2号の措置が採られた場合においては、当該保護者は、同号の指導を受けなければならない。

3 前項の場合において保護者が同項の指導を受けないときは、都道府県知事は、当該保護者に対し、同項の指導を受けよう勧告することができる。

4 都道府県知事は、前項の規定による勧告を受けた保護者が当該勧告に従わない場合において必要があると認めるときは、児童福祉法第33条第2項の規定により児童相談所長をして児童虐待を受けた児童に一時保護を加えさせ又は適当な者に一時保護を加えることを委託させ、同法第27条第1項第3号又は第28条第1項の規定による措置を採る等の必要な措置を講ずるものとする。

5 児童相談所長は、第3項の規定による勧告を受けた保護者が当該勧告に従わず、その監護する児童に対し親権を行わせることが著しく当該児童の福祉を害する場合には、必要に応じて、適切に、児童福祉法第33条の6の規定による請求を行うものとする。

(面会等の制限等)

第12条 児童虐待を受けた児童について児童福祉法第27条第1項第3号の措置(以下「施設入所等の措置」という。)が採られ、又は同法第33条第1項若しくは第2項の規定による一時保護が行われた場合において、児童虐待の防止及び児童虐待を受けた児童の保護のため必要があると認めるときは、児童相談所長及び当該児童について施設入所等の措置が採られている場合における当該施設入所等の措置に係る同号に規定する施設の長は、厚生労働省令で定めるところにより、当該児童虐待を行った保護者について、次に掲げる行為の全部又は一部を制限することができる。

1 当該児童との面会

2 当該児童との通信

2 前項の施設の長は、同項の規定による制限を行った場合又は行わなくなった場合は、その旨を児童相談所長に通知するものとする。

3 児童虐待を受けた児童について施設入所等の措置(児童福祉法第28条の規定によるものに限る。)が採られ、又は同法第33条第1項若しくは第2項の規定による一時保護が行わ

れた場合において、当該児童虐待を行った保護者に対し当該児童の住所又は居所を明らかにしたとすれば、当該保護者が当該児童を連れ戻すおそれがある等再び児童虐待が行われるおそれがあり、又は当該児童の保護に支障をきたすと認めるときは、児童相談所長は、当該保護者に対し、当該児童の住所又は居所を明らかにしないものとする。

第12条の2 児童虐待を受けた児童について施設入所等の措置(児童福祉法第28条の規定によるものを除く。以下この項において同じ。)が採られた場合において、当該児童虐待を行った保護者に当該児童を引き渡した場合には再び児童虐待が行われるおそれがあると認めるにもかかわらず、当該保護者が当該児童の引渡しを求め、当該保護者が前条第1項の規定による制限に従わないことその他の事情から当該児童について当該施設入所等の措置を採ることが当該保護者の意に反し、これを継続することが困難であると認めるときは、児童相談所長は、次項の報告を行うに至るまで、同法第33条第1項の規定により当該児童に一時保護を行うことができる。

2 児童相談所長は、前項の一時保護を行った場合には、速やかに、児童福祉法第26条第1項第1号の規定に基づき、同法第28条の規定による施設入所等の措置を要する旨を都道府県知事に報告しなければならない。

第12条の3 児童相談所長は、児童福祉法第33条第1項の規定により児童虐待を受けた児童について一時保護を行っている場合(前条第1項の一時保護を行っている場合を除く。)において、当該児童について施設入所等の措置を要すると認めるときであって、当該児童虐待を行った保護者に当該児童を引き渡した場合には再び児童虐待が行われるおそれがあると認められるにもかかわらず、当該保護者が当該児童の引渡しを求め、当該保護者が第12条第1項の規定による制限に従わないことその他の事情から当該児童について施設入所等の措置を採ることが当該保護者の意に反すると認めるときは、速やかに、同法第26条第1項第1号の規定に基づき、同法第28条の規定による施設入所等の措置を要する旨を都道府県知事に報告しなければならない。

第12条の4 都道府県知事は、児童虐待を受けた児童について施設入所等の措置(児童福祉法第28条の規定によるものに限る。)が採られ、かつ、第12条第1項の規定により、当該児童虐待を行った保護者について、同項各号に掲げる行為の全部が制限されている場合において、児童虐待の防止及び児童虐待を受けた児童の保護のため特に必要があると認めるときは、厚生労働省令で定めるところにより、6月を超えない期間を定めて、当該保護者に対し、当該児童の住所若しくは居所、就学する学校その他の場所において当該児童の身辺につきまとい、又は当該児童の住所若しくは居所、就学する学校その他その通常所在する場所(通学路その他の当該児童が日常生活又は社会生活を営むために通常移動する経路を含む。)の付近をはいかいはならないことを命ずることができる。

2 都道府県知事は、前項に規定する場合において、引き続き児童虐待の防止及び児童虐待を受けた児童の保護のため特に必要があると認めるときは、6月を超えない期間を定めて、同項の規定による命令に係る期間を更新することができる。

3 都道府県知事は、第1項の規定による命令をしようとするとき(前項の規定により第1項の規定による命令に係る期間を更新しようとするときを含む。)は、行政手続法第13条第1項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。

4 第1項の規定による命令をするとき(第2項の規定により第1項の規定による命令に係る期間を更新するときを含む。)は、厚生労働省令で定める事項を記載した命令書を交付しなければならない。

5 第1項の規定による命令が発せられた後に児童福祉法第28条の規定による施設入所等の措置が解除され、停止され、若しくは他の措置に変更された場合又は第12条第1項の規定による制限の全部又は一部が行われなくなった場合は、当該命令は、その効力を失う。同法第28条第4項の規定により引き続き施設入所等の措置が採られている場合において、第1項の規定による命令が発せられたときであって、当該命令に係る期間が経過する前に同条第2項の規定による当該施設入所等の措置の期間の更新に係る承認の申立てに対する審判が確定したときも、同様とする。

6 都道府県知事は、第1項の規定による命令をした場合において、その必要がなくなると認

めるときは、厚生労働省令で定めるところにより、その命令を取り消さなければならない。

(施設入所等の措置の解除)

第13条 都道府県知事は、児童虐待を受けた児童について施設入所等の措置が採られ、及び当該児童の保護者について児童福祉法第27条第1項第2号の措置が採られた場合において、当該児童について採られた施設入所等の措置を解除しようとするときは、当該児童の保護者について同号の指導を行うこととされた児童福祉司等の意見を聴くとともに、当該児童の保護者に対し採られた当該指導の効果、当該児童に対し再び児童虐待が行われることを予防するために採られる措置について見込まれる効果その他厚生労働省令で定める事項を勘案しなければならない。

(児童虐待を受けた児童等に対する支援)

第13条の2 市町村は、児童福祉法第24条第3項の規定により保育所に入所する児童を選考する場合には、児童虐待の防止に寄与するため、特別の支援を要する家庭の福祉に配慮をしなければならない。

2 国及び地方公共団体は、児童虐待を受けた児童がその年齢及び能力に応じ十分な教育が受けられるようにするため、教育の内容及び方法の改善及び充実に必要な施策を講じなければならない。

3 国及び地方公共団体は、居住の場所の確保、進学又は就業の支援その他の児童虐待を受けた者の自立の支援のための施策を講じなければならない。

(資料又は情報の提供)

第13条の3 地方公共団体の機関は、市町村長、都道府県の設置する福祉事務所の長又は児童相談所長から児童虐待に係る児童又はその保護者の心身の状況、これらの者の置かれている環境その他児童虐待の防止等に係る当該児童、その保護者その他の関係者に関する資料又は情報の提供を求められたときは、当該資料又は情報について、当該市町村長、都道府県の設置する福祉事務所の長又は児童相談所長が児童虐待の防止等に関する事務又は業務の遂行に必要な限度で利用し、かつ、利用することに相当の理由があるときは、これを提供することができる。ただし、当該資料又は情報を提供することによって、当該資料又は情報に係る児童、その保護者その他の関係者又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りではない。

(都道府県児童福祉審議会等への報告)

第13条の4 都道府県知事は、児童福祉法第8条第2項に規定する都道府県児童福祉審議会(同条第1項ただし書に規定する都道府県にあっては、地方社会福祉審議会)に、第9条第1項の規定による立入り及び調査又は質問、臨検等並びに児童虐待を受けた児童に行われた同法第33条第1項又は第2項の規定による一時保護の実施状況、児童の心身に著しく重大な被害を及ぼした児童虐待の事例その他の厚生労働省令で定める事項を報告しなければならない。

(親権の行使に関する配慮等)

第14条 児童の親権を行う者は、児童のしつけに際して、その適切な行使に配慮しなければならない。

2 児童の親権を行う者は、児童虐待に係る暴行罪、傷害罪その他の犯罪について、当該児童の親権を行う者であることを理由として、その責めを免れることはない。

(親権の喪失の制度の適切な運用)

第15条 民法(明治29年法律第89号)に規定する親権の喪失の制度は、児童虐待の防止及び児童虐待を受けた児童の保護の観点からも、適切に運用されなければならない。

(大都市等の特例)

第16条 この法律中都道府県が処理することとされている事務で政令で定めるものは、地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項の指定都市(以下「指定都市」という。)及び同法第252条の22第1項の中核市(以下「中核市」という。)並びに児童福祉法第59

条の4第1項に規定する児童相談所設置市においては、政令で定めるところにより、指定都市若しくは中核市又は児童相談所設置市(以下「指定都市等」という。)が処理するものとする。この場合においては、この法律中都道府県に関する規定は、指定都市等に関する規定として指定都市等に適用があるものとする。

(罰則)

第17条 第12条の4第1項の規定による命令(同条第2項の規定により同条第1項の規定による命令に係る期間が更新された場合における当該命令を含む。)に違反した者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

附 則 (平成19年6月1日法律第73号) 抄

(検討)

第2条 政府は、この法律の施行後3年以内に、児童虐待の防止等を図り、児童の権利利益を擁護する観点から親権に係る制度の見直しについて検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

2 政府は、児童虐待を受けた児童の社会的養護に関し、里親及び児童養護施設等の量的拡充に係る方策、児童養護施設等における虐待の防止を含む児童養護施設等の運営の質的向上に係る方策、児童養護施設等に入所した児童に対する教育及び自立の支援の更なる充実に係る方策その他必要な事項について速やかに検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

## 児童福祉法(抜粋)

昭和22年12月12日公布 法律第164号  
最終改正:平成19年 6月 1日公布 法律第 73号

### (児童福祉の理念)

第1条 すべて国民は、児童が心身ともに健やかに生まれ、且つ、育成されるよう努めなければならない。

すべて児童は、ひとしくその生活を保障され、愛護されなければならない。

### (児童育成の責任)

第2条 国及び地方公共団体は、児童の保護者とともに、児童を心身ともに健やかに育成する責任を負う。

### (児童)

第4条 この法律で、児童とは、満18歳に満たない者をいい、児童を左のように分ける。(略)

### (保護者)

第6条 この法律で、保護者とは、親権を行う者、未成年後見人その他の者で、児童を現に監護する者をいう。

### (里親)

第6条の3 この法律で、里親とは、保護者のない児童又は保護者に監護させることが不相当であると認められる児童(以下「要保護児童」という。)を養育することを希望する者であつて、都道府県知事が適当と認めるものをいう。

### (市町村の業務)

第10条 市町村は、この法律の施行に関し、次に掲げる業務を行わなければならない。

- 1 児童及び妊産婦の福祉に関し、必要な実情の把握に努めること。
- 2 児童及び妊産婦の福祉に関し、必要な情報の提供を行うこと。
- 3 児童及び妊産婦の福祉に関し、家庭その他からの相談に応じ、必要な調査及び指導を行うこと並びにこれらに付随する業務を行うこと。

市町村長は、前項第3号に掲げる業務のうち専門的な知識及び技術を必要とするものについては、児童相談所の技術的援助及び助言を求めなければならない。

市町村長は、第1項第3号に掲げる業務を行うに当たつて、医学的、心理学的、教育学的、社会学的及び精神保健上の判定を必要とする場合には、児童相談所の判定を求めなければならない。

市町村は、この法律による事務を適切に行うために必要な体制の整備に努めるとともに、当該事務に従事する職員の人材の確保及び資質の向上のために必要な措置を講じなければならない。

### (都道府県の業務)

第11条 都道府県は、この法律の施行に関し、次に掲げる業務を行わなければならない。

- 1 前条第1項各号に掲げる市町村の業務の実施に関し、市町村相互間の連絡調整、市町村に対する情報の提供その他必要な援助を行うこと及びこれらに付随する業務を行うこと。
- 2 児童及び妊産婦の福祉に関し、主として次に掲げる業務を行うこと。
  - イ 各市町村の区域を超えた広域的な見地から、実情の把握に努めること。
  - ロ 児童に関する家庭その他からの相談のうち、専門的な知識及び技術を必要とするものに応ずること。
  - ハ 児童及びその家庭につき、必要な調査並びに医学的、心理学的、教育学的、社会学的及び精神保健上の判定を行うこと。
  - ニ 児童及びその保護者につき、ハの調査又は判定に基づいて必要な指導を行うこと。
  - ホ 児童の一時保護を行うこと。

都道府県知事は、市町村の前条第1項各号に掲げる業務の適切な実施を確保するため必要があると認めるときは、市町村に対し、必要な助言を行うことができる。

(児童相談所)

第12条 都道府県は、児童相談所を設置しなければならない。

児童相談所は、児童の福祉に関し、主として前条第1項第1号に掲げる業務及び同項第2号ロからホまでに掲げる業務並びに障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第22条第2項及び第3項並びに第26条第1項に規定する業務を行うものとする。

児童相談所長は、その管轄区域内の社会福祉法に規定する福祉に関する事務所(以下「福祉事務所」という。)の長(以下「福祉事務所長」という。)に必要な調査を委嘱することができる。

(保健所の業務)

第12条の6 保健所は、この法律の施行に関し、主として次の業務を行うものとする。

- 1 児童の保健について、正しい衛生知識の普及を図ること。
- 2 児童の健康相談に応じ、又は健康診査を行い、必要に応じ、保健指導を行うこと。
- 3 身体に障害のある児童及び疾病により長期にわたり療養を必要とする児童の療育について、指導を行うこと。
- 4 児童福祉施設に対し、栄養の改善その他衛生に関し、必要な助言を与えること。

児童相談所長は、相談に応じた児童、その保護者又は妊産婦について、保健所に対し、保健指導その他の必要な協力を求めることができる。

(児童福祉司)

第13条 都道府県は、その設置する児童相談所に、児童福祉司を置かなければならない。

児童福祉司は、児童相談所長の命を受けて、児童の保護その他児童の福祉に関する事項について、相談に応じ、専門的技術に基いて必要な指導を行う等児童の福祉増進に努める。

(市町村長又は児童相談所長と児童福祉司の関係)

第14条 市町村長は、前条第三項に規定する事項に関し、児童福祉司に必要な状況の通報及び資料の提供並びに必要な援助を求めることができる。

児童福祉司は、その担当区域内における児童に関し、必要な事項につき、その担当区域を管轄する児童相談所長又は市町村長にその状況を通知し、併せて意見を述べなければならない。

(児童委員)

第16条 市町村の区域に児童委員を置く。

民生委員法(昭和23年法律第198号)による民生委員は、児童委員に充てられたものとする。

厚生労働大臣は、児童委員のうちから、主任児童委員を指名する。

(児童委員の職務)

第17条 児童委員は、次に掲げる職務を行う。

- 1 児童及び妊産婦につき、その生活及び取り巻く環境の状況を適切に把握しておくこと。
- 2 児童及び妊産婦につき、その保護、保健その他福祉に関し、サービスを適切に利用するために必要な情報の提供その他の援助及び指導を行うこと。
- 3 児童及び妊産婦に係る社会福祉を目的とする事業を経営する者又は児童の健やかな育成に関する活動を行う者と密接に連携し、その事業又は活動を支援すること。
- 4 児童福祉司又は福祉事務所の社会福祉主事の行う職務に協力すること。
- 5 児童の健やかな育成に関する気運の醸成に努めること。
- 6 前各号に掲げるもののほか、必要に応じて、児童及び妊産婦の福祉の増進を図るための活動を行うこと。

主任児童委員は、前項各号に掲げる児童委員の職務について、児童の福祉に関する機関と児童委員(主任児童委員である者を除く。以下この項において同じ。)との連絡調整を行うとともに、児童委員の活動に対する援助及び協力を行う。

前項の規定は、主任児童委員が第1項各号に掲げる児童委員の職務を行うことを妨げるものではない。

児童委員は、その職務に関し、都道府県知事の指揮監督を受ける。

(市町村長又は児童相談所長と児童委員との関係)

第18条 市町村長は、前条第1項又は第2項に規定する事項に関し、児童委員に必要な状況の通報及び資料の提供を求め、並びに必要な指示をすることができる。

児童委員は、その担当区域内における児童又は妊産婦に関し、必要な事項につき、その担当区域を管轄する児童相談所長又は市町村長にその状況を通知し、併せて意見を述べなければならない。

児童委員が、児童相談所長に前項の通知をするときは、緊急の必要があると認める場合を除き、市町村長を経由するものとする。

児童相談所長は、その管轄区域内の児童委員に必要な調査を委嘱することができる。

(市町村の責務)

第21条の8 市町村は、次条に規定する子育て支援事業に係る福祉サービスその他地域の実情に応じたきめ細かな福祉サービスが積極的に提供され、保護者が、その児童及び保護者の心身の状況、これらの者の置かれている環境その他の状況に応じて、当該児童を養育するために最も適切な支援が総合的に受けられるように、福祉サービスを提供する者又はこれに参画する者の活動の連携及び調整を図るようにすることその他の地域の実情に応じた体制の整備に努めなければならない。

(市町村の情報提供等)

第21条の11 市町村は、子育て支援事業に関し必要な情報の提供を行うとともに、保護者から求めがあつたときは、当該保護者の希望、その児童の養育の状況、当該児童に必要な支援の内容その他の事情を勘案し、当該保護者が最も適切な子育て支援事業の利用ができるよう、相談に応じ、必要な助言を行うものとする。

(要保護児童発見者の通告義務)

第25条 要保護児童を発見した者は、これを市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所又は児童委員を介して市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所に通告しなければならない。ただし、罪を犯した満14歳以上の児童については、この限りでない。この場合においては、これを家庭裁判所に通告しなければならない。

(要保護児童対策地域協議会)

第25条の2 地方公共団体は、単独で又は共同して、要保護児童の適切な保護を図るため、関係機関、関係団体及び児童の福祉に関連する職務に従事する者その他の関係者(以下「関係機関等」という。)により構成される要保護児童対策地域協議会(以下「協議会」という。)を置くよう努めなければならない。

協議会は、要保護児童及びその保護者(以下「要保護児童等」という。)に関する情報その他要保護児童の適切な保護を図るために必要な情報の交換を行うとともに、要保護児童等に対する支援の内容に関する協議を行うものとする。

地方公共団体の長は、協議会を設置したときは、厚生労働省令で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。

協議会を設置した地方公共団体の長は、協議会を構成する関係機関等のうちから、一に限り要保護児童対策調整機関を指定する。

要保護児童対策調整機関は、協議会に関する事務を総括するとともに、要保護児童等に対する支援が適切に実施されるよう、要保護児童等に対する支援の実施状況を的確に把握し、必要に応じて、児童相談所その他の関係機関等との連絡調整を行うものとする。

(資料又は情報の提供等)

第25条の3 協議会は、前条第2項に規定する情報の交換及び協議を行うため必要があると認めるときは、関係機関等に対し、資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。

(組織及び運営に関する事項)



第25条の4 前2条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

(秘密保持)

第25条の5 次の各号に掲げる協議会を構成する関係機関等の区分に従い、当該各号に定める者は、正当な理由がなく、協議会の職務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

- 1 国又は地方公共団体の機関 当該機関の職員又は職員であつた者
- 2 法人 当該法人の役員若しくは職員又はこれらの職にあつた者
- 3 前2号に掲げる者以外の者 協議会を構成する者又はその職にあつた者

(状況の把握)

第25条の6 市町村、都道府県の設置する福祉事務所又は児童相談所は、第25条の規定による通告を受けた場合において必要があると認めるときは、速やかに、当該児童の状況の把握を行うものとする。

(通告児童等に対する措置)

第25条の7 市町村(次項に規定する町村を除く。)は、要保護児童等に対する支援の実施状況を的確に把握するものとし、第25条の規定による通告を受けた児童及び相談に応じた児童又はその保護者(以下「通告児童等」という。)について、必要があると認めるときは、次の各号のいずれかの措置を採らなければならない。

- 1 第27条の措置を要すると認める者並びに医学的、心理学的、教育学的、社会学的及び精神保健上の判定を要すると認める者は、これを児童相談所に送致すること。
- 2 通告児童等を当該市町村の設置する福祉事務所の知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)第9条第5項に規定する知的障害者福祉司(以下「知的障害者福祉司」という。)又は社会福祉主事に指導させること。
- 3 児童虐待の防止等に関する法律(平成12年法律第82号)第8条の2第1項の規定による出頭の求め及び調査若しくは質問、第29条若しくは同法第9条第1項の規定による立入り及び調査若しくは質問又は第33条第1項若しくは第2項の規定による一時保護の実施が適当であると認める者は、これを都道府県知事又は児童相談所長に通知すること。

福祉事務所を設置していない町村は、要保護児童等に対する支援の実施状況を的確に把握するものとし、通告児童等又は妊産婦について、必要があると認めるときは、次の各号のいずれかの措置を採らなければならない。

- 1 第27条の措置を要すると認める者並びに医学的、心理学的、教育学的、社会学的及び精神保健上の判定を要すると認める者は、これを児童相談所に送致すること。
- 2 次条第2号の措置が適当であると認める者は、これを当該町村の属する都道府県の設置する福祉事務所に送致すること。
- 3 助産の実施又は母子保護の実施が適当であると認める者は、これをそれぞれその実施に係る都道府県知事に報告すること。
- 4 児童虐待の防止等に関する法律第8条の2第1項の規定による出頭の求め及び調査若しくは質問、第29条若しくは同法第9条第1項の規定による立入り及び調査若しくは質問又は第33条第1項若しくは第2項の規定による一時保護の実施が適当であると認める者は、これを都道府県知事又は児童相談所長に通知すること。

(福祉事務所長の採るべき措置)

第25条の8 都道府県の設置する福祉事務所長は、第25条の規定による通告又は前条第2項第2号若しくは次条第1項第3号の規定による送致を受けた児童及び相談に応じた児童、その保護者又は妊産婦について、必要があると認めるときは、次の各号のいずれかの措置を採らなければならない。

- 1 第27条の措置を要すると認める者並びに医学的、心理学的、教育学的、社会学的及び精神保健上の判定を要すると認める者は、これを児童相談所に送致すること。
- 2 児童又はその保護者をその福祉事務所の知的障害者福祉司又は社会福祉主事に指導させること。

- 3 助産の実施、母子保護の実施又は保育の実施(以下「保育の実施等」という。)が適当であると認める者は、これをそれぞれその保育の実施等に係る都道府県又は市町村の長に報告し、又は通知すること。
- 4 第21条の6の規定による措置が適当であると認める者は、これをその措置に係る市町村の長に報告し、又は通知すること。

(児童相談所長の採るべき措置)

第26条 児童相談所長は、第25条の規定による通告を受けた児童、第25条の7第1項第1号若しくは第2項第1号、前条第1号又は少年法(昭和23年法律第168号)第18条第1項の規定による送致を受けた児童及び相談に応じた児童、その保護者又は妊産婦について、必要があると認めるときは、次の各号のいずれかの措置を採らなければならない。

- 1 次条の措置を要すると認める者は、これを都道府県知事に報告すること。
- 2 児童又はその保護者を児童福祉司若しくは児童委員に指導させ、又は都道府県以外の者の設置する児童家庭支援センター若しくは都道府県以外の障害者自立支援法第5条第17項に規定する相談支援事業(次条第1項第2号及び第34条の6において「相談支援事業」という。)を行う者に指導を委託すること。
- 3 第25条の7第1項第2号又は前条第2号の措置が適当であると認める者は、これを福祉事務所に送致すること。
- 4 保育の実施等が適当であると認める者は、これをそれぞれその保育の実施等に係る都道府県又は市町村の長に報告し、又は通知すること。
- 5 第21条の6の規定による措置が適当であると認める者は、これをその措置に係る市町村の長に報告し、又は通知すること。

前項第1号の規定による報告書には、児童の住所、氏名、年齢、履歴、性行、健康状態及び家庭環境、同号に規定する措置についての当該児童及びその保護者の意向その他児童の福祉増進に関し、参考となる事項を記載しなければならない。

(都道府県の採るべき措置)

第27条 都道府県は、前条第1項第1号の規定による報告又は少年法第18条第2項の規定による送致のあつた児童につき、次の各号のいずれかの措置を採らなければならない。

- 1 児童又はその保護者に訓戒を加え、又は誓約書を提出させること。
- 2 児童又はその保護者を児童福祉司、知的障害者福祉司、社会福祉主事、児童委員若しくは当該都道府県の設置する児童家庭支援センター若しくは当該都道府県が行う相談支援事業に係る職員に指導させ、又は当該都道府県以外の者の設置する児童家庭支援センター若しくは当該都道府県以外の相談支援事業を行う者に指導を委託すること。
- 3 児童を里親に委託し、又は乳児院、児童養護施設、知的障害児施設、知的障害児通園施設、盲ろうあ児施設、肢体不自由児施設、重症心身障害児施設、情緒障害児短期治療施設若しくは児童自立支援施設に入所させること。
- 4 家庭裁判所の審判に付することが適当であると認める児童は、これを家庭裁判所に送致すること。

(保護者の児童虐待等の場合の措置)

第28条 保護者が、その児童を虐待し、著しくその監護を怠り、その他保護者に監護させることが著しく当該児童の福祉を害する場合において、第27条第1項第3号の措置を採ることが児童の親権を行う者又は未成年後見人の意に反するときは、都道府県は、次の各号の措置を採ることができる。

- 1 保護者が親権を行う者又は未成年後見人であるときは、家庭裁判所の承認を得て、第27条第1項第3号の措置を採ること。
- 2 保護者が親権を行う者又は未成年後見人でないときは、その児童を親権を行う者又は未成年後見人に引き渡すこと。ただし、その児童を親権を行う者又は未成年後見人に引き渡すことが児童の福祉のため不相当であると認めるときは、家庭裁判所の承認を得て、第27条第1項第3号の措置を採ること。

前項第1号及び第2号ただし書の規定による措置の期間は、当該措置を開始した日から2

年を超えてはならない。ただし、当該措置に係る保護者に対する指導措置(第27条第1項第2号の措置をいう。以下この条において同じ。)の効果等に照らし、当該措置を継続しなければ保護者とその児童を虐待し、著しくその監護を怠り、その他著しく当該児童の福祉を害するおそれがあると認めるときは、都道府県は、家庭裁判所の承認を得て、当該期間を更新することができる。

第1項及び前項の承認(以下「措置に関する承認」という。)は、家事審判法の適用に関しては、これを同法第9条第1項甲類に掲げる事項とみなす。

都道府県は、第2項の規定による更新に係る承認の申立てをした場合において、やむを得ない事情があるときは、当該措置の期間が満了した後も、当該申立てに対する審判が確定するまでの間、引き続き当該措置を採ることができる。ただし、当該申立てを却下する審判があつた場合は、当該審判の結果を考慮してもなお当該措置を採る必要があると認めるときに限る。

家庭裁判所は、措置に関する承認の申立てがあつた場合は、都道府県に対し、期限を定めて、当該申立てに係る保護者に対する指導措置に関し報告及び意見を求め、又は当該申立てに係る児童及びその保護者に関する必要な資料の提出を求めることができる。

家庭裁判所は、措置に関する承認の審判をする場合において、当該措置の終了後の家庭その他の環境の調整を行うため当該保護者に対し指導措置を採ることが相当であると認めるときは、当該保護者に対し、指導措置を採るべき旨を都道府県に勧告することができる。

#### (立入調査)

第29条 都道府県知事は、前条の規定による措置をとるため、必要があると認めるときは、児童委員又は児童の福祉に関する事務に従事する職員をして、児童の住所若しくは居所又は児童の従業する場所に立ち入り、必要な調査又は質問をさせることができる。この場合においては、その身分を証明する証票を携帯させ、関係者の請求があつたときは、これを提示させなければならない。

#### (同居児童の届出)

##### 第30条

保護者は、経済的理由等により、児童をそのもとにおいて養育しがたいときは、市町村、都道府県の設置する福祉事務所、児童相談所、児童福祉司又は児童委員に相談しなければならない。

#### (児童の一時保護)

第33条 児童相談所長は、必要があると認めるときは、第26条第1項の措置をとるに至るまで、児童に一時保護を加え、又は適当な者に委託して、一時保護を加えさせることができる。

都道府県知事は、必要があると認めるときは、第27条第1項又は第2項の措置をとるに至るまで、児童相談所長をして、児童に一時保護を加えさせ、又は適当な者に、一時保護を加えることを委託させることができる。

前2項の規定による一時保護の期間は、当該一時保護を開始した日から2月を超えてはならない。

前項の規定にかかわらず、児童相談所長又は都道府県知事は、必要があると認めるときは、引き続き第1項又は第2項の規定による一時保護を行うことができる。

#### (親権喪失宣告の請求)

第33条の6 児童又は児童以外の満20歳に満たない者(次条及び第33条の8において「児童等」という。)の親権者が、その親権を濫用し、又は著しく不行跡であるときは、民法第834条の規定による親権喪失の宣告の請求は、同条に定める者のほか、児童相談所長も、これを行うことができる。

#### (未成年後見人選任の請求)

第33条の7 児童相談所長は、親権を行う者及び未成年後見人のない児童等について、その福祉のため必要があるときは、家庭裁判所に対し未成年後見人の選任を請求しなければならない。

児童相談所長は、前項の規定による未成年後見人の選任の請求に係る児童等(児童福

社施設に入所中の児童を除く。)に対し、親権を行う者又は未成年後見人があるに至るまでの間、親権を行う。ただし、民法第797条の規定による縁組の承諾をするには、厚生労働省令の定めるところにより、都道府県知事の許可を得なければならない。

(未成年後見人解任の請求)

第33条の8 児童等の未成年後見人に、不正な行為、著しい不行跡その他後見の任務に適しない事由があるときは、民法第846条の規定による未成年後見人の解任の請求は、同条に定める者のほか、児童相談所長も、これを行うことができる。

(乳児院)

第37条 乳児院は、乳児(保健上、安定した生活環境の確保その他の理由により特に必要のある場合には、幼児を含む。)を入院させて、これを養育し、あわせて退院した者について相談その他の援助を行うことを目的とする施設とする。

(母子生活支援施設)

第38条 母子生活支援施設は、配偶者のない女子又はこれに準ずる事情にある女子及びその者の監護すべき児童を入所させて、これらの者を保護するとともに、これらの者の自立の促進のためにその生活を支援し、あわせて退所した者について相談その他の援助を行うことを目的とする施設とする。

(児童養護施設)

第41条 児童養護施設は、保護者のない児童(乳児を除く。ただし、安定した生活環境の確保その他の理由により特に必要のある場合には、乳児を含む。以下この条において同じ。)、虐待されている児童その他環境上養護を要する児童を入所させて、これを養護し、あわせて退所した者に対する相談その他の自立のための援助を行うことを目的とする施設とする。

(児童自立支援施設)

第44条 児童自立支援施設は、不良行為をなし、又はなすおそれのある児童及び家庭環境その他の環境上の理由により生活指導等を要する児童を入所させ、又は保護者の下から通わせて、個々の児童の状況に応じて必要な指導を行い、その自立を支援し、あわせて退所した者について相談その他の援助を行うことを目的とする施設とする。

(児童家庭支援センター)

第44条の2 児童家庭支援センターは、地域の児童の福祉に関する各般の問題につき、児童、母子家庭その他の家庭、地域住民その他からの相談に応じ、必要な助言を行うとともに、第26条第1項第2号及び第27条第1項第2号の規定による指導を行い、あわせて児童相談所、児童福祉施設等との連絡調整その他厚生労働省令の定める援助を総合的に行うことを目的とする施設とする。

児童家庭支援センターは、厚生労働省令の定める児童福祉施設に附置するものとする。

(児童福祉施設の長の親権等)

第47条 児童福祉施設の長は、入所中の児童で親権を行う者又は未成年後見人のないものに対し、親権を行う者又は未成年後見人があるに至るまでの間、親権を行う。ただし、民法第797条の規定による縁組の承諾をするには、厚生労働省令の定めるところにより、都道府県知事の許可を得なければならない。

児童福祉施設の長又は里親は、入所中又は受託中の児童で親権を行う者又は未成年後見人のあるものについても、監護、教育及び懲戒に関し、その児童の福祉のため必要な措置をとることができる。

(乳児院等の長による相談及び助言)

第48条の2 乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、情緒障害児短期治療施設及び児童自立支援施設の長は、当該施設の所在する地域の住民に対して、その行う児童の保護に支障がない限りにおいて、児童の養育に関する相談に応じ、及び助言を行うよう努めなければならない。

(保育所の情報提供等)

第48条の3 保育所は、当該保育所が主として利用される地域の住民に対してその行う保育に関し情報の提供を行い、並びにその行う保育に支障がない限りにおいて、乳児、幼児等の保育に関する相談に応じ、及び助言を行うよう努めなければならない。

(罰則)

第61条の3 第18条の8第4項、第18条の12第1項、第21条の12又は第25条の5の規定に違反した者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第61条の5 正当の理由がないのに、第29条の規定による児童委員若しくは児童の福祉に関する事務に従事する職員の職務の執行を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又はその質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくは児童に答弁をさせず、若しくは虚偽の答弁をさせた者は、50万円以下の罰金に処する。

## 民 法（抜粋）

（親権者）

**第 818 条** 成年に達しない子は、父母の親権に服する。

3 親権は、父母の婚姻中は、父母が共同して行う。ただし、父母の一方が親権を行うことができないときは、他の一方が、これを行う。

（離婚又は認知の場合の親権者）

**第 819 条** 父母が協議上の離婚をするときは、その協議で、その一方を親権者と定めなければならない。

2 裁判上の離婚の場合には、裁判所は、父母の一方を親権者と定める。

3 子の出生前に父母が離婚した場合には、親権は、母が行う。ただし、子の出生後に、父母の協議で、父を親権者と定めることができる。

4 父が認知した子に対する親権は、父母の協議で父を親権者と定めたときに限り、父が行う。

5 第1項、第3項又は前項の協議が調わないとき、又は協議をすることができないときは、家庭裁判所は、父又は母の請求によつて、協議に代わる審判をすることができる。

6 子の利益のため必要があると認めるときは、家庭裁判所は、子の親族の請求によつて、親権者を他の一方に変更することができる。

（監護及び教育の権利義務）

**第 820 条** 親権を行う者は、子の監護及び教育をする権利を有し、義務を負う。

（居所の指定）

**第 821 条** 子は、親権を行う者が指定した場所に、その居所を定めなければならない。

（懲戒）

**第 822 条** 親権を行う者は、必要な範囲内で自らその子を懲戒し、又は家庭裁判所の許可を得て、これを懲戒場に入れることができる。

（職業の許可）

**第 823 条** 子は、親権を行う者の許可を得なければ、職業を営むことができない。

（財産の管理及び代表）

**第 824 条** 親権を行う者は、子の財産を管理し、かつ、その財産に関する法律行為についてその子を代表する。ただし、その子の行為を目的とする債務を生ずべき場合には、本人の同意を得なければならない。

（父母の一方が共同の名義でした行為の効力）

**第 825 条** 父母が共同して親権を行う場合において、父母の一方が、共同の名義で、子に代わつて法律行為をし、又は子のこれをするに同意したときは、その行為は、他の一方の意思に反したときであっても、そのために、その効力を妨げられない。ただし、相手方が悪意であつたときは、この限りでない。

（親権の喪失の宣告）

**第 834 条** 父又は母が、親権を濫用し、又は著しく不行跡であるときは、家庭裁判所は、子の親族又は検察官の請求によつて、その親権の喪失を宣告することができる。

（親権又は管理権の喪失の宣告の取消し）

**第 836 条** 前2条に規定する原因が消滅したときは、家庭裁判所は、本人又はその親族の請求によつて、前2条の規定による親権又は管理権の喪失の宣告を取り消すことができる。

（親権又は管理権の辞任及び回復）

**第 837 条**

親権を行う父又は母は、やむを得ない事由があるときは、家庭裁判所の許可を得て、親権又は管理権を辞することができる。

2 前項の事由が消滅したときは、父又は母は、家庭裁判所の許可を得て、親権又は管理権を回復することができる。

（後見の開始）

**第 838 条** 後見は、次に掲げる場合に開始する。

1 未成年者に対して親権を行う者がいないとき、又は親権を行う者が管理権を有しないとき。

2 後見開始の審判があつたとき。

（未成年後見人の選任）

**第 840 条** 前条の規定により未成年後見人となるべき者がいないときは、家庭裁判所は、未成年被後見人又はその親族その他の利害関係人の請求によつて、未成年後見人を選任する。未成年後見人が欠けたときも、同様とする。

（未成年後見人の数）

**第 842 条** 未成年後見人は、一人でなければならない。

（後見人の解任）

**第 846 条** 後見人に不正な行為、著しい不行跡その他後見の任務に適しない事由があるときは、家庭裁判所は、後見監督人、被後見人若しくはその親族若しくは検察官の請求により又は職権でこれを解任することができる。

## 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（抜粋）

平成13年4月13日公布 法律第 31号  
平成19年7月11日公布 法律第113号

### （定義）

- 第1条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力（身体に対する不法な攻撃であつて生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。）又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動（以下この項において「身体に対する暴力等」と総称する。）をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であつた者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。
- 2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。
- 3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。

### （国及び地方公共団体の責務）

- 第2条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の自立を支援することを含め、その適切な保護を図る責務を有する。

### （配偶者暴力相談支援センター）

- 第3条 都道府県は、当該都道府県が設置する婦人相談所その他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。
- 2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。
- 3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。
- 一 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は婦人相談員若しくは相談を行う機関を紹介すること。
  - 二 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。
  - 三 被害者（被害者がその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。次号、第6号、第5条及び第8条の3において同じ。）の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。
  - 四 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
  - 五 第4章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。
  - 六 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
- 4 前項第3号の一時保護は、婦人相談所が、自ら行い、又は厚生労働省大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。
- 5 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

### （婦人相談員による相談等）

- 第4条 婦人相談員は、被害者の相談に応じ、必要な指導を行うことができる。

### （婦人保護施設における保護）

- 第5条 都道府県は、婦人保護施設において被害者の保護を行うことができる。

### （配偶者からの暴力の発見者による通報等）

- 第6条 配偶者からの暴力（配偶者又は配偶者であつた者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。）を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。
- 2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかつたと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。
- 3 刑法（明治40年法律第45号）の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前2項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。
- 4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかつたと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。

(配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等)

第7条 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第3条第3項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。

(警察官による被害の防止)

第8条 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法(昭和29年法律第162号)、警察官職務執行法(昭和23年法律第136号)その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(警察本部長等の援助)

第8条の2 警視総監若しくは道府県警察本部長(道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第15条第3項において同じ。)又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。

(福祉事務所による自立支援)

第8条の3 社会福祉法(昭和26年法律第45号)に定める福祉に関する事務所(次条において「福祉事務所」という。)は、生活保護法(昭和25年法律第144号)、児童福祉法(昭和22年法律第164号)、母子及び寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(被害者の保護のための関係機関の連携協力)

第9条 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所等都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

(苦情の適切かつ迅速な処理)

第9条の2 前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

(保護命令)

第10条 被害者(配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫(被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下この章において同じ。))を受けた者に限る。以下この章において同じ。)が、配偶者からの身体に対する暴力を受けた者である場合にあっては配偶者からの更なる身体に対する暴力(配偶者からの身体に対する暴力を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。第12条第1項第2号において同じ。)により、配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた者である場合にあっては配偶者から受ける身体に対する暴力(配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。同号において同じ。)により、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者(配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者。以下この条、同項第3号及び第4号並びに第18条第1項において同じ。)に対し、次の各号に掲げる事項を命ずるものとする。ただし、第2号に掲げる事項については、申立ての時に被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。

- 一 命令の効力が生じた日から起算して6月間、被害者の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この号において同じ。)その他の場所において被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいはならないこと。
- 二 命令の効力が生じた日から起算して2月間、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかいはならないこと。

2 前項本文に規定する場合において、同項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して6月を経過する日までの間、被害者に対して次の各号に掲げるいずれの行為もしてはならないことを命ずるものとする。

- 一 面会を要求すること。
- 二 その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。



- 三 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。
  - 四 電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールを送信すること。
  - 五 緊急やむを得ない場合を除き、午後10時から午前6時までの間に、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールを送信すること。
  - 六 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。
  - 七 その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
  - 八 その性的羞恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する文書、図画その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置くこと。
- 3 第1項本文に規定する場合において、被害者がその成年に達しない子(以下この項及び次項並びに第12条第1項第3号において単に「子」という。)と同居しているときであって、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足りる言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第1項第1号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して6月を経過する日までの間、当該子の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。 )就学する学校その他の場所において当該子の身边につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。ただし、当該子が15歳以上であるときは、その同意がある場合に限る。
  - 4 第1項本文に規定する場合において、配偶者が被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者(被害者と同居している子及び配偶者と同居している者を除く。以下この項及び次項並びに第12条第1項第4号において「親族等」という。)の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第1項第1号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して6月を経過する日までの間、当該親族等の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。 )その他の場所において当該親族等の身边につきまとい、又は当該親族等の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。
  - 5 前項の申立ては、当該親族等(被害者の15歳未満の子を除く。以下この項において同じ。 )の同意(当該親族等が15歳未満の者又は成年被後見人である場合にあっては、その法定代理人の同意)がある場合限り、することができる。

(管轄裁判所)

- 第11条 前条第1項の規定による命令の申立てに係る事件は、相手方の住所(日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所)の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。
- 2 前条第1項の規定による命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。
    - 一 申立人の住所又は居所の所在地
    - 二 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫が行われた地

(保護命令の申立て)

- 第12条 第10条第1項から第4項までの規定による命令(以下「保護命令」という。)の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面で行わなければならない。
- 一 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況
  - 二 配偶者からの更なる身体に対する暴力又は配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後の配偶者から受ける身体に対する暴力により、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいと認めるに足りる申立ての時における事情
  - 三 第10条第3項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時における事情

四 第10条第4項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時にける事情

五 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前各号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項

イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称

ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所

ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容

ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容

- 2 前項の書面(以下「申立書」という。)に同項第5号イからニまでに掲げる事項の記載がない場合には、申立書には、同項第1号から第4号までに掲げる事項についての申立人の供述を記載した書面で公証人法(明治41年法律第53号)第58条ノ2第1項の認証を受けたものを添付しなければならない。

(事件の記録の閲覧等)

第19条 保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、相手方にあつては、保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日に指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。

(職務関係者による配慮等)

第23条 配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者(次項において「職務関係者」という。)は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。

- 2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。

(罰則)

第29条 保護命令に違反した者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

第30条 第12条第1項(第18条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、10万円以下の過料に処する。

#### 附 則 (平成19年7月11日法律第113号)

(経過措置)

第2条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第10条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

# わたしのネットワーク

A large rectangular frame containing 18 horizontal dashed lines for writing. In the bottom-left corner, there is a small illustration of a yellow flower with green leaves. In the bottom-right corner, the frame is folded over, creating a triangular flap.